日本の朝鮮文化財略奪史

日本の朝鮮文化財
略奪史

朝鮮・平壌
外国文出版社
チュチェ103(2014)年

はじめに

日本帝国主義は朝鮮占領四〇余年間、ファッショ支配のもとありとあらゆる罪業を働いた。その最も悪辣な犯罪の一つが、朝鮮民族の歴史・伝統の抹殺を意図した朝鮮民族文化財の破壊・略奪であった。それは、期間、手法、処理からして史上たぐいない白昼強盗にもまがう蛮行、朝鮮民族の魂を奪い、民族の抹殺をはかる恐るべき犯行であった。

文化財は、そこに国家・民族固有の精神をはじめとする民族性、創造的才能がこもっていることで、民族性のシンボル、民族の文化および精神・道徳の結晶体とされているのであり、人々に民族的誇り、祖国愛の精神を植えつける手段の一つとして、世々代々連綿として継承されるべきまたとない民族の財宝である。

日本の朝鮮文化財破壊・略奪行為は偶然による部分的な行為ではなく、朝鮮占領以前から計画・準備され、それ以来やむことなく強行された組織的犯行であった。それに、彼らの略奪行為は、朝鮮支配を前後した期間に限られたものでなく、久しい歴史的背景を持っているのである。

四百余年前の壬辰祖国戦争（豊臣秀吉の朝鮮出兵）当時、侵略軍は朝鮮の文化財を大量に破壊し、

略奪している。このことは、二〇世紀初めにおける日本帝国主義の朝鮮文化財破壊・略奪の根元が四百年前にあることを物語っている。

日本の朝鮮文化財破壊・略奪はいかなる弁明をもってしても正当化されえない、反文化的・反人倫的犯罪である。

本書には、日本の野蛮な朝鮮文化財略奪の様相が歴史的な資料に基づいて考察されている。

目　次

目次

一　壬辰祖国戦争当時日本侵略軍による文化財の破壊・略奪

一五九二（壬辰）年、朝鮮に奇襲上陸した日本侵略軍は、全占領地域で無数の朝鮮人を殺戮し、放火・破壊・略奪に狂奔した。

壬辰祖国戦争は、豊臣秀吉の命令を受けた日本侵略軍の文化財破壊・略奪、住民拉致などの蛮行を反映して、日本国内でも「皆殺し戦争」「磁器戦争」「活字戦争」「拉致戦争」などと酷評された前代未聞の犯罪行為であった。

1　文化財の破壊

一五九二年四月一三日、朝鮮南海に面した釜山（プサン）上陸をもって侵略戦争を開始した日本軍は、防御態勢の取られていなかった朝鮮軍の抵抗を退けつつ数十日にして、漢城（ハンソン）（ソウル）に攻め入った。彼らは至る所で朝鮮人民の創造的知恵・才能のこもる貴重な文化財を破壊・焼却した。

建築文化遺産の破壊・焼却

侵略軍は、漢城、平壌（ピョンヤン）をはじめ全国各地の貴重な建築文化遺産を手当たり次第に破壊・焼却した。漢城ではまず城を破壊し、東大門に火を放ち、その後朝鮮軍の猛攻を受けて退却を始めた際は、建築物に一斉に火を付け、全城内を灰燼に帰せしめた。

こうして、二〇〇年の歴史を持つ朝鮮封建王朝の皇居景福宮と離宮昌徳宮ならびにすぐれた一切の付属建築物が全焼し、弘仁門をはじめ漢城の全城門が破壊・焼却された。侵略軍はあまっさえ歴代王の位牌を安置する宗廟にまで火を放った。漢城占領軍の首将浮田秀家は宗廟に指揮所を定めていたが、ここを守る兵員が次々に討ち死にするのに狼狽して、宗廟に火を放ったのである。

他方、平壌占領軍は、高句麗（コグリョ）時代の建築物である永明寺（三九三年造営）の浮碧楼と高麗（コリョ）時代の建築物崇仁殿を焼却し、永崇殿、大同門楼、練光亭、珍瑞閣、風月楼、大同館、清華館など多くの建築物を破壊した。

侵略軍は仏教寺院も容赦しなかった。

慶州（キョンジュ）に侵攻した加藤清正は、七〇余棟もの仏国寺の建物をことごとく焼き払った。この蛮行について、日本の図書『朝鮮物語』には、「大仏殿をはじめ城内の建物はただの一棟も残さず火が放たれた。

夜になったが、遠くまで火炎に照らされ、真昼のようであった」と記されている。

一五九三年五月、仏国寺に攻め入った日本兵は、寺院内にいた僧侶たちを殺し、一〇〇余の部屋に火を付けた。当時、戦乱を避けて長寿殿にひそんでいた曇華（タムファ）大師が弟子たちと共に駆けつけた時は、大雄殿、極楽殿、紫霞門などの二〇〇〇余間がすべて焼き払われた後だった。そこでは、金銅仏像と玉製品、石橋、宝塔のみが火難を免れたという話が朝鮮の古書『古今創記』に伝えられている。

侵略軍は、四〇〇余棟からなる慶尚（キョンサン）南道梁山（リャンサン）郡の大寺院通度寺を焼き払い、景福宮の勤政殿に次ぐ大建築物であった全羅（チョンラ）南道求礼（クレ）郡の華厳寺覚皇殿とその前庭の獅子塔、それに、朝鮮にごくわずか残っていた三層木造建築物の一つである全羅北道金堤（キムジェ）郡の金山寺弥勒殿と、二層建築物の平安（ピョンアン）南道安国寺の大雄殿、高さ二七メートルもの貴重な五重木塔である忠清（チュンチョン）北道報恩（ポウン）郡俗離（ソクリ）山の法住寺捌相殿など全国の数多くの寺院を破壊・焼却した。

欲に目がくらんだ侵略兵たちは、王陵そのほかの墳墓も荒らした。

一五九二年九月、朝鮮封建王朝第九代成宗（ソンジョン）王の宣陵と第一一代中宗（チュンジョン）王の靖陵（共に京畿（キョンギ）道広州（クァンジュ）にある）を盗掘した侵略者たちは、王の遺体を棺の外へ放り出し、貴重な副葬品をことごとく盗み出した後、玄室に火を放った。

同年一二月には、楊州（ヤンジュ）にある第一三代明宗（ミョンジョン）王の康陵と第一一代中宗王の第三王妃尹（ユン）氏の泰陵の盗掘をはかったが、強固にかたまった石灰壁を崩すことができなかった。

盗掘の状況について朝鮮の当時の史書には、「明宗大王康陵の処々に燃え跡があり、王妃の陵は全焼したが、両陵の石製の物品はすべて従前通りにあり、亭閣は残らず燃え失せた。泰陵は陵の前側が掘り崩され、欄干石の前側半分が破砕された」「凶悪な夷どもが悪事を働いて宗廟を廃墟に帰せしめ、はなはだしいことには先代王の陵にまで累が及んだのであるから、鬼神と人間の怨念はここに極限に達した」と記されている。

当時、道体察使（地方に起きた乱を鎮定するために派遣された軍の総指揮官）柳成龍(リュソンリョン)はその著『懲毖録』（巻一六）に、「壬辰年に敵が漢城に襲来し、毎日のように城外を徘徊して略奪を働き、あまっさえ国の陵墓すら無事に残さなかった」と記している。

侵略軍は王陵ばかりか墳墓という墳墓を手当たり次第に荒らし、副葬品を略取した。

古書籍及び各種文化財の破壊・焼却

当時、侵略軍は歴代の王朝実録その他の書籍をはじめ各種の文化財を破壊・焼却した。

なによりもまず、侵略者の蛮行で、弘文館、春秋館などに保管されていたあまたの書籍が灰燼に帰した。それらは、一四世紀末以来、首都と各地方で金属活字と組み版技術によって刊行された、文化的価値の大きい書籍であった。特に春秋館と忠州(チュンジュ)史庫、星州(ソンジュ)史庫に保存されていた朝鮮封建王朝建国以

来の歴史を記録した実録は、第一三代王までの一七五年間にわたる政府日誌で、八〇〇余巻にのぼる膨大なものであったがことごとく焼き払われ、全州(チョンジュ)史庫の物だけが愛国的人民の手によって災難を免れた。全羅道泰仁(テイン)の住民孫弘禄(ソンホンロク)と安義(アンイ)らは、全州史庫の朝鮮封建王朝実録と『高麗史』など貴重な民族の古典を井邑(チョンウプ)の内蔵(ネジャン)山に移し、さらに侵略軍が全羅道に侵入する危険が生じると、船で忠清(チュンチョン)道牙山(アサン)を経て黄海(ファンヘ)道の海州(ヘジュ)に移した。一五九七年の再侵攻時、孫弘禄は五〇牛車分の史書を江華(カンファ)島に移し、さらに船に積んで難を避け、安州(アンジュ)経由で遠く妙香(ミョヒャン)山の仏影台(プルヨンデ)に運んで保管した。このようにして、朝鮮封建王朝実録と『高麗史』などの古典は戦災を免れたのであった。当時、妙香山に難を避け保存されていた実録は、壬辰祖国戦争の終結後四帙の王朝実録中唯一残存したもので、のち、実録を復刻する際の原本として役立てられた。

侵略軍は、各種の観測具、器械類それに楽器などまで破壊・焼却した。

王朝二〇〇年の間に製作・整備された、世界的に最も精密な測雨器（雨量計）と水位尺（川の流量測定器）などの観測具や機器類が完全に破壊されて、戦後かなりの間気象観測が中断されるほかなかった。

また、当代の楽器と楽制（楽譜）もことごとく焼却された。幸いにして、その後、難を免れた『楽学軌範』（一四九三年編纂。朝鮮の中世音楽と舞踊について叙述されている）を参考にして楽器と楽制は修復されたのであった。

以上のほかにも、侵略軍によって全国各地で朝鮮人民の知恵・才能のこもる数多くの文化財が破壊され、民族の優秀性を示す実物資料や歴史文献資料があまた紛失した。
当時、侵略軍の蚕行で、官庁や民間で作成された多くの文書が無くなり、歴史担当官吏たちの私有の書類などもほとんど焼失ないし破損した。

2　文化財の略奪

侵略軍は、朝鮮の貴重な文化財を見つけ次第強奪した。
彼らは、各種の書籍、絵画、金属活字、工芸品、楽器、陶磁器などを略奪しており、そのことのために壬辰祖国戦争は日本国内で「磁器戦争」「活字戦争」「拉致戦争」などとも称されているのである。
彼らは、朝鮮の文化財略奪に血眼になり、侵略軍内に戦闘兵力以外に図書、工芸、金属、宝物、捕虜、家畜を受け持った六個の部を設けた。図書部は書籍類、工芸部は磁器その他の工芸品の収奪と木工、職工、土工など職人の拉致、捕虜部は若い男女特に女性の拉致、金属部は兵器と金属工芸品、宝物部は金銀宝貨や珍奇な財物、畜部は家畜などの略奪を担当した。
このように略奪専門の特殊部隊を組織した侵略軍は、進駐地で各種の書籍、金属活字、工芸品、絵

画、仏像、梵鐘、それに民間の生活用品に至るまで見境なく強奪し、日本へ持ち去った。そこには、六部に属していなかった敵将はもとより下層の兵卒、船頭、運搬工などまで負けず劣らじと文化財の略奪に血眼になった。

そうした文化財略奪の状況を日本の図書『近世日本国民史』（第一九巻）は、日本が朝鮮から持ち帰った物は決して少なくなかったとし、工芸面では磁器類が最も重要であり、文化面では活版印刷（活字）が重要な物であったとし、同時に書籍も多かったと叙述している。

各種書籍の略奪

侵略軍は各種の書籍を大量に略奪したが、なかでも彼らの言う「朝鮮本」の略奪に大きな力を入れた。

豊臣秀吉は朝鮮出兵に当たり、特別に信任していた安国寺恵瓊（安芸の国安国寺の住職、伊予六万石の領主。？～一六〇〇年）を朝鮮に送り、朝鮮の四大史庫の一つ星州史庫の書籍を奪って来るよう命じた。恵瓊はそれが思い通りにいかず強奪に失敗すると、史庫に火を放ちおびただしい書籍を焼き払った。秀吉はまた、自分の文書係兼相談役に登用していた京都相国寺の僧承兌と南禅寺の僧霊山、東福寺の僧永哲らを朝鮮に送っているが、彼らも多くの活字と書籍を略奪している。

今、どんな本がどれほど誰の手中にあるかは定かでないが、その大半は朝鮮に出兵した諸大名らの所有になったと見なされている。

このことについて、現代史を専攻している日本のある学者は、「日本の各地に大名たちの所蔵品であった珍しい朝鮮本が大量に実在していることの意味をわれわれはよく考えてみる必要がある」と指摘している。

侵略軍が略奪した書籍のうち現存している物の中には、日本の重要文化財に指定されている三四代に渡る高麗王朝四七五年間の歴史を扱った『高麗史節要』（一四五三年刊）全三五巻の初刊本もある。名古屋の蓬左文庫に保存されている本書は、甲寅活字（一四三四年鋳造活字）による印刷本で、その活字は刊行年度を見てわかる通り、世界的に最も古い銅活字の一つである。一四五〇年より以前に銅活字で印刷された原本も日本に現存している。

彼らは、一五世紀に金属活字で印刷した『揚輝算法』『算学啓蒙』『詳明算法』などの数学書なども奪って行ったが、そこには『算板』という本もあり、この本を元にして日本ではそろばんが盛んに製作され、普及しはじめた。また、朝鮮から持ち帰った数学書の翻訳を通して数学の知識が普及しはじめたが、これが和算の基礎になった。彼らはまた、朝鮮の三大高麗医学古典の一つである『医方類聚』（一四四五年第一次編纂、一四四七年第二次編纂）も奪って行った。

略奪した書籍の多くは後に主に江戸幕府により複写・翻訳出版され広く普及したが、その場合「朝

鮮本」を原本として復刊するのが通例であった。朝鮮出兵の大名たちは「朝鮮本」を所蔵していることを大きな誇りとしていたと言われ、戦後朝鮮では手にできなかった本が日本でしばしば発見されており、このことからも、侵略者たちが朝鮮の書籍にいかに大きな関心を寄せ、略奪に狂奔したかがわかろうというものである。

当時日本に奪い去られた「朝鮮本」の所蔵地を見ると、京都伏見、江戸城南、駿府静岡、尾張名古屋、前田家、東京、山口などを挙げることができる。江戸城南の富岬亭文庫にあった書籍は現在、宮内庁書陵部に九四三巻、内閣文庫に二九六六巻が保管されており、前田家の金沢尊敬閣文庫には一〇三七巻、山口の毛利文庫には一六三巻が所蔵され、ほかに個人の所蔵、鹿児島大学など諸大学図書館の蔵書中にも見られる。

書籍の大量略奪に災いされて、戦後、朝鮮の科学・文化の発展は著しく阻害された。終戦直後の一六〇〇年二月、国王は弘文館に命じて、戦前には容易に入手できた『四書諺解』『孫子』『歴代兵要』『十九史略』『訓蒙字会』のような書籍を全国各地を巡って求めてくるようにとの措置を講ぜざるを得なかった。この一事をもってしても、侵略者が略奪した書籍がいかに大量であったかが推察できるであろう。

金属活字の略奪

侵略軍は朝鮮のすぐれた金属活字を大量に奪い去り、これに基づき日本では金属活字による活版印刷の道が開かれた。

朝鮮では金属活字が高麗時代に世界に先駆けて発明され、朝鮮封建王朝時代にも数度にわたり数十万個の活字が鋳造され、これらによって朝鮮封建王朝実録などの史書をはじめ兵学書、地理書、農書、経本などさまざまの本が印刷された。これらに使用された金属活字―「癸未字」（一四〇三年鋳造活字。一〇万）、「庚子字」（一四二〇年鋳造活字）、甲寅字（一四三四年鋳造活字。二〇余万）などが侵略軍によって奪い去られたのであるが、日本ではこれを使って印刷を行いはじめたのである。

彼らが略奪した金属活字の数は二〇万を超えており、その多くが現在も日本の有名な印刷会社に保管されている。日本では朝鮮の活字で印刷した当時の本を「慶長本」と呼んで珍重している。

徳川家康は、秀吉の配下が略奪した活字を没収して、一〇四部三〇八一巻の書籍を出版することに役立てたが、その時に使用された活字は和歌山県の紀伊家に伝えられており、東京大学中央図書館に寄贈された南葵文庫には大活字一〇〇〇余、小活字五〇〇余が保管されている。

江戸時代初期に出版された学問書の七〇パーセントは、朝鮮から奪い去った古典を原本にしたと言われている。朝鮮の医学者許浚（ホジュン）（一六世紀中期～一七世紀前期）の編纂著『東医宝鑑』（一六一〇年編纂、一六一一年出版）は、高麗医学の百科辞典とされ、内容の豊富なことで中国と日本で数次出版されているが、日本では一六一三年、一七二三年、一七九九年に出版され、その最初の刊行本（一六一三年刊）は、朝鮮から奪い去った一〇万の銅活字をもって印刷されたという。日本では、江戸時代初め、朝鮮の金属活字をもって政治、軍事、経済など諸分野の書籍を印刷しているが、その多くは官学や藩学の教材に利用された。ほかにも、仏教寺院や民間の学者により朝鮮の金属活字をもってさまざまな書籍が出版されている。

日本の一学者は、「文禄・慶長の役は、まことに遺憾な戦争であったが、この戦争を契機として日本の社会に印刷革命が起こると共に、思想家の思想革新が促された」（阿部吉雄。『日本朱子学と朝鮮』）と指摘している。

このように日本はそれによって自国内に印刷革命が起きるほど、戦争の全期間朝鮮からおびただしい金属活字を奪って行ったのであり、そのことで壬辰祖国戦争を「活字戦争」とも称しているのである。

侵略軍の金属活字破壊・略奪により、世界最初の金属活字発明国朝鮮は鋳字所が焼失し、銅活字もほとんど無くなり、その後およそ七〇年間、活版印刷はほとんど中断されてしまった。印刷担当の校書館では失業状態が続き、年に一冊の本も印刷できない状態にあり、国は、個人所有の銅活字を買い求め

ようという論議さえなされるほどの苦境に立たされていた。

各種文化財の略奪

侵略軍は仏教寺院を襲って多くの仏画や梵鐘など各種の文化財を大々的に強奪したが、今日も日本の諸寺院にはそれらの仏画や梵鐘がかなり多く保管されている。仏画の代表的な作品には、『菩薩三尊十王図』『唐絵釈迦尊』『冥府十王審判図』『楊柳観音像』『五仏尊像』『円覚曼荼羅』などがある。広島県福山市の安国寺に保管されている『菩薩三尊十王図』は恵瓊が朝鮮から持ち帰った物で、国宝級の、芸術的価値の大きい作品である。図の下方に「癸未（一五八三年）全羅道潭陽府龍九山般若岩」と記されている。

『楊柳観音像』は鏡神社に保管されているが、高麗時代の作で、日本の国宝に指定されている。現在、制作年代の確かな朝鮮仏画の中で、壬辰祖国戦争前の作品は世界的におよそ五〇数点残存しているが、そのほとんどが日本にあり、制作国の朝鮮にはわずか数点が残っているにすぎない。このように、侵略軍は朝鮮のほとんどすべての寺院を襲い、貴重な文化財を残らず強奪したのである。

彼らは仏画のみならず、梵鐘も少なからず略奪しているが、その多くが日本の諸寺院に吊るされており、朝鮮鐘を模倣した鐘も広く流行した。

日本に現存する朝鮮鐘は六〇余で、その多くは朝鮮に近い九州（一七）や瀬戸内海沿いの山陽地方（一二）に分布している。これら両地方は倭寇がこの一帯を拠点として、高麗時代以降頻繁に朝鮮に襲来し、朝鮮鐘を含む多くの財物を略奪していたからである。

現在、略奪した朝鮮鐘のうち追銘のある物は一七で、雲樹寺の鐘、光明寺の鐘、安養寺の鐘などその半数以上の明記年代は一三六七年から一三八一年までである。

朝鮮鐘の美しい形と華麗な装飾文に魅せられた豊臣秀吉の侵略軍たちは数多くの梵鐘を日本に持ち帰って諸寺院に吊り下げ、あるいは大名の所蔵品とした。

上宮神社の鐘（八三三年製）、不動院の鐘（一一世紀前半期製）、天倫寺の鐘（一〇一一年製）、天井寺の鐘（一二〇一年製）は壬辰祖国戦争の際の略奪品である。

福井県にある上宮神社の鐘は、一五九七年、秀吉の命で侵略軍が朝鮮から奪って帰った物である。「太和七（八三三）年三月」の銘があり、羽衣をなびかせる二人の天女が鐘の左右に浮き彫りにされているこの鐘は新羅時代の物で、現在日本の国宝に指定されている。

日本の侵略者たちは、高麗時代と朝鮮封建王朝時代の磁器や螺鈿漆器などの工芸品もおびただしく略奪した。略取した磁器は上層部の武家や大名、商人、茶人などに高い値段で売られた。茶碗一碗が一城の値ないし米一万石の値に匹敵するほど、それらの磁器は珍重された。

螺鈿漆器も日本人の人気を呼び、それ以来漆器が広く流行するに至った。

侵略軍は卒塔婆の略奪もためらいなく行った。古典的味わいの深いことで全国に名の知られている石川県金沢市の兼六園に解釈塔という名の石塔が立っている。これは、加藤清正が朝鮮から持ち帰って秀吉に進上し、秀吉はそれを前田利家に与えた物だと言う。

以上のほかにも、侵略軍が朝鮮から奪って帰った財物はいろいろとある。秀吉と因縁の深い大分県日出町の相国寺には、秀吉の遺品が保管されているが、そこには朝鮮の瓢箪、香炉、千匹猿を彫刻したユスラウメの工芸品、五百羅漢の天竺菩提樹など朝鮮から略奪して彼に進呈した品もある。

略奪者たちは、めぼしい物と見ると分別を忘れて手を付け、建物の戸や農村の石橋、動植物まで奪って行った。

加藤清正ら大名たちは、朝鮮虎を捕らえて秀吉に進上し、清正は娘の結婚時、持参の品として虎皮を与えている。

日本の一学者は、「秀吉の侵略戦争は、朝鮮文化を根こそぎ日本に運んだ、文化の略奪戦争でもあったのである」として、日本軍の朝鮮出兵を侵略戦争と極め付け、その略奪性を指摘している。

技術者の拉致

侵略軍は、最も価値ある戦利品は人間であるとして、技術者、平民、女性など大勢の朝鮮人を拉致

し、日本へ連れ去った。

豊臣秀吉は、朝鮮に向かう大名たちに「朝鮮人捕らえ置き候うち、細工つかまつる者、ならびに縫官、手のきき候女あるにおいては、進上あるべく候」と命じた。この命を奉じた大名以下武士、兵卒らは、「朝鮮人狩り」を大々的に繰り広げた。こうして壬辰祖国戦争は、『朝鮮宣教史』（山口正家著）に「七年間にわたる朝鮮役（一五九二〜一五九八年）は、ある面で見ると人間狩り戦争であった」と記されているように「拉致戦争」とも称される様相を呈したのである。

日本に連行された人たちの多くは、学者、僧、医者、画家、音楽家、建築家、陶工、活字の製造及び印刷技術者、刺繍及び紡織技能者など学問及び技術分野の人材で、彼らと略奪した諸書籍の力で日本の性理学、仏教、医学、文学、陶磁工芸、紡績業は大きな発展を遂げたのである。

慶尚道河東（ハドン）郡の人余大男（ヨデナム）は一三歳の時、加藤清正の軍勢につかまって日本に渡り、やがて出家して熊本の有名な寺本妙寺の住持に登りつめた。

侵略軍は漢城を追われる時、城内外の才人や楽人、美人を拉致しているが、彼らによって日本の音楽は著しい発展を遂げた。

とりわけ、連行された朝鮮人陶工たちが日本の陶磁業に決定的な寄与をしたことは注目に値する。

日本の一学者は、「朝鮮からの最大の文化掠奪は、高麗茶碗であり、その技術を持つ陶工集団の日本への連行であった」と述べている。

反面、朝鮮では三〇～四〇年間、平民は陶器が手に入らないので木製の容器で代用し、王室や貴族たちも割れた陶器を継ぎ合わせて使用する有様であった。

侵略軍が朝鮮人陶工の拉致にあれほど大きな力を注いだのは、日本人の間に朝鮮陶磁に対する人気が大きく、それだけ需要が大きかったからである。実際、日本では茶の湯を好む風習が将軍から貴族、商人、庶民に至るすべての階層の人たちの間に広がっていて、彼らは朝鮮で作られた象眼磁器をはじめ各種の磁器、なかでも茶碗や杯をまたとない茶器として珍重し、「高麗茶碗」と称していた。「高麗茶碗」は朝鮮からの輸入品もあったが、多くは倭寇が略奪した物であった。けれどもそれだけで朝鮮磁器の充足をはかることは到底無理であったことから、壬辰祖国戦争を絶好の機会として、おびただしい磁器と共に大勢の陶工を拉致したのである。なかでも陶磁器製造の中心地であった全羅道南原（ナムウォン）から多くの陶工を連行した。南原一帯は白磁製造用の良質の白土の産地であった。日本の大名らは、貧しい下層の陶工を競ってその領地に連行しているが、戦後、西日本一帯に生まれた陶磁器の産地を見ると、それらはいずれも朝鮮に出兵した大名らの領地内にあり、朝鮮に近い九州及び本州の西部地域がほとんどを占めていた。このことについては、日本の学者たちも、九州は朝鮮半島から入来する文化の窓口、経由地として重要な地位を占めてはいたものの文化の成熟地にはなれなかったが、一六世紀末の朝鮮役後朝鮮から連行した陶工たちの手ですぐれた陶磁器が本格的に生産されはじめたとして、「今日、西日本一帯の主要陶磁器産地のほとんどが拉致された陶工たちの開拓したもの」だと認めている。

朝鮮の陶工によって戦後、日本に生まれた代表的な陶磁器の産地と磁器名は次の通りである。

薩摩焼きは鹿児島県一帯で生産されたが、藩主島律義弘が、一五九五年頃に連行した全羅道南原の沈当吉（シムダンギル）ら八〇余名によって始められ、日本磁器の最高の焼き物となった。

佐賀県地方の有田焼きは肥前の藩主鍋島直義が一五九八年に連行した慶尚道の李参平（リチャムピョン）ら約一五〇名の陶工によって始められた。

山口県萩市の萩焼き、福岡県の高取焼き、同じく福岡県の田川郡上野（あがの）村で始まった上野焼きなどなど朝鮮人陶工によって始められた焼き物は数え切れないほど多い。薩摩焼きの窯場の場合五〇余が知られており、肥前一帯には二百数十の窯址が現存する。

磁器の製造術と共に、磁器及び製造と関連し各種の術語と道具も朝鮮から日本に渡り、九州―西日本から日本全国に波及した。伊万里市には連行された無名の陶工八〇〇名の墓が現存している。

侵略軍は陶工以外にも、製紙、印刷、刺繍、紡織などの技術者、画家、建築家その他の部門の技術者も連行している。

鍋島直茂に連行された佐賀県に居住した朝鮮人九山道清は、ポルトガル由来のサラサの染色法を導入して日本の機織り業の発達に寄与した。鍋島は連行した二人の縫工を秀吉に進上している。

高知県中村市の一土豪によって連行された織り子たちは、当地の機織り業で大きな功績をあげたと言われている。高知県八田郡大方町には、長曾我部元親によって連行された織り子たちの「朝鮮国女子

之墓」が今も存在しているが、彼女たちによって手織り技術が都市や農村に伝えられた。長曾我部元親が慶尚道秋月(チュウォル)城から連行した三〇名中の一人であった医者朴好仁(パクホイン)は高知の城下町で豆腐を作って売り、高知の人たちに豆腐の製造法を伝えたという。

人類の歴史には数々の戦争が記録されており、侵略戦争には破壊・略奪が付き物ではあったが、歴史のどのページにも、日本侵略軍のような野蛮な文化の破壊者・略奪者に関する記録は残されていない。

日本侵略軍によって朝鮮文化財の破壊・略奪、一〇余万名もの拉致は、朝鮮民族の文化伝統を抹殺し、政治、経済、文化の発展要因を根こそぎにすることで、朝鮮民族の存在そのものを否定しようとした極めて悪辣な反人倫的犯罪であった。

二　朝鮮の占領・支配時代の文化財略奪

1　文化財略奪の「法的裏付け」を作るべく

朝鮮の侵略に乗り出した初期から、日本帝国主義は朝鮮文化財の破壊・略奪と朝鮮人民の民族性抹殺をめざした。

彼らは、一獲千金を夢見る社会のあぶれ者を朝鮮に送り込んで文化財の略奪をほしいままにさせる一方、御用学者をフィールドワークの名で文化財の調査・強奪に一枚加わらせつつ破壊・略奪の合法的基礎を造成することに取り組んだ。彼らは、日清・日露の戦争前夜など大きな変事のきざしがある時に多くのスパイを朝鮮に潜入させたが、そこには朝鮮文化財の調査を名目とする御用学者も混じっていた。

日清戦争を目前にして、主戦場となる朝鮮に送られた御用学者の中には、東京大学に籍を置く八木奨三郎がいた。戦争開始一年前の一八九三年朝鮮に足を踏み入れた彼は、三国時代の墳墓や支石墓の調

査に名を借りて、京畿道をはじめ諸道を巡り歩いた。彼はまた、朝鮮で覇権を争う日露間の戦雲が急を告げた二〇世紀初めも、朝鮮における人種学的・考古学的・民俗学的資料の蒐集を求める当局の指示で朝鮮に渡り、「考古学者」の名で釜山とソウルの間を行き来しながら多くの遺跡を調査し、当時朝鮮に侵入していた日本軍の庇護の下、墳墓の盗掘、遺物の略奪に専念した。

この日露戦争の前夜、御用学者関野貞もまた朝鮮に送り込まれて、主要な文化財を調査・掌握した。このように学術調査の名で朝鮮文化財の略奪をめざす調査を行う一方、彼らは朝鮮侵略に乗り出した初期、文化財の略奪を合法化するための「法的な裏付け」をでっち上げようとした。

朝鮮の独占をはかる第一歩として日清戦争に乗り出した日本は、当時早くも朝鮮の遺物・宝物の略奪に必要な「法的措置」を講じていた。一八九四年、日清戦争の火を付けた日本はその直後、「戦時清国宝物蒐集方法」を公布することで、朝鮮の文化財を公然と略奪する道を開いた。

ここには、日本文化の根底は中国と朝鮮に密接な関係を持ち、日本固有の性質を明白にする上でもこれらと対照する必要がある、従って大陸隣邦の遺存品を蒐集するのは学術上最大の要務に属するとして、文化財略奪の正当化が画策されており、また、東洋の宝物はその精粋を日本に集結すること、つまり、朝鮮、中国など東洋のすぐれた作品をすべて日本へ奪っていくべきことを規定し、こうすることが日本を光り輝かせることであると強調している。そして、戦時における名品の蒐集は平時に比して極めて廉価に獲得することが出来ることにあり、このように奪略するのは戦時において「戦勝の名誉」に

なるとし、その蒐集は陸軍大臣または軍団長の指揮に従ってなされるべきであると規定することで、文化財の略奪を日本侵略軍の重要な任務の一つに指定したのである。

日本軍はこの略奪的な軍事指令のもと、日清戦争中、朝鮮の文化財を「合法的」に公々然と略奪し、破壊した。

当時、日本公使大鳥圭助は、日本居留民の保護の名で侵略軍を王宮に侵入させて、おびただしい文化財を略奪して仁川（インチョン）港から日本へ運び出した。こうして数百年もの間収集・保存されてきた王宮内の宝物が瞬時にして奪い去られたのである。

侵略者たちは、日露戦争末の一九〇五年から翌一九〇六年にかけて、開城（ケソン）、海州（ヘジュ）、それに江原道（カンウォンド）一帯の高麗古墳二〇〇〇余基を荒らして、高麗磁器その他の埋葬品一〇〇万余点を盗み出した。その際、彼らは白昼ダイナマイトで墳墓を公然と破壊したものである。

このように、日本帝国主義は、朝鮮の支配をめぐって清国やロシアとの戦争を行うさなかにも、文化財略奪の「法的裏付け」のもとにはばかりなく朝鮮の文化財を強奪したのであった。

彼らの「法的裏付け」策定陰謀はこれにとどまらなかった。

「統監」統治時期の一九一〇年四月二三日、学部令第二十三号により制定された「郷校財産管理規定」はその一つである。八条項からなる規定は、それまでの朝鮮の文化遺産がかなり多くあるとされる郷校の財産の処分を任意に行うべきでないとしている。その意図したところは、古墳や廃寺とは異な

り、郷校にはその管理者が厳存しているため、「財産の管理」という名分で郷校の財産を具体的に調査し、やがてはその処分権を掌握することにあったのである。

文化財略奪の「法的裏付け」策定策動は、朝鮮併合（一九一〇年八月）後本格化した。

その重要な一つは、一九一一年六月三日、七か条と付則からなる制令第七号の名で公布された「寺刹令」であった。仏教寺院は当時、朝鮮民族のすぐれた文化遺産が集中している重要な建物であった。日本は朝鮮侵略の魔手を伸ばしはじめた頃から仏教寺院所蔵の文化財に目をつけて総合的調査を進め、朝鮮併合直後、その統制・管理と搬出を合法化すべく「寺刹令」を公布し、一九一一年以降有史以前の遺跡・遺物から古代と中世の碑文、鐘銘、金石文などの全般的調査を進め、一九一五年に一段落つけた後、翌一九一六年からさらに調査を続けることにした。

日本は、古墳の盗掘、遺物の不法売買行為が盛んになり、朝鮮人民の反発・抗議が高まると、古跡の調査と略奪をより合法化する包括的な法制定の必要性を痛感し、一九一六年七月、「総督府令」第五二号をもって「古蹟及遺物保存規則」を制定・公布した。これは朝鮮の貴重な遺跡遺物をより詳細に調査し、朝鮮の文化遺産保護の名で日本人の略奪行為を積極的に庇護する一方、「古蹟調査委員会」を通して朝鮮の歴史をねじ曲げ、捏造するためのものであった。こうして彼らは、古跡調査計画を立て、「学術調査」の名であまたの墳墓を荒らし、遺物を略奪した。一九一八～一九一九年に発見された平壌市楽浪（ラクラン）区域一帯の古墳群と慶尚南道昌寧（チャンニョン）郡橋洞（キョドン）の主要古墳で出土した遺物はすべて日本に持ち去られ

た。日本の略奪・破壊行為はますます激しくなり、一九二〇年代末には無事な墳墓はほとんど残らなくなった。

　これについて、日本の史家藤田亮作は、「古墳は破壊され、楽浪の古墳をはじめとする古墳の盗掘、石塔、石灯籠の盗掘も著しく増加して、数年を経ずして早くも半数に減少する状態であった」と指摘し、同じく梅原末治も「…大正十二、三年には楽浪古墳群の大規模な盗掘を見るに至った。そして右の盗掘の風が各地方に及んで未調査の古墳が次から次へと破壊されて遺物は民間に私蔵される事になり、…それは近年に於いて著しく、宇垣総督をして総督政治の一汚点であると歎ぜしめる程になっていた」と述べている。

　日本は、一九三三年八月九日、従前の遺跡保存規則の不備を補い、制令第六号をもって「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」を制定・公布した。これは二四か条と付則からなり、総督府令第一三七号規定によって、一九三三年一二月一一日から施行された。この規定もまた、それ以前の規定と同様、総督の権限を再確認し、同時に文化財関連の仕事を警察が担当すると強調している。ここで総督の許可で移出・輸出できるとし、また、保存令に明示された重要業務を警察署長が管轄するとしているのは、総督や警察の庇護のもとに文化財の略奪がなされるとの「法的裏付け」の再確認にほかならなかった。

　日本は、ファッショ統治に移行した一九三〇年代末〜一九四〇年代初め、朝鮮人のいかなる愛国心の発現も黙認せず徹底的に弾圧する一方、民族性の鼓吹が顕著な文化遺産に対しては、「史蹟破壊令」

（一九四三年一一月二四日）の公布をもってやみくもに爆破・除去し、また「供出」の名で梵鐘や鉄器など貴重な文化財を略奪・破壊している。

一九四三年には、「儒林の粛正及反時局的古蹟の撤去に関する件」を発表し、民族的自負を高めるものだとして荒山（ファンサン）大捷碑を爆破し、また陝川（ハプチョン）郡の海印寺にある泗溟堂（サミョンダン）大師の石蔵碑を破壊した。

このように、日本は文化財保護の名で法的拘束力を行使して朝鮮のすぐれた文化遺跡遺物を破壊・略奪し、同時に民族の抹殺に躍起になったのであった。

２　古墳の盗掘・破壊と副葬品の略奪

諸王朝始祖王陵の破壊・略奪

日本の文化財破壊・略奪の第一の対象は、全国各地に分布している諸時代の古墳であった。

朝鮮民族は、歴史的に祖先の墳墓を手厚く保護管理し、年々民族の祝祭日には祭祀を行うなど祖先の崇拝に最大の誠意を尽くしている。墳墓になんらかの変事が生じると、上は政府から下は一般の民家に至るまで、由々しい出来事として墳墓の保全に大きな力を傾けたものである。

朝鮮封建政府は何よりも、歴代王朝の始祖陵の保護管理と祭祀を重視した。

高麗時代の王は、首都の官吏を平壌に派遣したり、平壌へ行幸する際は、官吏をして檀君や東明王(トンミョン)(高句麗の始祖王)の祭祀を行った。首都開城にある高麗始祖王王建(ワンゴン)の陵の場合は言うまでもないことであった。

朝鮮封建王朝時代も、王朝の成立直後から前王朝の伝統を継いで歴代始祖王の祭祀問題に国家的規制を設けて始祖陵の保護・管理に最善を尽くし、墳墓で発生する事故には厳格な法の規定をもって取り締まった。高麗王朝の歴代陵墓の祭祀・管理は、日本の朝鮮侵略が本格的になった近代に入っても変わることなく実施された。とりわけ自王朝の先代諸王の陵墓にいささかなりとも異常が生じた場合は、犯人はもとより、陵墓の管理者にも厳しい罰則が適用された。藤田亮作は、「前王朝の陵墓に対してはかなりの保存方法を講究し、これに敬意を表した」として、朝鮮封建王朝の高麗王陵保護管理政策を伝えており、平壌博物館長を務めた小泉顕夫も、「ことに死辱を忌み嫌う根強い思想の持ち主である朝鮮民族としては、よほどの下級な無知な者でなければ、かかることをあえてしなかったに相違ない」として、それまで朝鮮の古墳がかなりよく保存されたことの理由付けを行い、古墳を神聖視する朝鮮人の風習に感嘆している。

このように朝鮮民族が世々神聖視し立派に保存・管理してきた歴代王朝の諸古墳は侵略者の手で無残に破壊されたのである。

古墳の盗掘・破壊者が日本侵略者であったことは、日本人も認めている。これについて小泉顕夫は、「近ごろのような惨状を呈するに至ったのは何と言っても併合前後から内地人が朝鮮の田舎にまで入り込むようになってからのことである。一攫千金を夢見て渡鮮した彼等が金のサバリ（碗）が埋められてあるとか、正月元旦には金の鶏が墓の中で鳴くとかいう伝説の古墳を近頃流行の金山でも掘るようなつもりで掘りまわった。所によっては各地に駐屯していた憲兵まで彼等と行動を共にする…」として、盗掘者が日本人であることを自認している。日本の御用史家今西龍も、「古くから朝鮮人はその祖先の墓に手をつけることがなかったが、悪質日本人らが他国の祖先の墓をそんなに非情に盗掘した」と指摘している。

日本の歴代古墳の破壊・略奪行為はおよそ二つの時期に分けて見ることができる。

まず彼らが朝鮮占領以前、朝鮮の独占的支配権確立をめざす侵略戦争に狂奔していた頃、主として軍事的威嚇と銃剣をもって軍隊と憲兵、警察を駆り出し古墳を盗掘し、破壊したのであった。

侵略軍による盗掘と破壊・略奪は日清戦争の際本格化し始めた。一八九四年の「戦時清国宝物蒐集方法」の公布を背景に、彼らは行く先々で盗掘に血眼になり、あまたの遺物を略奪した。

盗掘は、日露戦争前から戦後にかけていっそう悪辣になった。当時、高麗王陵など古墳の盗掘は主に日本軍によってなされたが、彼らは白昼ダイナマイトで墳墓を爆破し、副葬品を公然と盗み出した。

これについて、西川宏は『在日朝鮮文化財と日本人の責務』で「一九〇四年から二、三年といえば、ちょ

う ど朝鮮を植民地化する地均しの進行していた時であるが、この間に開城や江華島、海州などで高麗の王陵をはじめとする約二千基の墳墓の大盗掘が行われた。日本の軍隊が白昼公然とダイナマイトまで使って、十万点をこえる青磁その他の副葬品を奪った」とし、元東京大学教授旗田巍も、「当時は乱暴なことも公然と行われた。『堀り屋』という職業的盗掘団が古墳や貴人の墓を掘り、それに憲兵や警官と結んで白昼公然と掘り崩したこともある。あまっさえ軍隊まで使って古墳を掘り出し、寺の財宝を持ち出したという話も残っている」と、日本軍と憲兵、警察の蛮行を暴露している。

高麗第三一代王恭愍王（コンミン）の玄陵は高麗諸王陵中最もよく保存されていた王陵であり、高麗石造術の研究や高麗時代問題研究の貴重な資料を提供する、高麗時代諸王陵中指折りの陵の一つであった。この玄陵を日本の憲兵、警官ら数十名の大盗掘団が押し寄せ、陵の構造がどうなっているかわからず出入り口を見つけ出せなかったために、陵の北側部分をダイナマイトで爆破して中へ入り、牛車一〇余台分の遺物を奪い去っている。

日本は朝鮮併合後、主に学術調査の名で古墳を荒らし、盗掘した。

一九一六年の「古蹟及遺物保存規則」公布後ほどなく、五か年間の「古蹟調査計画」なるものが発表された。これもまたより多くの古墳を盗掘するための計画であり、それによって古墳の「学術的調査」が進められたが、「科学的調査」を口実とする「合法的」な盗掘というほかなかった。彼らは、計画の「至急遂行すべき事情」をうんぬんして「開城及び江華島の古墳約二百余基の発掘」に重点を置いたが、

内実は高麗磁器と銅鏡などの略奪を目的にしており、そのための専門部署を設け、中枢院内には二五名からなる「古蹟調査委員会」を組織した。委員の絶対多数は総督府の高官が占め、考古学者は一、二名に過ぎなかった。調査委員会の組織後二、三か月間に彼らは高麗時代の墓二〇〇基及びその他の古墳三〇〇基を荒らしておびただしい遺物を略奪しながらも、科学的な発掘資料は何一つ残していない。古墳の科学的発掘を行うためには、実測図と写真図版の添付された詳細な発掘報告書が作成・出版され、公表されるべきである。発掘は遺跡の解剖であり、従って再度の発掘調査など考えられない。それゆえ発掘報告書の欠けた発掘は、それがいかに精密なものであったと主張しても、盗掘以外の何物でもないのである。

当時、古墳出土遺物の処理状況について、平壌博物館館長であった小泉顕夫は、「私は韓国に長く住んで古墳の発掘に従事しました。…同じものが二点以上ある場合に限り、その一点を内地の学会に寄付しました。というのは発掘費用の半分ぐらいを日本の宮内省や学界が出してくれたからです」と述べ、一九二四年に発掘した五基の丸木室墳のすぐれた遺物もそのように処理し、発掘報告書は作成されなかったと認めている。陵墓出土の副葬品のほとんどは「贈り物」「寄贈品」として失われ、あるいは売却もされたのであるからまともな発掘報告書など作成できるはずがなく、まして盗掘が目的の「調査」であったのだから、最初から報告書の作成は念頭にもなかったのである。日本帝国主義侵略者の言う「考古学的発掘」の大半は副葬品目あての盗掘であったからこそ、絶対多数の古墳の発掘報告書など

存在すべくもないのである。

日本御用学者の「学術調査」の名による盗掘については、日本人たちも「掘り出した物品が関係者も知らぬ間に東京の某邸宅に入るようにもなる、公式の名称を借りた実際には企業的発掘」であり、「まことに真実に研究的態度をもって発掘したことはなかった」として、「学術調査」の略奪性を指摘している。

日本侵略者の蛮行により、朝鮮全国各地の代々に渡る数多くの古墳は、朝鮮の解放前にほとんど破壊・略奪された。

「学術調査」の名で行われた古墳の盗掘・破壊はまず古朝鮮の檀君と高句麗の東明王など朝鮮民族の始祖と歴代王朝の始祖の陵から先に行われた。

平壌の江東（カンドン）郡に檀君陵があることは、『新増東国輿地勝覧』など朝鮮の諸古書に記録されているが、侵略者は朝鮮人の民族の始祖檀君への崇拝心を除き、陵内の遺物を略奪することをもくろんで檀君陵を盗掘したが、その際盗掘行為が発覚して朝鮮人民の反撃を受けてはと、陵のまわりに二重三重の警戒網をめぐらしたうえで、陵を掘り天井石を除いて、玄室に侵入し、棺を打ち壊したうえ、遺骨まで荒らした。

檀君陵の盗掘・破壊で見逃せないのは、一九〇九年、御用学者関野貞らが上部の指示で朝鮮の古建築及び古墳の「調査」を行った初期に早くも檀君陵に魔手を伸ばしていたことである。関野貞と萩野由

之は一九〇九年からそれぞれ「度支部嘱託」の名の下、日本軍部の命令で朝鮮の古建築物と古墳の本格的調査を開始した。その時の調査日程中の主要対象地の一つが平壌および檀君陵のある江東郡であった。

関野と萩野が各自調査日程に従って江東の地を踏んだことは諸文献と研究資料にはっきり記録されてはいるが、檀君陵を調査した事実についての史料はなく彼ら自身の記録ないし発表文献にも一切言及されていない。

史料及び記録によると東京帝大文科大学教授萩野由之と京都帝大教授今西龍の一行が上部の指示で、一九〇九年一一月上旬下関から、釜山を経てソウルに入った後、一一月一〇日、京義（キョンイ）線鉄道で北上し、義州（イジュ）から鴨緑江（アムノク）を渡り丹東地域で調査を行い、帰途の一一月二四日平壌に寄った後成川（ソンチョン）に向かい、途中の一一月三〇日、江東に足を踏み入れた。彼らは警官たちの案内を受けて江東を訪れたのであるが、その足跡は写真などの資料にも残されている。その時彼らは江東の「漢王墓」の名を持つ高句麗古墳の発掘をめざしたものの、寒さがひどくて調査を中止したという。その時の彼らの日程は関野一行の調査と重複していた。関野らは騎馬で新安州（シンアンジュ）から寧辺（ニョンビョン）を経て妙香山に入り、普賢寺と深い渓谷にある檀君窟を調査している。

こうしてみると、平壌における彼らの重要調査対象がほかならぬ檀君陵であったことは十分に推察される。彼らは漢王墓の調査記録だけを残しているが、その真の目的はすぐ近くの檀君陵であった。こ

のことは東京大学総合研究博物館所蔵の関野の調査資料カードによっても確認されている。カードケース番号「04.08.2」で区分され、「明治四四年十月五日　江東」となっている彼の作成したカードには、「檀君墓」という文字が残されているのである。

このことから、江東の漢王墓を発掘調査した際、そこからほど近い檀君陵の盗掘調査がなされたであろうと見てよい。これは、彼らが漢王墓をせかせかと調査したことを窺わせる資料を通してもうなずけるであろう。

一九一一年九月一三日から一一月五日まで関野は、朝鮮総督府古蹟調査嘱託として、平安南道、黄海道（ファンヘ）、京畿道、慶尚南北道などの調査を行ったが、その際、一九〇九年一一月、萩野と今西が寒さがひどくて中止していた漢王墓の発掘を行った。彼は官憲の庇護のもと、一〇月五日、発掘に着手し、その最中の七日と八日には成川地域の古建築を調査しているが、そんな最中の一〇日、漢王墓の発掘中土壙の崩落で人夫が生き埋めになる事故が生じた。その後人夫の募集が現地ではなしえなかったために、一六日、平壌市内で一〇名内外の人夫を求めて来て、一八日、そそこに漢王墓の調査発掘を終えた。当時の漢王墓調査の危険性について、後日、日本の一研究者は、「墳丘を上部から掘り崩し羨道部を見つけ、そこから内部に侵入したと思われる。崩落事故を起こしてもまったく不思議ではない危険な作業であったことがうかがえる」と指摘しているが、関野らは官憲の庇護の下、同じようなやり方で檀君陵も荒らしたであろう。

このことについて、張志淵（チャンジヨン）は『韋庵文稿』で「数年前檀君陵が日本人らによって盗掘された」と書

いているが、時期的に一致している点からして、関野の檀君陵盗掘は間違いないであろう。結局、檀君陵の盗掘、壁画の破壊、遺物の盗難はこの時期に、いわゆる日本人考古学者たちによって初めてなされたのである。

朝鮮の歴史上最も強大であった高句麗の歴史と文化の一端を示す貴重な民族文化遺産である始祖王東明王陵も日本侵略者によって無残に盗掘・破壊された。彼らは陵の寄り付きの天井を破壊してそこから玄室に侵入して遺物をすべて盗み出したばかりか、玄室の床下にも何かあるのではと思って厚さが一七センチと二八センチもの二枚の大きな花崗岩製板石を破砕した。

一九四五年八月一五日の朝鮮の解放後、東明王陵の発掘を行った際の状況を見ると、内部には小さな遺物のかけら一つなく、壁画も大きく損傷していた。

侵略者たちは、朝鮮最初の統一国家であり、発達した科学技術と文化をもって尊厳を高めた高麗の首都開城一帯にある歴代の陵墓を数多く破壊した。

彼らは高麗の始祖王である太祖王建（ワンゴン）の陵の盗掘・破壊を強行し、貴重な遺物をほとんど奪い去ったのをはじめ、二四代王 元宗（ウォンジョン）の陵と王妃順敬（スンギョン）太后の陵など三四代にわたった諸王の墳墓を一九一〇年代に一墓も残さずことごとく盗掘している。朝鮮封建王朝実録と日本側の「古蹟調査報告」によると、一九〇五年には第一五代王及び第二〇代王の陵が、一九〇六年には太祖の陵など六基の陵が、一九〇七年には二基の陵、一九一〇年と一九一一～一九一二年に各一基の陵が破壊・略奪されているのである。

歴代王朝別古墳盗掘・破壊の真相

日本帝国主義は、朝鮮のすぐれた文化遺産の一つである古墳の副葬品を破壊・略奪することで朝鮮人民の民族的矜持と自負、歴史・伝統の抹殺をはかろうとした。

日本の朝鮮占領期間における全国各地の古墳の盗掘・破壊状況を、地域別、時代別に分けて見てみることにしよう。

(1) 楽浪古墳の盗掘と破壊・略奪

楽浪を中心とする平壌一帯で楽浪古墳の盗掘がなされた重要な契機は、一九〇九年一〇月、関野貞、八井済一、栗山俊一らが「古建築調査」の名で大同江畔に分布している楽浪磚郭墓中の二基を調査して、剣、枝槍、青銅鏡、青銅腕輪、指輪、五銖銭、陶器類などを発掘したことにあった。

同じ年、東京帝大教授萩野由之と京都帝大教授今西龍も各一基の古墳を発掘し、関野とその助手らは一九一〇年にも楽浪で二基の古墳を発掘した。

このようにして始まった楽浪の発掘は、一九一三年一〇月、深田九馬三という者らが平安南道大同郡梧野(オヤ)里の漢城鉱業公司発電所の敷地で楽浪時代の木郭墓を発見して遺物を蒐集し、一九一六年には、

関野、八井、栗山ほか総督府嘱託小場垣吾、小川敬吉、野守健らが道長官松永越吉と内務部長篠田治作の協力のもと、貞栢（チョンベク）里と石岩（ソクアム）里にある楽浪古墳一〇余基を発掘したことで、盗掘はいよいよ盛んになった。殊に、石岩里第九号墓で一〇〇余点の遺物が蒐集されるに及んで、民間日本人の盗掘をあおる結果を招いた。

一九二〇年に入り、楽浪古墳の盗掘は本格化した。一九二一年、開城付近の高麗古墳で高麗青磁などの盗掘を業としていた者たちが平壌地方に目を向け、大々的に楽浪古墳を荒らしはじめたのである。当時のそんな実情について、『楽浪と伝説の平壌』（一九三四年）という図書には、「大正十一年頃には開城付近の高麗朝時代の古墳から高麗焼の盗掘に教えられた連中が楽浪古墳に目をつけてぼつぼつと盗掘をはじめ、最も盗掘の盛んに行はれたのは大正十三年から十四年まででであって、この四、五年間が学界にも古墳其物にも大きな受難の時代が続いた訳である」と書かれている。

侵略者たちの古墳盗掘がいかにひどいものであったかは、公式発表の一三八六基の古墳のほとんどが荒らされ、無事なのは一四〇基のみであったという一事からも十分にうなずけるであろう。一九二三年に大同郡大同面石岩里と梧野里一帯の楽浪古墳二〇〇余基が、続く一九二四年と二五年には一四〇〇余基の古墳のほとんどが荒らされているが、このことについて梅原末治は、「以前から段々と馴致されて来ていた遺跡盗掘の風を著しくして、それが先づ発して大正十二年から十三年の初めに亙る北方楽浪古墳群の大規模な盗掘となって、数百の古墳が無慚にも破壊されてしまった」（『朝鮮古代の文化』

一九四六年）と、当時の楽浪古墳盗掘状況を伝えている。

当時は、盗掘を業とした者ばかりでなく、日本人学校の教員たちまで、白昼、人夫を使って公然と古墳を盗掘し、副葬品を奪った。そこには、秦戈、緑釉博山香炉、緑釉陶器、居摂元年銘の花文鏡など貴重な文化財が多数を占めていた。ちなみに居摂元年銘花文鏡は当時、時価一万円で売買されている。このようにして、楽浪の遺物数点を所有した日本人はざらで、遺物を持たない物は馬鹿者扱いをされたほどであった。

盗掘が盛況を極めていた一九二四年、日本の御用学者たちも石岩里の楽浪古墳四基を調査するとして副葬品を盗み出し、翌二五年には、東京帝大が総督府の承認を得て楽浪の王旴（ワンウ）墓を調査し、遺物を奪い去った。彼らは、一九三一年に大同郡の彩篋塚を、一九三二年には王光（ワングァン）墓を荒らし、一九三四年には楽浪古墳四基を緊急調査し、一九三五年にも一〇余基の古墳を発掘調査して遺物を略奪した。そればかりか、一九三六年から一九四四年までは毎年幾基もの古墳を調査の名で破壊し、古墳の煉瓦を崩して肥料保管用倉庫の建築に使うなどという蛮行をほしいままにしている。このように数千年の歴史の風雪にもめげず本来の姿を維持してきた楽浪古墳群は、日本の「学術調査」者をはじめとする略奪者たちによって見る影もなく破壊しつくされたのである。

当時、楽浪古墳出土の遺物を最多数所有していた代表的な日本人は、富田儀作、諸鹿央雄、橋都芳樹、中村真三郎、大村勇蔵、小野達郎、中西嘉市、岡本正夫、山田財次郎、関口半らであり、それに、

一九三四年所蔵の遺物を隠し持って平壌を去った平壌中学校教員北村忠次及び校長鳥飼生駒、平壌女学校校長白神寿吉らの名も見落とせない。そこには、平壌高等普通学校校長であった日本人の場合、楽浪古墳の盗品である居摂元年銘花文鏡を一円でせしめ、一万円で売り払って長者になったという例もあった。

『楽浪時代の古墳』という図書には、「土民らの盗掘品を日本人好事家が競って買収したために、いよいよ盗掘を奨励する結果を生んでいる。去年一〇月平壌へ行った時にそんな出土遺物を見たが、その数量がすごかったばかりかそこに珍奇な物が少なくないことに驚いた」として、盗掘と副葬品の売買の盛んであった様子を伝えている。

『平壌小誌』（平壌印刷株式会社刊。一九三二年）には「従来発掘せられた遺物は何程であったか。大正五年十基の古墳が調査されたときには一号古墳より十七種百六十七点、二号古墳より十九種四十二点、三号古墳より二十八種八十五点、四号古墳より十種五十三点、五号古墳より二種十四点、六号古墳より二十六種三十七点、七号古墳より二十二種四十五点、八号古墳より十二種四十九点、九号古墳より八十六種二百五点、十号古墳より九種五十八点を蒐集された。種の合計は出来ぬけれども点数は合計七百五十五点に達して居る。大正十四年二基の古墳が調査されたときには主として一基の出土品であったが、六十余の箱詰として東京へ送付された。而してこれ僅に十基乃至十二基の実状である。この状を以って従来盗掘された一千三百余基の包蔵量を考ふれば思い半ばに過ぐるものがあろう」と指摘

されている。これは無数の副葬品量とその日本への搬出実態を告発したものであると言える。

日本のこの楽浪古墳調査と盗掘の結果、朝鮮が解放されるまでに、楽浪古墳はほとんど破壊・略奪され、どの一基の古墳も科学的な調査を経ずに、朝鮮史歪曲の利用物にされてしまったのであった。

⑵　高句麗古墳の盗掘・破壊

高句麗古墳の調査が日本人の手によって開始されたのは、一九〇五年、日露戦争後鳥居龍蔵ら御用学者たちが高句麗古墳が多く分布している中国東北地方の踏査をはじめた時からである。鳥居は、一九〇五年、日本陸軍兵士の護衛を受けて、満浦（マンポ）対岸の集安に渡り、一八八四年の日本軍砲兵大尉酒匂景明が調査した広開土王陵碑の再調査を行う一方将軍塚をはじめ数多くの高句麗古墳を盗掘した。その後、一九一三年以来朝鮮総督府嘱託関野貞と彼に随行した八井済一、、栗山俊一らが中国東北地方一帯の高句麗遺跡を調査した時から朝鮮の解放前まであまたの高句麗古墳が日本人によって盗掘・破壊された。

ところで、御用学者らの調査は多くの場合「収拾調査」にすぎず、それ以前に古墳はすべて盗掘され、副葬品はほとんど残存していなかった。平壌を中心とする地域では、一九一一年から関野貞により江西（カンソ）三墓その他の古墳が調査され、一九四〇年には鉄道工事その他の工事が行われて、多くの古墳が崩

されたが、発見された副葬品はごくわずかで見るべき物はほとんどなかった。それらの実態を見ると、土浦里古墳で鉄釘、緑釉陶器と陶器の破片、三足土器、割れた硯、割れた石枕が、湖南里（ホナム）の四神塚で鉄釘、鉄斧、鉄槍穂、金銅装飾片が、土浦里の金糸塚で金銅装飾片と鉄釘、龍岡郡（リョンガン）の黄（ファン）山南側山麓の七室墓で青銅装飾品、土器壺、土器片が、雲山郡（ウンサン）龍湖洞（リョンホ）第一号墓で鉄製七輪、金銅鳳凰装飾板、銅製装飾片、かすがいが発見されたにすぎない。

一九二〇年代に至り、侵略者たちは古墳壁画にも魔手を伸ばした。平安南道龍岡郡（リョンガン）龍岡邑の双楹塚羨道両側の壁に画かれた華麗な美人図と舞踊図を壁体ごと剥ぎ取り、その跡にセメントを塗り、また、江西三墓の華麗な壁画に手をつけて忍冬唐草文の画かれた平行持ち送り天井部分を割って抜き取り、その跡へ石膏を塗り固めて文様のようなものを入れ、人の目をごまかそうとしている。

このように侵略者は高句麗古墳調査の名分で数多くの古墳を荒らし、わずかに残っていた遺物も持ち去り、あまっさえすぐれた壁画にも手をつける蛮行を働いたのである。

⑶　百済地域古墳の盗掘

百済（ペクチェ）地域に御用史家の魔手が伸びたのは、一九〇九年、関野貞が学術調査の名で、扶余郡（プヨ）陵山里（ルンサン）古墳を発掘した時にはじまった。

その後の一九二三年六月、公州（コンジュ）高等普通学校の排水路工事の際、東北側一・五メートルほどの地点

に百余枚の煉瓦で積んだ井戸様の穴で土器壺など遺物が発見されたが、日本人骨董商蔵本がこれを不法に入手して天池という骨董商を通じて総督府博物館に売却し、一部は、当時ソウル南大門路三街で朝鮮古美術工芸品陳列館を運営していた骨董商富田儀作に売った。

一九二七年には、公州郡宋山（ソンサン）里古墳第一、第二号及び錦城（クムソン）洞古墳が「調査」された。

当時の盗掘実態について、総督府の「古蹟調査報告」には、「一九二七年三月、人々の盗掘で第一号墳から曲玉、ガラス玉、鉄剣、鉄斧などのかけらが出土したが、現在それらは公州邑内の某日本人が所有していると言われる。また、第二号墳でも純金の耳飾り一双が発見されたが、それは内地にいる某氏の所蔵に帰したと言う。今回調査した古墳は以前または最近盗掘されており、発見された副葬品は極めて少なかった」と記録されている。

公州一帯で盗掘に血眼になったのは、公州高等普通学校の教員軽部慈恩という日本人であった。彼は一九二四年に朝鮮にわたり、一〇年間当校の日本語教師を勤めながら百済文化を研究すると称して数多くの古墳を荒らし、副葬品を盗み出した。彼は、一九二七年に宋山里第一号墳を、一九三三年には宋山里第六号墳などの盗掘で多くの副葬品を盗み出し、その後、康翎（カンリョン）の中学校に転勤してからも、湖南地方の数多くの百済古墳や遺跡を探し歩いて遺物を略取し、朝鮮の解放直後、それらを一台のトラックに積んで運び出し、大邱（テグ）経由で日本へ持ち去った。

彼は、一九六三年のラジオ放送記者との会見席上、自分は当時「百済古墳を約二〇〇〇基発掘した

が、数年前商人に評価してもらったところ、三億数千万円だと言われた」として、その犯行を平然と自賛している。百済古墳二〇〇〇基と言えば、公州付近の百済古墳をほとんど残らず荒らしたわけである。それらが自分が盗んだ物であるため、世間に公開することがはばかられて、彼は福島県会津若松市の某所に隠匿していたという。

このように百済地域の古墳群も日本人によってほとんど盗掘・破壊され、おびただしい副葬品が住所名簿もなしに、日本各地に消えて行ったのである。

(4) 新羅古墳の盗掘

新羅(シンラ)古墳の調査は、一九〇六年、東京帝大大学院生として慶州を修学旅行した今西龍によって最初になされた。彼は慶州皇南(ファンナム)洞の新羅古墳二基を調査したが、一基は破壊されており、今一基からは新羅土器一三点が出土したが、そのすべてを日本へ運び去った。その後の一九〇九年、関野貞一行も皇南洞古墳を調査している。

当時、慶尚北道善山(ソンサン)郡の盗掘実態について、総督府が出版した『大正六年度古蹟調査報告』は、「本郡に残存している約一千基或いは其れ以上の数の古墳が、二、三年前から当地方において、古墳内に残っている昔の物品を好む弊風が起こり、奸商らが買い入れたことにより、すべて無頼漢が盗掘するに至った。……群集する古墳が盗掘にかかって破壊され荒廃化した惨状は見るに耐えない程度であり、ま

ことに残忍残酷の極地に達し、政治的にも宗教上からしてもひどくおぞましいことだ。事ここに至った原因については今触れないにしても、現代人の罪悪と地に落ちた道義を見たければ、この古墳群集地を見るがよかろう」と記して、日本人の罪業を自認している。

日本はまた、地帯整理、河川工事の名で古墳を破壊した。

一九二六年、慶州駅機関車庫の建築に際して皇南洞一帯の古墳群を掘り返し、鳳凰塚の墳土を崩して倉庫の建築用に使うなどの蛮行も働いている。また、一九二九年には小金剛山（ソグムガン）側の盗掘された墳墓の積み石を崩して河川工事に使用し、大邱地方の内唐洞（ネダン）と飛山洞（ピサン）に分布している数百基の古墳が市場の敷地用土地整理を名目にして盗掘・破壊され、痕跡すらなくなってしまった。

日本のこのような調査と盗掘により、新羅古墳は朝鮮の解放以前にほとんど盗掘・破壊されてしまった。

⑸　伽倻古墳の盗掘

関野貞らは、一九一〇年、晋州（チンジュ）の水晶峰（スジョン）と玉峰（オク）にある伽倻時代の大型古墳七基中四基を調査・盗掘していたが、伽倻古墳はそれ以前にも日本人によって荒らされていた。これについて関野は、一九一一年三月、その著『伽倻時代の遺跡』で、「次に昌寧にては高霊にて調査せしよりも大なる物が既に発掘せられ、其石槨の一部露出し居たり…」とし、続けて「晋州東北に当って玉峰上に既に発掘せられたる

塚あり。……此塚よりも多くの陶器と鉄器とを出したるが晋州の警察署にて保管し居たり。これらは工科大学（東京帝国大学工科大学）に寄贈せられたれば近日中に着すべし」として当時の盗掘の状況を述べ、出土品を日本へ送ったと語っている。

その後の一九一五年には黒板勝美（総督府の古蹟調査委員）が高霊（コリョン）の伽倻古墳を発掘し、一九一七年には今西龍が咸安（ハムアン）で最大の伽倻古墳である第三四号墳を発掘しているが、当時咸安の馬耳（マイ）山一帯にある数百基の伽倻古墳はほとんど盗掘されていた。

同じく調査委員であった梅原末治は、「南鮮地方に於いて黒板博士の発掘調査せられた古墳は相当の数に上る様であるが、それらは報告書の刊行は固よりのこと、総督府博物館にすら記録を欠いて居り、引いて殆ど明でない」として、黒板勝美の古墳破壊行為を指摘している。

一九一八年には浜田耕作、梅原末治などが、星州星山（ソンサン）洞伽倻古墳、高霊池山（チサン）洞古墳、昌寧校（キョ）洞古墳などを調査しているが、そうした調査は伽倻古墳盗掘の助長を招くことになった。梅原末治はこのことについて、「而も既に挙げた如く、それから助長された盗掘が近年まで完全に保存されて来た各地の遺蹟を全く破壊し去って、東莱、梁山、昌寧、高霊等では最早殆んど完全な墳丘をのこさないことになってしまひ、出土の遺物は遊離して好事家の陳列を充たすと伝ふ実状に立到って居りますのは、調査に関係のある者の顧みて自責せざるを得ない所であります」と慨嘆している。

一九二〇年、梁山（リャンサン）夫婦塚が発掘されたが、これが発端となって一九二七年、梁山古墳が一基も残さ

ずことごとく荒らされ、一九三〇年には昌寧古墳群がすっかり盗掘された。さらに一九三九年には、高霊池山（チサン）洞古墳群の再度の調査に続いて伽倻古墳のほとんどが盗掘される結果を招き、副葬品は略奪者たちの手で行方も知れず消散してしまった。「副葬品は散佚して大邱の市田治郎氏、小倉武之助氏その他の人々の所蔵に帰し、中に我が國の國宝や重要美術品に指定された貴重品があります。ただこれ等が孰れも遺跡と遊離し去ってをるのは残念至極であります」「この研究上貴重な一括遺物が前年総督府から東京の帝室博物館に寄贈せられたことは今にして思ふとまことに有り難いことと感ぜられるのであります」という彼の指摘は、当時伽倻地方における古墳の盗掘と遺物の日本への搬出を赤裸々に語っている。

このように伽倻古墳は、一九一〇年から盗掘が始まり、一九二三年頃にはそのほとんどが破壊・略奪されているが、一九一八年から一九一九年にかけて行われた慶尚南道昌寧郡校洞における主要古墳の「調査」では、馬車二〇台と貨車二輌分を上まわる大量の遺物を日本へ運び去ったのである。

しかも、博物館に保管されている遺物の場合も、それらがどんな経緯でどの墳墓から出土したかについての発掘報告がなく、重要な遺物の処理がいかになされたかについても全く不明である。

このように、固城（コソン）、咸安、宜寧（イリョン）、高霊、居昌（コチャン）、金海（キムヘ）などの伽倻古墳は余さず盗掘され、出土品はことごとく日本へ持ち去られてしまったのである。

⑹　高麗古墳の盗掘・破壊

日本の朝鮮占領後、文化財略奪の最初の対象は、高麗磁器などすぐれた副葬品の多い高麗古墳であった。

高麗古墳の盗掘は、朝鮮占領前の一八九五年頃から始まっていた。日本は、日清戦争の最中にも血眼になって高麗古墳を盗掘した。

一八九五年、朝鮮に渡った日本のあぶれものたちは、開城一帯で高麗古墳を荒らしはじめ、その出土品を中田市五郎という日本人実業家が買い集めている。

翌年一二月一九日には開城長湍（チャンダン）郡の古墳から高麗磁器と墓誌石が高本徳彌と深川淳一という者によって略奪された。

高麗古墳の本格的な略奪は、日露戦争前夜にはじまった。

「日本帝国主義者は、世界的に有名な高麗磁器と宝物を略奪するため開城地区にある高麗の王陵その他多くの王陵を盗掘した。即ち、日露戦争を前後した一九〇四年から二、三年の間に高麗の都があった開城と江華島の高麗古墳のすべてが日本軍によって白昼公然とダイナマイトまで使用して崩し、十万点を超える高麗磁器と鏡、その他の副葬品が海を渡ったのである」（『文化評論』一九六五年九月号、朝鮮語文）「『明治・大正の大盗掘』、つまり一九〇四年から二、三年間といえば、まさに朝鮮を植民地化する土台づくりが進められていた時であるが、この期間に開城と江華島、海州などで高麗の王陵を

はじめとする約二千基の墳墓に対する盗掘が行われた。日本軍は白昼公然とダイナマイトまで使って一〇万点を越える青磁その他の副葬品を略奪した」（『歴史地理教育』一九六六年一月号、朝鮮語文）という記述は、高麗古墳の大々的な破壊・略奪が日露戦争を前後した時期からなされたことを指摘したものである。

高麗古墳の破壊・略奪を助長したのは、朝鮮侵略の元凶伊藤博文であった。彼は、盗掘者から多くの高麗磁器を蒐集しては、天皇以下貴族、高官らにばらまいた。

この時期、日本でしばしば行われていた高麗磁器競売展示会は、高麗古墳の盗掘熱をさらにあおった。

例えば、一九〇九年、東京で開かれた高麗磁器競売展示場の案内書には次のような説明がある。高麗磁器の美術上の価値は早くから日本の好事家たちの間で愛玩され、貴重視されたが、高麗時代に松都(開城)を中心にして焼かれた宝物状のまことに精巧な物は、いまだ日本に広く紹介されていないために、今回古墳から出土した高麗青磁と白磁をここで初めて接した人たちは誰も信じようとしない。これらの物が日本に流入し始めたのはわずか三〇年以来のことである。現在は日本人が(朝鮮の)どこにも入っているのであるから万一存在する物(古墳中の高麗磁器のこと)ならば必ず出土させなければならない。……

統監統治に続く総督統治初期の一九一〇年代に既に高麗古墳は完全に荒らされてしまったのであ

る。

総督府嘱託であった野守健は、「此等の陶磁器が世人の注意を惹くやうになったのは、夙に明治四十年前後と言はれ、其の後も引続き好事者によって盛に蒐集された為に高麗時代の古墳は一時極めて盛に盗掘された」（『高麗陶磁器研究』）と指摘している。

現在公開されている資料はごく断片的ではあるが、それによると朝鮮併合前の一九〇五年二月、原菊造、西山由太郎、落合源蔵、稲川宇市ら四名が開城彌勒洞（ミルク）の高麗古墳を暴いて得た高麗磁器五一点を松谷虎次郎という者に三六一円五〇銭で売り渡し、同年九月二一日夜、広瀬桂次郎らが開城伏斯洞（プクサ）の高麗古墳を襲って高麗磁器八点、箸一対、銭四三枚を盗んでいる。また、一九〇七年三月末、平田佐市らが開城長湍郡法堂坊（ポプタンバン）の高麗古墳から金製箸や高麗磁器などを盗み出した。一九〇七年四月、吉武房吉、田中徳太郎らが長湍郡の高麗古墳から高麗磁器を掘り出し、近藤長次郎らは、四月二〇日頃、長湍郡の高麗古墳を荒らして花瓶、青磁茶碗、金の匙を盗み出した。四月三〇日頃、吉武房吉が長湍郡の高麗古墳を再び盗掘して青磁茶碗などを略取し、五月一五日、田中徳太郎、村岡辰一らが同郡の古墳から高麗磁器一二点を盗み出した。一九〇九年四月二三日、渋田猿兵衛は豊徳郡（プンドク）（当時）の高麗古墳を荒らして高麗磁器を略取し、さらに同年七月三〇日、開城弘門洞（ホンムン）の高麗古墳を盗掘した。

このように蔓延する盗掘の実態については日本人も、「開城と江華島を中心とする高麗時代の陵墓は、高麗磁器の採集によって根底から破壊され、参奉守護人（墓守役人）を置いて保護されて来た陵墓

も空洞になる有様で、残酷な毒素は全朝鮮に流れている。古墳を破壊して其の遺物を白昼店舗で売る有様は、世界広しとは言えども朝鮮において唯一の例になる」などとして慨嘆している。

高麗古墳の盗掘・破壊は日本の朝鮮併合以降いよいよあらわになり、高麗の王陵をはじめとするすべての古墳が無惨に破壊・略奪されたのであるが、日本の官憲は高麗古墳その他の墳墓の公然たる破壊を制止しようとせず、むしろ助長したのであった。

この頃、朝鮮に渡った日本人の中には、高麗古墳の盗掘を本業とする者が多かった。

一九〇六年、ソウルへやって来た三宅長策という弁護士は、朝鮮渡来の動機を『そのころの思ひ出』という文に、「その以前から私は古陶磁器には特に深い感興を覚え、はるばる朝鮮に赴いたのもただただ朝鮮古陶磁器への親愛の情に牽かれてであった」と書いている。

このように朝鮮に渡来した日本人の多くは高麗古墳の青磁を略取し一攫千金の夢を果たそうとした亡者たちで、高麗古墳の盗掘にじかに関与し、その少なからぬ者が骨董店を開いて公然と売買することで盗掘をあおった。

先の三宅の文に、「骨董屋といへば京城にたった一軒近藤という店があっただけで、其他には高橋といふもの、是は店を持たずに高麗焼を買入れては吾人等に売り付けて居たもの位で、今日朝鮮古陶磁愛好熱の盛んなのにくらべれば真に隔世の感がある。高橋といふのはもと巡査をして永く開城方面に勤務していたらしい関係から開城附近で掘り出したものをちょいちょい朝鮮人が持ってくるのを買い

取り又は自ら開城に出向いて買い集めて来た。近藤の店には当時主として白高麗と称する支那の建白、呂均、朱泥の類とか日本の抹茶器類が列べてあったが、高麗の発掘物が出ると珍しいのですぐ誰かが持って行ってしまった。これに味をしめて誰が慫慂したものかその後店先に列ぶ高麗青磁の類が日増しにだんだん多くなってきた」と述べており、当時高麗古墳の盗掘と売買を専業とした日本人が少なくなかったことを示唆している。

当時、このような盗掘密売者は数千名にのぼったが、官憲の取り締まりはほとんどなかった。

先祖の古墳を公然と荒らして遺物を略奪する侵略者への朝鮮人民の怒りは日増しに高まった。

江華郡良道（リャンド）面陵内（ルンネ）里のある高麗古墳を調査した総督府の資料には、「この陵は大正五年から八年前に約二十名の日本人がやって来て盗掘し多くの遺物を手に入れて帰る途中、当時横行した暴徒に襲われ、一行が皆殺戮されたという。その後、日本のある石工が壙を探って鐙一個を得たという」と書いてあり、江華島の経陵を調査した記録には、「数年前ある日本人が盗掘して遺物の一部を取り出したが暴徒に襲われて逃げたとか、無事に持ち出したとかいう話がある」などという記述があるが、このことは、高麗古墳など祖先の墳墓に対する侵略者の蛮行に朝鮮人民が激しく抵抗したことを端的に語るものである。

日本の官憲はこうした朝鮮人民の怒りには目もくれず、盗掘者をかばい、高麗古墳の破壊・略奪を助長した。

「当時（一九一一年、一二年）、朝鮮には高麗陶磁の盗掘販売で生計を立てていた者数百人がおり、高麗青磁のなかでとりわけすぐれた物はこの当時に発掘された物と聞いている。その後、総督府が禁令を出して盗掘が厳禁されてからしばらく衰えたものの、その後も高麗古墳の盗掘が途切れた時はなく、これまで盗掘された高麗古陶磁の数は数え切れない数量である」という『高麗陶磁序説』（小山藤夫）の記述はそのことをよく語っている。

いわんや、「日韓合併後に高麗古墳の盗掘はいっそう深まり、出土品は日本をはじめ諸外国に盛んに持ち出された。これに対して総督府の処置は決して完全でなかった」（『原色日本の美術』）という記述は、盗掘に対する総督府の態度がどのようなものであったかをはっきりと示している。こうした資料は、日本当局が不法な盗掘・略奪になんらの法的措置も取らなかったばかりか、むしろそれをかばい助長したことを語っている。

高麗古墳の破壊・略奪は、一回限りのものでなく、二度、三度と繰り返されて、遺物は一点も残されず、一九一〇年代にほぼ完全に破壊され、わずかに残された古墳の盗掘も朝鮮の解放時までやむことなく続けられた。実際、宇垣総督さえもが古墳の盗掘を「総督政治の一汚点」と嘆息したほどである。

以上のように、日本の朝鮮侵略・占領によって幾千年も保護されて来た朝鮮の古墳は、日本人強盗の群れによって見る影もなく荒らされたのである。

朝鮮の先祖の遺体が埋蔵されている古墳の盗掘は、その方法はもとより遺物略奪の数量において世

にたぐいのないものであり、何物をもってしても正当化も弁明も許されない野蛮な反人倫的犯罪である。

陶磁器の略奪

原始時代から窯業が盛んであった朝鮮では、歴史の流れと共によりすぐれた陶磁器が大量に生産され、生活に広く利用された。

原始時代の土器製造術を継承した古朝鮮人たちは、古朝鮮時代後期に早くも硬質土器を作り出している。

古朝鮮時代の窯業は高句麗時代に至り陶器についで磁器の製造に成功し良質の釉薬を以って陶磁器の製造術を向上させ、中世世界における陶磁器製造術の発達に大きく寄与した。とりわけ、高句麗中期以降に作られはじめた白磁と青磁の製造術は渤海（パルヘ）・高麗時代へと引き継がれて世界的に有名な高麗磁器へと発達したのである。

高麗磁器は、地の色によって青磁、白磁、黒磁、褐色磁器、深紅磁器に分類され、装飾技法的には隆起文磁器、陰刻文磁器、透彫文磁器、太文磁器、象眼磁器、染付け磁器、画金磁器（金泥画を入れた磁器）などに区分される。

高麗青磁は、独特な青緑色系列（翡翠色）の色調を持つすぐれて美しい磁器で、文様も器形も共に洗練された優雅なその趣は他の追随を許さず、国内で大量に生産され、世界に広く普及していることで、高麗磁器を代表していた。青磁には文様のある物とない物があり、色は草色、青灰色、青黄色、青褐色などさまざまであるが、とりわけ「秘色」とも呼ばれて珍重されている翡色はその代表格である。

高麗磁器における象眼技法は他に例を見ない独特な技法であった。

一二世紀後半期から一三世紀にかけて絶頂をなした象眼技法は朝鮮で初めて生み出された物で、世界の陶磁器史上抜きん出た地位を占めている。象眼は絵でも彫刻そのものでもなく、磁器の表面に模様を刻み、金銀などをはめ込むことで絵画的装飾効果をきわだたせたことにその優秀性がある。象眼青磁は、翡色釉薬の柔らかい色とほのかな文様が巧みに調和して彩色画には見られない独特な美しさを漂わせるのである。このように高麗青磁の美しさは、象眼技法の導入によって極致に達したと言えるのである。

実に高麗磁器は、朝鮮人民の創意と芸術的才能によって生み出された貴重な民族遺産の一つであり、なかんずく翡色磁器、象眼磁器などの高麗磁器は、すぐれた芸術品として世界的に大きな評価を得ている。

一九二七年、ドイツで出版された『朝鮮美術史』には、「高麗時代の朝鮮の陶磁器は、文様を入れるうえでの類例のない方法と古典的形態の完備、それに表現の多様性のゆえに、東アジアのみならずす

べての文明国のどの時期の物とも比すべくもない誇らしい地位を占めている」とされ、『朝鮮人とその文化』には、「高麗青磁の最初の種類の物は同じ時代の中国宋の製品より半透明のより明るい緑色のきれいな表面を持ち、青磁の第二の種類は、焼成前の粘土表面に文様がごく薄く刻まれていて、その非常に洗練された自然の風景は淡くほのかで、注意深く見ないと気がつかないほどである。ところが、その青磁の皿に澄んだ液体を注ぐと、絵が驚くほどはっきりと現われるのである。こうした種類の高麗青磁に対して人々はただただ賛嘆するばかりであり、高麗磁器は世界に類のない逸品だとたたえられている」として高麗磁器を絶賛している。

このすぐれた高麗磁器の伝統は、つづく朝鮮封建王朝時代へと発展的に継承され、高麗磁器以外に、それらとは趣の異なる磁器が作り出された。

それらは幾つかの種類に区分される。地の色によって白磁、青磁、染付け、辰砂、石間硃(朱)、深紅などに分けられ、装飾法によって彫刻的装飾技法磁器、絵画的装飾技法磁器などに、用途によって食器類、貯蔵器類などに区分される。しかし普通は、陶土と釉薬、技法によって白磁、青磁、染付けに大別されている。

白磁はまた、純白磁、青華白磁、石間硃白磁、深紅白磁、象眼白磁などに分けられる。

当代の磁器は、形態と種類が多様で、豊かな量感、素朴ながらも有用な形態美、明るく鮮明な美しい色をもって、高麗磁器に続き朝鮮磁器の名声を今一度世界に誇示した。

この時代の白磁に対して、「白磁としては最上の物、白磁の美の極致をなす」と評した外国人の評価がそのことをよく物語っている。

このように各時代に生産されたすぐれた陶磁器は、日本侵略者の文化財略奪の主要対象の一つとされ、彼らは、全国各地の墳墓を公然と荒らしてさまざまの陶磁器を略取したのである。

このことについて『高麗陶磁の研究』（野守建）には、「高麗焼き、此等は何れも高麗時代の古墳から盗掘によって出土したもので、時に寺址或は陶窯址よりの出土品もあるが、伝世品は殆どないといってよい」と指摘されている。

当時、高麗磁器についていささかなりとも触れている日本の図書にはいずれもそれらが盗掘品であったとして、高麗青磁の大部分は近世に高麗の古墳から出土した物であり、今日世界に四散している高麗青磁の殆どは明治末期以後に出土したものである、これらは従来高麗の古都開城の古墳より発掘された物でその品が少なく珍品の部類に属しており、ほとんどが高麗末期の作品と思われる、と指摘している。

高麗磁器の最大の略奪者は、先にも触れたように朝鮮統監と総督以下の高官たちであった。

伊藤博文は朝鮮の陶磁器を大々的に集めて日本へ搬出した略奪者の頭目であった。このことについて当時朝鮮に渡来して高麗磁器の蒐集に熱を上げた三宅長策は『そのころの思ひ出　高麗古墳発掘時代』という本に、「この景気に刺戟されたものか、ここに高麗青磁狂時代が出現して、一時これによっ

て生活するもの何千人といはれ」と述べており、『世界美術全集』（角川書店）にも、「高麗磁器が世人の注目を引くようになったのは明治三十九年、伊藤博文が初代統監として朝鮮に就任した時からだという」と叙述されている、南朝鮮の『中央日報』（一九七四年）のコラム「陶磁余滴」は、「最初の骨董品蒐集熱は、伊藤博文があれこれやたらに掻き集めはじめた時からだと見るべきである」「彼は当時日本の元勲であっただけに、初期植民地時代の残酷な統治者の典型らしく何でも手当たり次第に掻き集めて自国に送った」として、伊藤博文が磁器略奪の頭目であったと糾弾している。

このように彼は、朝鮮併合の元凶であったばかりでなく、文化財の略奪を指揮し、盗掘者らを保護した唾棄すべき男だったのである。

彼は高麗磁器を苦もなく集めている無頼漢たちをあおって盗掘へと勢いづかせ、集めた高麗磁器は残らず日本へ送ったが、そのうち特にすぐれた一〇三点の高麗磁器名品を明治天皇に進上しており、それらは現在東京国立博物館に所蔵されている。

彼は日本に持ち帰った高麗磁器を大官らに送りもしたが、その光景について先の「陶磁余滴」には、「ある日、伊藤博文が前例通り高麗青磁を貨車に積んで東京駅に到着したという。伊藤は車を降りるとプラットホームに出迎えた人たちに、『君らに与えようとして高麗青磁を持って来たから、汽車に上がって持って帰るがよい』と言ったという。すると、皆が先を争って汽車に駆け上がり、壊れた青磁瓶や茶碗などを先に手に入れようとして大騒ぎしたという」とあざ笑った。

伊藤博文が高麗磁器の蒐集に熱を上げたのは、彼が東方芸術の極致をなす高麗磁器の芸術的ないし考古学的価値に注目したからではなく、植民地朝鮮の最高権力者、侵略の元凶としてのおのれの威光を顕示し、他方朝鮮のすぐれた民族文化を破壊し去り、朝鮮民族の衿持を抹殺することにあったのである。

高麗磁器略奪の頭目にはまた、第三代統監であり、初代総督であった寺内正毅もいる。彼は故郷山口県に「朝鮮館」なるものを設けて略奪した文化財二〇〇〇余点を所蔵したが、そこには高麗古墳から盗み出した高麗磁器が少なからず含まれていた。

高麗磁器の略奪は、彼らの配下の者によってもなされた。

一九〇五年の「乙巳五条約」の捏造当時駐朝日本公使を勤め、後に外務大臣にもなった林権之助は、彼の所蔵している高麗磁器の特にすぐれた五点が『朝鮮古蹟図譜』第八集に掲載されたほどの主要略奪者の一人であった。また伊藤博文の要請で韓国宮内部に入り、朝鮮の併合後宮内次官に就任した小宮三保松は、職権をほしいままにして多くの高麗磁器を入手した。当時彼は、「李王職博物館」の設立と遺物の購入という名で陶磁や各種文化財の蒐集に努めたが、その多くを私物にし、京城美術クラブを通じて公然と売却している。

東京帝大教授関野貞も高麗磁器の略奪を大々に行っている。

彼は、統監府ついで総督府の「要請」で朝鮮に渡り遺跡・遺物の「実態調査」を数度にわたって行っ

たが、その機に少なからぬ文化財を略取して日本に持ち帰り、一九一二年四月一六日から一八日まで開催された東京帝大工科大学建築学科第四回展覧会の「第三区朝鮮の部」に、一九〇二年～一九〇九年の「朝鮮の古蹟調査」で略取し、三回にかけて日本に搬出した朝鮮の文化財を展示しているが、そこには高麗青磁、象眼青磁、白磁など少なからぬ磁器が含まれていた。また、一九一四年四月八日から三日間東京帝大工科大学建築学科で開催された展覧会の「朝鮮芸術部」にも関野が一九一二年と一九一三年に行った「朝鮮の古蹟調査」で盗み出した遺物が基本にして展示された。

駐韓公使館に勤務した一日本人も、開城一帯で盗掘された高麗磁器数百点を蒐集して日本に持ち帰り、東京帝室博物館に展示しており、蒐集した高麗磁器の写真帖を発刊しているが、これは高麗古跡の盗掘品が日本で最初に紹介されたものである。

日本人「掘り屋」たちから高麗磁器を買い集めた初期の代表的な日本人は、鮎貝房之進、阿川重郎、中田某それにソウルの骨董商近藤と高橋らである。

近藤は初代朝鮮統監伊藤博文に高麗磁器を提供した御用商人であり、高橋は先にも見たように開城付近で巡査を勤めた男で開城とつながりがあったことから高麗磁器を安く買って密売することを業とした。

高麗磁器その他の文化財の密売買を通して日本人奸商輩はぼろ儲けし、それだけ多くの文化財が朝鮮から盗み出されたのである。

高麗磁器売買の主役をなしたのは大阪の中山商会である。中山商会が朝鮮の陶磁器に手を染めたのは総督府博物館設立（一九一六年）直後であった。彼らは、開城に出向いて高麗磁器を蒐集しては日本をはじめ欧米諸国に運び出して売却した。現在、ニューヨークのメトロポリタン美術館、ケンブリッジのアシモリアン美術館、ドイツ国立博物館その他の博物館に所蔵されている高麗磁器は、中山商会の手を経て入手したものである。

朝鮮文化財の競売も公開的に行われたが、まず最初に日本の朝鮮併合直後ソウルで行われ、これを機にして、一九二三年「骨董の円滑な流通を目的」にするという名目で京城美術クラブが設立された。初期の競売会で扱われた主な朝鮮古美術品は高麗磁器であった。このとき、高麗磁器の売り手たちはそれが古墳の盗掘品であることを隠さなかったし、買い手もそれを承知していた。一時京城美術クラブの社長を務めた佐々木某によると、競売会は夜間にのみ行われ、その時開城の出土品だという高麗磁器が柳行李の中に入れられたまま出されたが、そのどれもが泥に汚れていたという。競売会では高麗磁器の売り手も買い手も共に日本人であったが、ある時そこに先に述べた鮎貝房之進という人物が現われた。彼は『新羅王位号及追封王号に対して』及び『日本書紀朝鮮地名考』を著すなど朝鮮古代史の研究を行った学者で、朝鮮の国学にも造詣が深いと自称し、高麗青磁と朝鮮の古書籍を多数入手しているが、この商人でもない知識を売り物にする学者が盗掘品の密売に熱を上げ、かなりの盗掘品を所蔵していたのである。総督府博物館の設立時、彼の所蔵品が買い入れられており、そうした個人の所蔵品が博物館の

陳列にかなりの数量を占めたと言われている。
略奪者たちは高麗磁器ばかりでなく、朝鮮封建王朝時代の磁器も競って奪い取っている。彼らは各地の民家にまで入り込み、住人を脅かして茶碗や皿をはじめめぼしい物をなりふりかまわず奪って行った。
磁器の蒐集家たちは、不当な売買行為を通じても多くの朝鮮封建王朝時代の磁器を入手して暴利をむさぼった。彼らは朝鮮人たちを欺いてべらぼうに安い値段で磁器を買いあさり、日本の官憲は彼らの盗掘・略奪や蜜売買行為を取り締まることなく、むしろ積極的に庇護し、助長したのである。
そのことについて三宅長策は『そのころの思ひ出』で、「発掘が盛んになると共に一般朝鮮人の反感もこれと共に高まっていった。然し取締上これを禁止する方針をとった頃には何千人といふ人がこれによって生活し、俄にこれを禁止することは此等の人の死活問題となってゐたから、総督府でも政策上徐々と禁止する方針を取り、まづ当分は黙認するといった状態であった」と述べている。
高麗磁器の大量略奪の結果、朝鮮ではいずれの時代の磁器も一切姿を消してしまった。
日本に奪い去られた陶磁器の多くは、日本の国宝ないし重要美術品に指定されて冷え冷えとした異国の展示場や美術館に展示されているが、それらは日本帝国主義の罪業を無言で告発する歴史の立証物としてその生を維持している。

3　民族古典の焼却・略奪

民族古典の焼却と歴史の歪曲

遠い昔から学問を重視し、科学技術の発展に尽くしてきた朝鮮人たちは、その間各分野のさまざまの図書を執筆・出版している。

三国時代にはじまった出版印刷業は、高麗時代に至り世界に先駆けた金属活字の発明を踏まえて飛躍的な発展を遂げた。

こうした出版印刷業発展の背景には無学文盲を恥とする高麗人たちの崇文精神があった。

当時、古今の書籍が豊富なことで知られていた高麗は、多くの書物を輸出していたが、一例として、中国・宋は、一〇九一年、一二〇余種およそ五〇〇〇冊の書物を高麗に注文している。

宋はそれら貴重な書籍を秘書省の措置で中書省、商書省、大清楼、清蔵閣に大事に保管していた。

引き続く朝鮮封建王朝時代にさまざまな書物が大量に出版され、人々の生活に深く浸透した。このことについては、一八六六年「丙寅洋擾」の名で知られた、フランス艦隊の朝鮮侵入時、乗組員の一人

ジューベルが、「東洋（朝鮮）で感嘆させられ、われわれの自尊心をいたく傷付けられもした今一つの実例は、いかに貧しい家であれ、どこでも本が見られることであった。本を読めない人は極めてまれで、そんな人たちは他人の蔑視を受けている」と書いていることからも推察できるであろう。

このように早くから出版印刷業が発達して各種の典籍が大量に刊行されていた朝鮮は、本の多い国ということで「文献の国」と呼ばれもした。

ところが、朝鮮は歴史的に大小さまざまな侵略を受け、とりわけ、高句麗、百済、渤海、高麗などの滅亡に伴って多くの貴重な本が消失しているが、豊臣秀吉の日本侵略時には二〇万字の活字と大量の図書が奪い去られ、朝鮮の民族古典はほとんど影をひそめてしまった。その後政府により鋳字所が建て直され、「戊申字（一六〇八年鋳造活字）」「戊午字（一六一八年鋳造活字）」、「壬辰字（一六五二年鋳造活字）」などの活字をもって多くの古典が改めて刊行されたのであるが、これまた日本帝国主義侵略者によって大々的に焼き払われ、あるいは奪い去られるという災いに遭ったのである。

朝鮮占領後彼らは、真っ先に朝鮮人民の愛国精神を鼓吹する書籍の調査を強行して国内各地にあるあまたの書籍を押収し、焼却した。

初代朝鮮総督寺内正毅は、「朝鮮の慣習と諸般制度調査」という名で、各道・郡警察署を動員して史書をはじめ各種書籍を大々的に押収した。彼らは、全国各地の書店、郷校、書院、書堂（寺小屋）ば

かりか寺院や民家にまで侵入して、『初等本國歴史地理』『中等本國歴史地理』『幼年必読』『東國史略』『大韓地誌』『大韓歴史』『昭義新編』などの歴史・地理本、『李舜臣（リスンシン）伝』『乙支文徳（ウルチムンドク）伝』など愛国名将の伝記まで押収し、焼却した。

こうした蛮行をあばいた資料は多い。

彼らは、一九一〇年～一九一八年の第一次「資料蒐集」期間だけでは足りず、さらに一九二一年から一九三七年まで延べ二八〇〇日間に渡り「蒐集」を継続したが、それには警官以外に二五九名の専門家が加わりおびただしい本を押収したのである。

その数量は、京畿道二三七冊、忠清北道三二一冊、忠清南道二四一冊、全羅北道四四四冊、全羅南道六九一冊、慶尚北道六一二冊、慶尚南道一九六冊、黄海道三二冊、平安南道四冊、平安北道六九冊、江原道八三冊、咸鏡南道五三四冊、咸鏡北道二〇冊合わせて四六〇一冊だとされている。

このような図書の捜索について、「併呑の際、押収を免れ民家に残っていたさまざまの歴史的資料も、日本人学者らの資料蒐集過程に被害を被った例が多かった」という指摘もなされている。

総督府の指示で行われた資料の蒐集結果、その数量のあまりの多さに驚いた総督府の官僚たちは、「一九一八年末までもっぱら資料の蒐集に努めたが、新たに発見された物が予想以外に多かった」と口外している。

彼らはこれにとどまらず、史書を隠匿したりひそかに読んでいる朝鮮人を見つけると、うむを言わ

さず投獄した。
このような書物の押収と検挙について当時朝鮮のある出版物には、「合併と同時に朝鮮の歴史を記した書籍を没収して火中に投じ、書店はもとより民家も見逃さず組織的に一軒一軒と大捜索して、わが国の歴史にかんすることが半ページでもあれば間違いなく焼却し、朝鮮の史書をたとえ一冊でも隠しておいた者がいても犯罪視した。……朝鮮人が自国の史書を読んだという罪で三〇日間拘禁され、あるいは懲役刑に処せられた者が非常に多かった」と糾弾している。
ともあれ、朝鮮人たちは民族精神の抹殺をはかる日本官憲の蛮行に抗して史書を隠し、ひそかに読みふけっていたのであり、こうした実情にかんがみて、日本人関係者は、「史料の借り入れでいろいろな問題を惹起し、このために資料の提供者たちに不安を与え、調査に不便をきたした例が多かった」と認めている。
朝鮮の史書を残らず取り上げて無くしてしまおうという計画がままにならないことに業を煮やした侵略者たちは、朝鮮史の編纂を名分にして朝鮮人をなだめて隠されている史料をさらに蒐集して、朝鮮史の歪曲に必要な本だけを残し、その他の本は焼却してしまった。
侵略者たちは『朝鮮史』の編纂に先立ち、朝鮮の資料蒐集計画を作成し、強行した。朝鮮史史料編纂委員会第一次会議では資料蒐集の重要性が強調され、最初の三年間は史料の蒐集に、次の五年間は史料の蒐集と編纂寄稿に、最後の二年間は原稿の整理に当てるとする「一〇箇年計画」を立てた。

これと並んで一九二六年一二月、「史料採訪内規」なるものを作って資料収奪の「法的裏付け」とした。そこには「出発に先立ち必ず採訪地域の道庁、郡庁に照会し史料蒐集に関する援助を依頼する」という項があることからも分かるように、彼らは植民地行政及び軍隊、警察まで動員して強制的に収奪しようともくろんでいたのである。

彼らは最初「史料借り入れ」の期間を三か月としていたが、実際には朝鮮史の編纂が続けられた全期間に渡って民族の古典を大々的に略取している。ところで彼らは、本来の計画を修正し、史料の印刷は極めて広範囲に渡り複雑で、莫大な時間と費用を要するとして本文だけを印刷し、それ以外の史料は副本を作成して本文と共に大学や学校図書館に備え置き、一般用には本文に資料名を付記し出所を示すだけにした。その隠れた意図は「編纂要旨」に従って朝鮮史の史料を残らず蒐集したうえで、編纂目的に必要な内容だけを残して人々に読ませようとしたことにある。こうして「これまで全く知らなかった珍しい史料が多く現われ、副本を作成したのが一九三七年現在一六二三冊に達し、原稿本は二九二七冊」にのぼったのであったが、日本の敗亡後それらは残らず消失し、結局朝鮮民族の貴重な文化遺産は霧散したのである。

侵略者たちはほかにも朝鮮から逃げ帰る際、田川孝三ら御用史家たちに命じて朝鮮史編修会所蔵の文書と残されていた多くの朝鮮史史料をことごとく焼却してしまった。結果、朝鮮の貴重な民族古典は朝鮮の解放以前にほとんど焼失してしまったのである。

日本帝国主義者は、朝鮮史の歪曲が朝鮮人民の民族的矜持を抹殺し、朝鮮人を日本人に同化することにその目的があったことを隠さなかった。

日本の内部では、朝鮮民族の自負心を抹消しなければならないという詭弁が早くからまかり通っていた。

このことについて、朝鮮の歴史家朴殷植（パクウンシク）はその著で、「日本の吉田東伍は文学博士であるが、朝鮮の歴史をなくしてしまうべきだと放言し、『朝鮮史が残っていれば、日本が朝鮮の文化を受け入れたということが残ることになるから、朝鮮史を尽滅してその痕跡を一掃するのが一番よい』とうそぶいた」として、日本帝国主義者の朝鮮史歪曲の本質をあぶりだしている。

日本帝国主義は本を押収・焼却する方法だけでは朝鮮の歴史をなくすことが不可能だとして、朝鮮人「同化」のためには彼らの「意に添う新しい史書」が必要と公然と宣伝した。

彼らは『朝鮮半島史編纂要旨』で、「歴史本などを残らずなくすことは徒労にすぎず何らの効果もない。かえってそのような図書が伝播するようになるかも知れない。昔の史書を押収し取り締まるよりもむしろ『公明正確な』史書を作ることが早道であり、その効果も大きいであろう。これが『朝鮮半島史』の編纂を必要とする主な理由だと言えよう。もしこのような新しい史書を編纂しないなら朝鮮人は……改進の気力を喪失する恐れがある。そうなればどう朝鮮人同化の目的が達成できようか」として、ねじ曲げた史書を作ることで朝鮮民族の抹殺に効果的に利用しようとはかった。

彼らはそのために、朝鮮史の編纂を総督府の主要事業の一つとした。彼らは総督府取調局が担当していた風俗・制度の調査を、一九一五年七月、中枢院に移管し、そこに編纂課を新設して朝鮮史の編纂を担当させた。さらに一九二二年一二月四日、朝鮮総督府訓令第六四号で「朝鮮史編纂委員会規定」を制定し朝鮮史編纂委員会を組織した。

彼らは「朝鮮史編纂委員会規定」で、従来中枢院に属していた朝鮮半島史の編纂業務を総督府直属に格上げして総督府の「主要施政内容」として行うようにした。そのうえで委員長は朝鮮総督府政務総監が、委員、顧問、幹事、書記など委員会のすべての人事異動も総督がじかに行うようにした。

彼らが朝鮮史の編纂にいかに大きな意味づけを行っていたかについては、朝鮮史編纂事業を歴代朝鮮総督の主要任務の一つにしていたことからもよく窺えるであろう。

初代朝鮮総督寺内正毅から斉藤、山梨、宇垣、南、小磯に至るすべての朝鮮総督は、編集会の会議が開かれるたびにきまって参加し、「現代に適応する朝鮮史を編纂」せよ、「朝鮮史編纂事業が朝鮮統治上重要必須の事業」であり「朝鮮統治上緊要な事」などと強調して御用史家たちを励ました。

このように、彼らは朝鮮の史書その他の書籍を押収・焼却して、朝鮮の歴史をねじ曲げ、一〇年を予定した『朝鮮史』三〇巻（総一万五〇〇〇ページ）の編纂を六年延長して、一九三八年三月、『朝鮮史』（三五巻、二万四〇〇〇ページ）なるものを捏造したのであった。

世界の歴史には、古代中国における焚書坑儒やナチスドイツにおける図書焼却のような悲話も残さ

れているが、民族意識抹殺の一環として、歴代の貴重な民族文化遺産である数十万冊もの書籍を押収し焼却したうえで、朝鮮民族の歴史をほしいままに捏造した日本の野蛮な文化抹殺犯罪は世に類のない反人倫的犯行であった。

図書及び書画の略奪

日本の朝鮮文化財略奪で最も重要な位置を占めるのは、民族の貴重な古典を強奪し日本へ持ち去ったことである。

それは、目的や手法からしてとことん不法な犯罪行為であった。

前述のように彼らは朝鮮人の民族的矜持を抹消すべく、民族古典の略奪・焼却を国家的計画のもとに押し進めた。

朝鮮占領直後から彼らは、古書籍の蒐集に狂奔した。

一九〇五年不法な「乙巳五条約」の強要をもって朝鮮の占領を果たした日本の高官たちは、朝鮮にやって来るとわれがちに政府の文書庫をあさり、数知れぬ書籍を日本へ持ち帰った。

統監部は、一九〇八年、御用史家を招いて政府管轄の奎章閣の蔵書を略取し、さらに、奎章閣の蔵書を基本に帝室図書館を運営するとして、統監部の下に臨時「取調局」を設け、国内各地にある政府の

蔵書を調査する一方、塵を払い虫干しをするとして奎章閣の蔵書を全部取り出し、さらに「整理調査」を口実にして、将来の略取をもくろんだ総合図書目録を作成した。

こうして、あまたの奎章閣の蔵書が統監ら侵略者の手を経てひそかに日本へ持ち去られたのである。

伊藤博文は、朝鮮統監府が置かれる前の一九〇四年三月及び〇五年一一月、朝鮮の占領を目指す特使の名で渡来した際に早くも多くの奎章閣の蔵書を奪って日本へ送っていた。

このことについて日本の宮内大臣渡辺千秋は、一九一一年五月一五日、総督寺内正毅に、「伊藤公が日本へ持ってきた朝鮮図書がある。伊藤公の死後、その本は宮内省書陵寮で保管しているが、その内容をあらためたところ皇室や華族の実録を編纂する参考資料として、ぜひ必要である。よって総督府がこれらの本を譲渡してくれることを希望する」という書状を送っていることからも裏付けられている。

当時、伊藤博文が奪い去った図書は政治、歴史、人物などに関する文集と邑誌からなり、計三三部五六三冊に及んでいる。彼はその後の統監時代にも奎章閣の蔵書を多数略取して東京の宮内省書陵寮に送っている。

曾禰荒助第二代統監も、伊藤に負けず劣らずあまたの図書を略取しており、それらは「統監部蔵書」または「曾禰荒助献上本」と呼ばれていたが、その数は実に一六三部八五二冊に及んでいる。

侵略者たちは奎章閣の蔵書の略取にとどまらず、それぞれの図書に「帝室図書之印」という蔵書印

を押し、総督府傘下の管理機関内に隠匿した。それさえ朝鮮封建王朝と政府の財産とに区分したうえで、そのすべてを総督府の所有とし、一九三一年には京城帝国大学の図書館に移管して日本人御用学者らのための植民地研究資料に供した。

　朝鮮総督府はさらに、元朝鮮封建王朝政府の四大史庫の図書をすべて差し押さえた。朝鮮封建王朝の歴代の蔵書は、奎章閣以外に、深い山奥に設けた鼎足（チョンジョク）山史庫、赤裳（チョクサン）山史庫、五台（オデ）山史庫、太白（テベク）山史庫の四大史庫にもあり、それらにはそれぞれ同じ内容の朝鮮封建王朝実録が大切に保管されてあった。

　江華島の鼎足山史庫本と慶尚北道奉化（ポンファ）郡の太白山史庫本は、統監府時代に既にソウルへ運び出され、一九一〇～一九一一年、朝鮮封建王朝宗親府の建物であった臨時奎章閣分室に全部移された。その後、これらの図書も総督府所属となり、一九三一年、京城帝大の図書館へ移管されたのである。

　さらに五台山史庫本は、一九一四年三月、東京帝国大学の付属図書館に移管された。侵略者たちは、江原道五台山の史庫本を管理していた月精寺の周辺に住む人たちを強制動員して、背負い子や牛車で東海岸の注文津（チュムンジン）港に運び出し、船で日本へ送った。

　この五台山史庫本は、第一代朝鮮総督寺内正毅が朝鮮の併合を記念して東京帝大へ贈ったが、一九二三年の関東大震災時、図書館が炎上してほとんどが灰燼に帰し、わずか二〇冊あまりが残ったにすぎなかった。

　奎章閣や四大史庫など朝鮮封建政府の蔵書をことごとく押収した侵略者たちは、全羅北道茂朱（ムジュ）郡

（当時）の赤裳山史庫本を笑止千万にも「総督府寄贈」なる印を押して、主人の李王家に逆に「寄贈」するという茶番を演じた。

こうして空っぽになっていた四大史庫は、その後、管理する者がなくやがてすべて崩壊し、建物の跡だけが残るという始末となった。

民族古典の略奪は、統監や総督だけでなく、統監府や総督府を後ろ盾にした御用学者その他によってもなされた。彼らは憲兵や警官を道案内にして白昼公然と略奪行為を働いた。

例えば、後日、京都帝大の付属図書館所蔵となった「河合文庫」の設立者河合弘民がいる。

彼は、一九〇八年一二月二九日の白昼、憲兵を押し立てて江華島の鼎足山史庫を襲い、扉を斧で叩き壊して、おびただしい図書を奪い去った。

この重大事件は、日本に統治権を剥奪され名目ばかりになっていた政府に報告され、政府は直ちに江華島憲兵分遣所所長と河合弘民に問い合わせ、図書返還を指示したが、日本側は、この事件の解決をずるずるひきのばした末、翌年三月一一日、うやむやのうちに手を引いてしまった。

このように「江華島写本強奪事件」は、日本憲兵隊の圧力で水に流され、略奪された図書は河合の所蔵となってしまったのである。

今一つの例は、前間恭作による略奪である。

前間恭作は、統監部の通訳として鼎足山史庫本その他の文化財の調査に従事していた時、さまざま

な図書を盗み出し、前間蔵書なるものを設けた。後日、この前間蔵書は日本国会図書館傘下の東洋文庫にほとんど移されたが、前間は、一九三四年から二〇年間自分の手で調べた古典文献を総合解題した『古鮮冊譜』三冊を編集している。

統監府学部顧問を務めた幣原垣も、多くの古典を略取しており、また、『朝鮮法制史考』なる論文を発表して法学博士号を授かった浅見倫太郎も多数の古典を略取しているが、それらは、三井財閥の三井文庫に保管され、第二次世界大戦後、米国のバークリー大学に売却された。

また金沢圧三郎という者が奪い去った図書は、「濯足文庫」の名で知られたが、そのうちの朝鮮本は第二次世界大戦の時米軍の空襲によって焼失した。『京城日報』の主筆を務めた徳富蘇峰の「成箕堂文庫」の朝鮮本と大阪私立図書館所蔵の朝鮮古書籍もすべて日本人によって奪い去られたものであった。

御用史家白鳥庫吉も朝鮮と満州などを巡り歩いて、多くの朝鮮の古典を略取した。

図書収奪者のなかには今西龍のように、「本屋」から代金を払って入手したとして「正当な購入」だと主張している者もいる。

侵略者たちは、朝鮮占領直後に「朝鮮古書刊行会」なるものを組織して古文書の全国的調査を進め、その蒐集には朝鮮全国の警察署を先立たせた。

この際彼らは、「書物同好会」なるものを定期的に開いて多くの図書を蒐集しもしている。

このようにして朝鮮の貴重な民族古典はほとんどが彼らに掌握され、その大多数が略奪・焼却され、その結果「文献の国」と呼ばれていた朝鮮は、書籍はおろか、障子用の紙さえ手に入れ難い国に転落してしまったのである。

侵略者は朝鮮書画の略奪もほしいままにしたが、書画の略奪ははるか以前の倭寇や壬辰祖国戦争の際にも強行されている。

その代表的なものは、壬辰祖国戦争の際略奪されて日本帝国主義の占領下に公開され、現在、天理大学博物館の所蔵となっている朝鮮封建王朝初期の有名な画家安堅（アンギョン）の『夢遊桃源図』である。

『夢遊桃源図』は、一四四七年、安堅が世宗（セジョン）大王の第三子安平（アンピョン）大君が見た夢の話を聞いて描いた巻物の山水画で、大きさは横一〇六・二センチ、縦三八・七センチである。絵の上部には、絵画の由来についての安平大君の書と時の学者朴彭年（パクペンニョン）、成三問（ソンサムムン）、金宗瑞（キムジョンソ）、申叔舟（シンシュクチュ）、崔恒（チェハン）、李塏（リゲ）、徐居正（ソコジョン）、鄭麟趾（チョンリンジ）ら二〇余名の筆跡が残されている。この絵は、当時、封建官吏であった学者成俔（ソンヒョン）が「神妙の境地」に達したと評したほどの名品で、芸術的価値はもとより、朝鮮封建王朝初期の絵画史を研究するうえでも、貴重な資料である。

この作品は、一九一〇年代初め朝鮮美術展覧会が東京で開催された際、園田という日本人の所蔵として公開されたが、その際、李王職博物館が園田から買い入れようとしたが、彼は六〇円で買った絵に四万円の価格を付けて譲らなかったために交渉は破綻し、その後、天理大学博物館に移管されたのであ

る。

壬辰祖国戦争の際略奪された書画のなかには、高麗時代及び朝鮮封建王朝初期の仏画もある。現在、朝鮮に残されている当時の仏画は一〇余点であるが、なんと日本にはその一〇倍近くの一〇〇余点が現存している。

日本帝国主義侵略者は、朝鮮占領時、またしても数多くの絵画作品を略奪・破壊しているのである。

何よりも、彼らは東洋最高の傑作とされている高句麗古墳壁画を破壊した。

一九〇九～一九一二年に関野貞ら御用学者によって高句麗壁画古墳が発見されたが、その時彼ら御用史家も千数百年の歳月が流れた今日まで当時そのままに鮮明に残されている力強くも優雅な高句麗壁画に驚嘆した。関野貞は高句麗時代の古墳で発見された壁画は、今から一三〇〇～一五〇〇年前の物であり、実に中国でも見られない東洋最高の絵画を代表している、日本でも、中国でも、類例のない貴重な標本であると評し、高木紀重も、この壁画ほどの格調の高い大作はほかにないと言っても過言ではない、燦爛たる文化を構築した高句麗の全盛期を物語る、唯一にして完全な遺品であり、東洋最高の絵画である、と賛嘆して止まなかった。

悪辣な侵略者たちは、これら高句麗古墳壁画の破壊もためらいなく行った。

先にも述べたように彼らは、朝鮮民族の始祖檀君を抹殺すべく檀君陵に侵入して壁画の仙人像を破壊し、また双楹塚の羨道両壁の華麗な美人図と舞踊図を壁ごと剥ぎ取り、その跡をセメントで塗りつぶ

し、また、江西三墓の忍冬唐草文を天井石ごと抜き取り、その跡を石膏で塗り固めて文様らしい物を入れ、人の目をごまかそうとした。

彼らはまた、法陵寺金堂の壁画など朝鮮壁画の保存術を研究するとして、高句麗古墳壁画に手をつけた。例えば高句麗壁画の一つを選び、水や試薬をかけてその浸透状況を試験するなどして壁画を損傷した。

彼らは、高麗時代のすぐれた絵画も少なからず略奪した。

そのことは、今日日本で見られる高麗時代の多くの仏画によって確証されている。

現在、世界的に確認された高麗時代の仏画は一三四点であるが、そのうち朝鮮にあるものはわずか一一点にすぎず、残りの大多数をなす一〇六点が日本各地の寺院や美術館に所蔵されている。高麗時代の仏教美術を研究するには日本でしか出来ないというのは、日本人研究者の声である。

日本各地にある高麗時代の仏画には、日本銀行所蔵の『阿弥陀如来図』、東京浅草寺所蔵の慧虚(ヘホ)の『観音図』、京都正法寺所蔵の『絹本著色阿弥陀如来像』、根津美術館所蔵の『絹本著色阿弥陀如来像』、山形県上杉神社所蔵の『絹本著色阿弥陀三尊像』、佐賀県鏡神社所蔵の『絹本著色楊柳観音像』などがある。京都市と奈良市にある高麗時代の仏画は、高麗末一四世紀の『薬師三尊八代菩薩図』『観経十六観変相図』『阿弥陀三尊図』『水月観音図』『観音菩薩図』『観音地蔵菩薩図』などで、知積院と隣松寺、奈良の法輪寺、博古館その他に所蔵されている。

これら仏画の搬出経緯は未だ知られていないために、そのすべてが日本の占領時に略奪されたと断定することはできないが、いずれにしろ日本人略奪者たちによって奪い去られたことに間違いはない。

一九〇三年二月刊行の『考古界』誌には、当時東京帝室博物館に展示された通度寺の仏画について、この朝鮮仏画は元来、慶尚南道梁(リャン)山の通度寺にあったものである、本尊二像、『天部守護神像』のような物もある、ひいては楽器を持つ菩薩像もある、絵が描かれた時代は三〇〇年前と推定され、色が鮮やかで技法がすぐれ一目見ただけでも価値のある仏教美術品だ、と記述されているが、このことからも、日本の朝鮮占領時代に仏画の略奪がなされていたことがうなずけるであろう。

にもかかわらず、多くの日本人は、朝鮮の美術品流出の責任が朝鮮人自身であると思い込んでいる。

とはいえ、日本にある高麗時代の美術品が「数量はかえって朝鮮国内のものより多い」とし、その原因が「引き続く外敵の侵略による戦禍」のためであるとして、日本軍の侵入がその重要な原因であるとしたある日本人の指摘は、高麗時代絵画の流出がほかならぬ日本人の手でなされたことを語るものである。

高麗時代仏画の略奪については、当代の有名な仏画『十一面観音像』の日本伝来経緯とかかわる次のような話がその一端を語っている。

東京の日野原家所蔵の『十一面観音像』について歴史学者大岡力は、『朝鮮の絵画に就いて』で、

この絵が「描写の精巧にして彩色の美麗なることは驚くべきものであります。面貌は朝鮮画の特徴たる豊満なる中に快活なる気象を現し、あらゆる美術的技巧を発揮している非凡な大作」だとして激賞している。

この仏画は、最初大阪府堺市のある寺院の宝物となっていたのであるが、井上馨の目にとまり、結局彼の手中に帰し、その後三井物産の初代社長益田孝の所有するところとなった。

『美術話題史』に記録されたその詳細な経緯は次のようである。「法隆寺の近くの法起寺にぼろぼろになって保存されていた。それをフェノロサ（明治時代、日本に来ていたアメリカ人）が、二百円で買う約束をしたが、金の都合で全部払わずにあったのを井上馨が発見し、三百円を置いて持ち帰った」と。

高麗時代の『十一面観音像』が最後に益田孝の手中に入ったのは、井上馨との骨董品蒐集ライバルであった彼が、井上所蔵の『孔雀明王図』を売却した際、大金を払って購入したからであるという。つまり、他国の貴重な文化遺産が略奪者たちの貪欲を充たす金銭上の価値としてのみ計算される骨董品として、あちらこちらと渡り歩いたわけである。

これは壬辰祖国戦争時に略奪され、その後欲深い日本人の間を渡り歩いた高麗時代仏教美術品の悲惨な運命を物語る一つのエピソードである。

高麗時代の仏画は、アメリカのメトロポリタン美術館、イギリスの大英博物館、ドイツのベルリン

美術館、ベルギーのブリュッセル美術館など欧米諸国の美術館などにもかなり見られるが、その多くは日本人略奪者の手を経て渡ったものである。

日本の侵略者たちは朝鮮封建王朝時代の美術作品も多く略奪している。

名古屋市興正寺の所蔵である、一六世紀中葉の作で、朝鮮封建王朝時代仏画の最高の傑作とされている『唐絵釈迦尊』は、壬辰祖国戦争の際、加藤清正が、朝鮮王宮に懸けてあったのを奪った物だという。この作品の伝来経緯について、一九九四年六月一日付け『朝日新聞』の文化欄に解説記事を載せた記者貫井正之は、この作品を含む朝鮮封建王朝時代の絵画作品が多数略奪されて外国へ流出し、その由来がねじ曲げられて隠匿されもし、なかには中国の絵画だと称されたとして、「日本国内に所蔵されている倭乱（壬辰倭乱）以前の朝鮮仏教美術品の大多数は略奪品」であるとして、「乱前の李朝仏教美術品として記年銘文が判明したのは世界的に五〇点を数えるが、そのうち四四点が日本に、五点が朝鮮に、一点がアメリカにある」とし、続けて「日本人は一六世紀、二〇世紀の二回にわたって朝鮮を侵略し統治を行った。侵略による完全な略奪は、綿々と継承されてきた朝鮮の歴史、文化の完全な空白期を作り出した」と指摘している。

日本に奪い去られた朝鮮封建王朝時代絵画作品の所蔵先を見ると、安堅の『夢遊桃源図』は天理大学、李上佐（リサンジョア）の『松下歩月図』は横田五郎、李巌（リアム）の『花鳥猫狗図』は岸清一、李灘穏（リタンオン）の『三清帳』は播磨龍城、金弘道（キムホンド）の『風俗画帳』は富田商会がそれぞれ所蔵しており、総督府博物館にも絵画作品がかな

り多く所蔵されていた。

※　李上佐は、社会最下層の下人（奴隷）の出で、幼少の頃から非凡な画才を示し、長じて図画署の画員に抜擢された。彼の『松下歩月図』は、高さ一九〇センチ、幅八〇センチの淡彩画である。

ほかにも、三重県西来寺の『円覚曼陀羅』、和歌山県高野山円通寺の『絹本金泥薬師之図』、愛媛県石手寺の『麻布釈迦十王等図』、和歌山県高野山常喜院の『薬師曼陀羅』、兵庫県薬仙寺の『絹本着色施餓鬼図』、広島県大願寺の『山水屛風』、進辰馬所蔵の『葡萄図』、東京美術学校（現東京芸術大学）の達磨と梅、竹の『三幅図』、末松熊彦所蔵の『布袋図』と『山水図』及び『花蝶図』、森敬所蔵の『猛虎図』、高橋浜吉所蔵の『山水図』、柳宗悦所蔵の『柴陽花図』、和田一郎所蔵の『山水図』、京都金地院の『夏の山水図』などがある。また、東京国立博物館には、『羅漢図』『鯉魚図』『花鳥図』など二四点の朝鮮封建王朝時代の絵画作品と小倉コレクションから寄贈された六九点の絵画作品がある。これらの作品は、日本国内で公開されたごく一部の作品に過ぎないと言えよう。

それゆえ高木紀重は、「総督府博物館が所蔵した作品も決して少なくなかった。民間に散在する作品を集めると相当な数に達するであろう」と述べ、朝鮮封建王朝時代の「有力な官僚や武将の発願によって多くの仏教美術品が制作され、現在わが国にもかなりの大作が含まれた仏教美術品が多数残っ

ている」と指摘しているのである。

以上のように、朝鮮を侵略した日本帝国主義は、ありとあらゆる欺瞞的、強圧的方法をもって朝鮮のすぐれた書画をあまた略奪したのである。

4 建築文化遺産と仏像の破壊・略奪

建築文化遺産の破壊・略奪

朝鮮人民の創造した文化遺産のなかには、悠久な民族建築の歴史を語る豊富な民族建築遺産もある。

長い歴史のなかで創造された朝鮮民族の建築遺産は、きわめて多様かつ豊富である。朝鮮民族は、英知ある建築術をもって、都市や城郭、各種の建物と建築構造物を創造しており、それらは、朝鮮人民の生活様式と生活感情、それに朝鮮の気候風土にふさわしく創造された、固有の朝鮮式建築として特徴付けられている。

そのことから、民族建築物は、単なる建築容積、空間としてだけでなく、合理的な造形的形態とさ

まざまな壁画と彩色装飾、彫刻と内部装飾が結びついていることで民族文化遺産の総合体と言われた。

日本帝国主義の魔手は、この建築文化遺産に真っ先にのばされた。

彼らは、朝鮮侵略を開始した初期から植民地統治の最後の日まで建築文化遺産をやむことなく破壊・略奪した。

ここで彼らは何よりも先に、建築文化遺産の破壊・略奪をめざす総合的な調査を進めた。

彼らの朝鮮侵略野望があらわになった二〇世紀初めの一九〇二年六月、東京帝大工科大学は上部の指示で、朝鮮の各地を踏査し、歴代の王宮など重要建築物と文化財の全般的調査に乗り出した。

この重任を担当した者が、当時、東京帝大工科大学助教授であった工学博士関野貞である。

関野貞（一八六七〜一九三五年）は、一九〇一年九月二日、内閣発令によって助教授に任命されており、彼に朝鮮古建築の調査を命じたのは、工科大学学長辰野金吾である。

彼は関野に、「韓国建築ノ史的研究ヲ以テシ……成ルヘク広ク観察セヨ、浅キヲ妨ケス」として、朝鮮の古建築物以下伝統的な文化財をくまなく調査するよう命じた。

関野は後に、「その国における重要な遺蹟はすべて一覧しようとしたが、高句麗の中心であった平壌と百済末期の都城であった扶余地方の調査をなしえなかったことが残念である」と振り返っている。

当時、日本のこの調査について、西山竹彦という一日本人は、「思い起こすのは、日韓関係近代史の闇の部分につつまれ、その闇のなかに見え隠れする日本政府の恥部、その低次元的所業である」とし

て、その本質を衝いている。

日本帝国主義が、朝鮮古建築の調査に乗り出したのは、古建築物が地質、歴史、社会、民俗などを含む一切の精神史的及び美的観念の総結晶体であるばかりか、朝鮮文化財の総本山であり、これを掌握しさえすれば、朝鮮の文化財全般の略奪が容易になされると見たからであった。この侵略的本性について西山竹彦は、「関野が三年の労を費やして完成した『韓国建築調査報告』書は、日本にとって侵略後の韓国文化抹殺についての基礎資料となり、あわせておびただしい韓国文化財収奪の台帳的役割を果たしたのではなかろうか」と指摘している。

朝鮮建築物の調査指令を受けた関野は、一九〇二年六月三〇日、神戸を発って、七月五日、仁川に到着し、日本軍に守られながら、六二日間、朝鮮各地を巡って調査を行った。

彼は、古朝鮮、三韓、新羅、高麗、朝鮮封建王朝など各時代の古跡と王宮、寺院、陵墓、書院、遺物、それに美術工芸品も綿密に調査した。

帰国後彼は調査内容を整理し、現地撮影の写真を添えて図版三六三図、本文二五二ページに及ぶ報告書を三年を掛けて作成した。この報告書は、東京帝国大学工科大学「韓国建築調査報告」の表題で非公開に活版印刷され、日本の朝鮮占領を間近にした一九〇五年八月、日本政府に提出された。

こうして日本政府は、朝鮮建築の調査結果に基づく、建築文化遺産を主とする朝鮮文化財略奪の総合的台帳を手にしたのであった。

彼らは朝鮮を侵略すると、まず、封建政府の象徴であり、代表的な民族建築物の一つである王宮をはじめ官庁、民家などを手当たり次第に破壊した。

一八七五年八月二〇日、江華島を侵攻した軍艦「雲揚」は、八月二二日、防御力の薄い小島項山（ハンサン）島を襲撃して平和的住民を殺戮し、家屋に放火した。翌二三日には永宗（ヨンジョン）島の永宗鎮を襲撃して六〇〇余名の全住民を虐殺したうえでその財産を略奪し、永宗鎮を灰燼に帰せしめた。

このような破壊・略奪行為は、侵略の本格化と共にいっそうあらわになった。

一八九四年の甲午農民戦争の際朝鮮に攻め込んだ日本軍は、国王高宗を脅迫して内政を掌握すべく、五月二二日夕刻、皇城景福宮を襲い、南大門の守りが固くてそこから侵入できないと分かると、城壁を崩し、南（ナム）山を越えて城内になだれこみ、六月二十日、再び景福宮の門を叩き壊して離宮にいた王と王妃をおどしつけ、宮殿を破壊した。

この時の王宮破壊と略奪状況について学者黄玹（ファンヒョン）は、「日本人たちは、四方で略奪し、宮殿にあるすべての宝物と歴代諸王の貴重な法器と宗廟の杯など貴重品をすべて仁川港に運び出したために、国が数百年を掛けて集めておいた物が一朝にして無くなった」（『梅泉野録』）と痛嘆した。

日清戦争の火を付けて朝鮮を主戦場にした日本軍は、ソウル、平壌などにおける戦いで官庁や民家など多くの建物を砲撃破壊した。

六月二七日、牙山（アサン）に上陸した日本軍は、忠清道牙山郡成歓（ソンファン）の戦いで、当地域の家屋百余戸を蹂躙し、

平壌城の攻撃では無差別砲撃と侵攻をもって歴史の都市平壌をほとんど灰燼に帰せしめた。

日本の建築文化遺産破壊は、日露戦争を前後した時から植民地統治時代にかけて極度に達した。

朝鮮占領後、侵略者たちは、朝鮮封建王朝の象徴であり、代表的な民族建築物である景福宮をはじめ諸王宮の破壊・焼却を本格的に進めた。

彼らは、宮殿内の多くの建物を民家に払い下げるとして、あるいは崩し、あるいは売却した。

日本人建築家中村某は、一九一二年景福宮建春門内の飛賢閣を鳳来(ポンレ)洞の自宅に移して設計事務所としたあげく焼き払ってしまった。それに王宮内の多くの建物が日本人の料理店や寺院として使われ、日本人の住家が集中している南山(ナムサン)洞、龍山(リョンサン)などに移築されて住宅にされた。また、侵略者たちは、一九一五年、「物産共進会」なるものを設けて、各種の集会、展示会などを景福宮内で催し、はては王宮内に残されていた正殿勤政殿と交泰殿、慶会楼などの主要建物をはじめ七万二〇〇〇坪の敷地内にあったすべての建物を崩し、五二〇〇余坪の土地に各種の陳列館を設けるなど、景福宮を見るも無残に荒らしてしまったうえで、自国の植民地統治を内外にこれ見よがしに誇示しつつ、民族的伝統の代表的建物である王宮の命脈を完全に断ち切るべく、一九一六年、景福宮内で総督府の庁舎建築工事に着手したのであった。そこには、総督府庁舎以外にも朝鮮総督府博物館、総督府美術館を建て、全国の歴史遺跡、遺物を破壊し、一九三五年にはその一部を一般公開するとして朝鮮王宮の尊厳を蹂躙したのであった。

彼らは景福宮ばかりか、昌徳宮、徳寿宮、慶熙宮などの諸王宮の破壊・抹殺にも力を入れた。

彼らは、博物館、動物園、植物園などを設けるとして、一九〇七年以降、昌徳宮の隣にある昌慶宮内の多くの建物を崩した。

また彼らは、明政殿南北行閣（回廊）を除くすべての行閣、宮門、壁を崩し、宮殿の礎石まで掘り出して、弘化門内道場を囲う壁を築いた。

彼らはまた、ソウル、平壌その他の主要都市に植民地統治に必要な庁舎や兵営、憲兵、警察署の建物を建て、朝鮮の建築文化遺産を手当たり次第に破壊した。とりわけ平壌、開城、綏原(スウォン)などの都城をはじめ亀城(クソン)邑城、鏡城(キョンソン)邑城、延安(ヨンアン)邑城、鼎足山城など、朝鮮人民の英知と才能、愛国心がこもる邑城、山城、城郭、城址などを破壊した。

破壊された邑城、鎮城は北朝鮮地域で一二〇余、全国的に二八〇余に達しており、他にも、旧城址など学術研究の対象が数十か所も破壊されている。

彼らは、歴史の都市平壌城を無残に破壊した。

平壌の平安道監司（長官）本営、愛蓮亭などの建物を破壊し、兵営や神社、道庁の建設を口実にして万寿台(マンスデ)、蒼光(チャングァン)山、瑞気(ソギ)山（今日の解放(ヘバン)山）など平壌内城、中城の数多くの高句麗遺跡を、また兵器製造所、鉄道建設などの名で平壌外城の里坊(リバン)遺跡と寺址を破壊した。

彼らはほかにも大同門に設けられてあった装飾彫刻をすべて略取している。これについて、日本の図書『楽浪と伝説の平壌』は、「大同門屋上の飾瓦―門の屋上四隅に飾られた瓦製の形面白い犬、猿、

雉子、人形その一つ一つには製作者の瓦工が命を打ち込んで当時作り上げて官に納めたものである。……この旧門の飾猿は改築の際一つ残ってゐて新しい門の南の隅に飾られてあったが明治三十九年頃某骨董商の手に渡って東京の某茶人の家に納まったが、大正十二年の関東大震災の折火災に罹ってしまったと云ふことである」として、大同門装飾品の略奪状況と悲惨な運命を伝えている。

侵略者たちはまた、「市街地改正」の名で、海州邑城を跡形も残さず破壊した。

海州邑城は、高麗時代末の一三九一年に築造され、朝鮮封建王朝時代にたびたび改修された。特に、一七四七年、観察使（道長官）李天輔（リチョンポ）が二一万名を動員し一〇か月をかけて築造した邑城は、周二六二四歩、高さは地形によって二五～二六尺、二七～二八尺であり、東西南北の四大門と、東西に二小門を設けて長方形に建て直した城であった。

侵略者は、この海州城が交通の妨げになるとして、一九二三年、市街地の「改正」を断行し、当時まで一部残っていた城壁を崩して道路を作ってしまった。

侵略者たちは、このようにあまたの建築文化遺産を破壊したばかりでなく、一部は利用もし、日本へ持ち去りもした。

建築物の略奪も、侵略者の高官が先頭に立った。

初代朝鮮総督寺内正毅は、景福宮の建物を崩した際、一部の建材を故郷山口県へ持ち帰って、『朝鮮館』を建て、そこに略奪した多くの文化財を陳列した。

また、明治・大正時代の日本財界の大御所とされた渋沢栄一（一八四一～一九三一年）は、一九〇五年頃、平壌八景の一つ愛蓮亭を崩して自家に移した。

天理大学も、一九三四年一一月三日、朝鮮の民家一棟を崩して移築し、「朝鮮館」とした。

建築物の略取は、日本の朝鮮侵略初期から行われた。

一八八二年の壬午軍人暴動の際、自国公使館に火を放って逃げた侵略者たちは、その後再びソウルに戻り、南山一帯の四方四キロの地域にある建物を強奪して公使館に作り直した。

日露戦争を前後して、彼らはまたまた多くの建物を強奪しているが、ロシアへの秘密漏洩を防ぐという口実で、一九〇四年一月、戦争が終われば返還するとして電報局と郵逓司を奪い戦後も引き続き占拠した。

日本軍はまた兵営に利用するとして、昌徳宮、文禧廟、園丘壇、儲慶宮、広済院、管理署など一八の建物を相ついで占拠して駐屯し、西門外の民家数百戸を崩して馬屋を建てた。

侵略者たちはまた多数の古建築物を不法占拠し、濫用した。

一九一二年、平壌観察府の庁舎を普通学校（平壌第二公立普通学校）の建物にし、平壌の旧大同館客舎（官舎）を平壌鐘路（チョンロ）公立普通学校に、平壌庶尹（ソユン）衙舎（官庁）を平壌公立慶林（キョンリム）普通学校の建物にしてしまった。

さらに朝鮮封建王朝末期王朝の離宮として平壌に建てられた豊慶宮は、王の行幸が一度もないまま

総督府の手で道立病院の建物にされた。
ほかにも、平安北道寧辺（ニョンビョン）郡の郷庁を裁判所に、咸鏡北道鏡城郡の百華堂を中学校校長の官舎にし、校舎にするとして、同じく鏡城郡の古跡安察師営を高等普通学校に、同郡の普面庁（郷庁を含む）を鏡城公立普通学校に変えてしまった。
以上は建築文化遺産略奪のごく一部の資料にすぎないが、これからも侵略者たちの建築物及び文化財の略奪がどのようなものであったかが理解できよう。
このように、日本帝国主義は朝鮮文化財の総合的な破壊・略奪を押し進めるために、朝鮮占領前に建築文化遺産を調査して総合資料を作成し、これに基づいて破壊・略奪を強行したのである。

仏像の略奪

四世紀中葉に朝鮮に入った仏教は、一四世紀末まで支配階級の思想的支配の手段として大いに栄え、朝鮮封建王朝時代に衰えたとはいえ、同時代末期まで朝鮮の政治、経済、文化の発展に大きな影響を及ぼした。
仏教は支配階級の思想として奨励され、そのなかで多くの寺院が建造され、壁画、さまざまの仏像彫刻、石造美術品が備えつけられた。

仏教は朝鮮を経て日本にも伝播された。五三八年、百済の聖明（ソンミョン）王が金銅仏像一体と経典を大和政権に贈ったことが契機となって日本に仏教が普及しはじめたのである。

そうした国の日本人にとって、朝鮮の仏教芸術品は学術研究の対象として、ひいては、すぐれた芸術作品としてあこがれの的となった。

こうして日本の朝鮮侵略時に日本の歴史・考古学者たちは、競って、朝鮮の寺院建築物と仏教芸術品の調査に乗り出し、そのことのために仏教芸術品の略奪は一段と勢いづくことになった。

侵略者たちは、朝鮮併合後間もない一九一一年六月三日、「訓令」第七号による「査察令」の公布をもって、朝鮮寺院の総合的な調査と、それら所蔵の仏教美術品を蒐集する「法的な裏づけ」を策定した。

彼らが第一に狙ったのは、寺院の中心をなす仏像であった。

略奪者たちは、純金や金銅製の小型の高価な仏像を手に入れるために、古い石塔や卒塔婆などを破壊して仏像を盗み出したり、僧侶を買収したりしておびただしい仏像を略取した。

仏像の略奪をあおったのは、歴史・考古学学者らの「調査」と「紹介」であった。

『考古学』誌第七巻第六号に、「小さな銅仏像の発見」という題で、一九一六年一一月、佐藤という山林管理人が、当時江原道蔚珍（ウルチン）郡の山中で青銅の阿弥陀立像一体を発見して担当憲兵分遣隊に届けたという記事、同じ雑誌五号に慶尚北道栄州（ヨンジュ）郡の浮石寺で新羅時代の金属製仏像一〇体が発見された

とする記事は、日本人骨董蒐集家の仏像蒐集熱をあおることになった。

彼ら仏像蒐集家たちは朝鮮全国を探し歩いて仏像の略奪に血眼になった。

ところが、皮肉にも日本人の仏像略奪は、仏像の学術的研究に支障を来たす結果を招いた。

現在、南朝鮮国立中央博物館に所蔵されている『金銅弥勒菩薩半跏思惟像』二体は、日本の朝鮮併合を前後した頃、日本人が略取してソウルへ不法搬出したものであるが、その一つは、一九一二年二月二一日李王職博物館が梶山という男から二六〇〇円という大金を払って購入したものであった。ところが、それを売った男は、仏像の出所についてでたらめを言ったために、その学術的研究は不可能になった。

その後の一九三三年、関野貞は、「この半跏思惟像は慶州南側五陵付近の廃寺址で出土したという」と述べているが、それはなんら根拠のないものであった。

このことと関連して、この仏像を入手した時の記録には出所が慶州となっているにもかかわらず、一九一五年、稲田という日本人がこの半跏思惟像について、「一九一〇年忠清道の僻村から送られてきた物で、三国時代末期の代表的な美術品であり、関野博士も三嘆している。また、ドイツ博物館の技師も朝鮮へ来て見て、十万金を出しても惜しくない珍品」だと感嘆したと述べていることからも、その出所があいまいで、慶州地域ではないということを語っている。

一体の仏像に二か所以上の出所が記されているのは、日本人略奪者がその犯行を隠すために嘘をつ

いたことにあった。

このことは、仏像を李王職博物館が買い入れた当時の状況を判断しても知ることができる。

浅川伯教という民芸学者は、「この驚くべき仏像が李王家博物館の光彩として陳列されるまでには、当時の館長であった末松熊彦氏の苦労が大きかったが、彼から聞いたところによると、出現地と信じられる慶州から京城へ持って来られた時は、表面を厚い白粉で塗り、顔面が墨で描かれてあったが、目尻が下がり、ちぢれた髭に黒い瞳、そして唇は赤く塗られていて、古色はおろか汚れた白壁のような顔であったという」と語っているが、これは、李王職博物館に売り渡した日本人古物商梶山や仏像と関連のある略奪者が自分たちの犯行を隠蔽するために苦心したことをはっきりと示している。

このような出所不明の仏像が日本人略奪者の手であちらこちらと渡り歩いた末、総督や日本人高官に売り渡されていたのである。

上述した仏像とほぼ同じ大きさの今一体の「金銅弥勒菩薩半跏像」も出所不明のままあの人この人の手に渡った末、淵上貞助という者が寺内総督に寄贈し、後に、総督府博物館に収まり、解放後、奇跡的に朝鮮に残されたのであった。

侵略者たちは、買収、恐喝、詐欺など手段方法を選ぶことなく仏像の略奪に狂奔した。

侵略者たちは調査と称して全国の寺院を荒らして仏像を略取した。

「古蹟調査」の先頭に立った関野貞は、仏像にも興味を抱き、『朝鮮美術史』に、仏像の時代区分

と様式など、幾つかの角度から詳細な論評を行っているが、その調査中少なからぬ仏像を略取している。後日判明したところによると、彼の所蔵品中には仏像が八体もあったという。

平安南道徳山(トクサン)面にあった高句麗時代の元五里(ウォンオ)の廃寺で略取された土仏像も、一九三二年から骨董品店に陳列され、一九三七年、平壌博物館館長小泉顕夫らの緊急調査を受けたが、そのうちの三体の土仏像が現在、京都大学総合博物館に所蔵されている。

仏像の略取には、脅迫、買収、詐欺などの方法がとられた。

東京帝大教授黒板勝美は、「三国時代の朝鮮において唯一の金銅仏像」（『考古学』誌第一五巻第六号）で光背を持ち銘文まである百済時代の金銅仏像の発見経緯について次のように書いている。一九一五年、朝鮮の忠清北道忠州(チュンジュ)に寄った時、郡書記（日本人）の一人が仏像の光背を所有しているということを聞いて、早速出かけて見た。彼は、それを見て「自分はすんでのところであっと叫んで飛び上がるところだった」として、それは「これまでほとんど朝鮮の仏像には見られない金銅仏像の光背が三国時代の様式を備えていた上、以前は全く発見できないと言っても過言でない仏像製作者の名があまりに美しい文字で刻まれていたから」だったと述べている。ところで、問題は郡書記の仏像入手経緯であった。黒板が郡書記に質問したところ、「忠州から遠くないある山村の朝鮮人が持って来たので買っておいた……おそらく忠州付近の山奥の寺院の跡で見つけた物らしい」と言ったのである。この仏像を、黒板が郡書記をうまく言いくるめて手に入れ、それが後に総督府の所有となった

のである。

このようにして略取した仏像には、一九〇七年当時、忠清南道扶余郡窺岩（キュアム）面窺岩里で発見された百済時代の金銅仏像二体もある。

憲兵隊が押収したこの仏像は、「主人のないもの」として競売に付されてしまった。

当時、仏像の落札者は庭瀬広幸という者で、後に一体の仏像を大邱の市田次郎という者に売り渡したが、結局、その行方は全く分からなくなってしまった。

仏像は詐欺・陰謀の方法でも略取されている。

一九一二年、関野貞、八井済一などによって調査・公開された内金剛楡岾寺所蔵の新羅時代における「五十三仏信仰」を象徴した五〇体の仏像（三体は発見当時紛失していた）が、一九一六年三月、日本人に襲われ、最も高価な仏像一七体が盗まれたのであったが、彼らはその後開城で逮捕された。ところが、押収された仏像は一七体ではなく九体にすぎず、それも六体は本物ではなく、みすぼらしい仏像と取り替えられていた。これは犯人と巡査がぐるになって行った犯行であった。

この時、窃取された一七体のうち一四体の楡岾寺の仏像が公然と国内外に流出したのであるが、その一つである「金銅薬師如来立像」はボストン美術館の所蔵となり、横田や伊藤という日本人の手に渡った仏像は、現在、行方が全く知れないでいる。

このようにして消失した仏像は、江原道江陵（カンルン）市城内（ソンネ）洞の寒松寺址にあった「石造菩薩座像」や、寺

内総督に進上された、当時慶州市月城(ウォルソン)郡内東(ネドン)面道只(トジ)里にあった有徳寺址の石仏座像などで、その数は数え切れないほど多い。

侵略者たちは、慶州市東川(トンチョン)里掘仏寺址の岩に刻まれていた「四面石仏」のうちの釈迦如来の頭部と「夾侍菩薩像」をのみで剥ぎ取って盗んで行くようなことまで行っているのである。

石造美術品の略奪

朝鮮人が創造した仏教文化財のなかには、塔、碑、卒塔婆その他の石造美術品もある。

千数百年が過ぎたこんにちまで変わりなく保存されている仏国寺の多宝塔や釈迦塔は、当代朝鮮建築の様相を今に伝えている。

仏教寺院の塔は、四世紀後半期以来信仰の中心である「三宝」(仏、法、僧)を保存、表示し、記念するためのものであったが、やがて仏舎利だけを保存する場となった。信仰の中心が三宝であったのだから、塔は寺院の中で重きをなし、本堂と共に寺院の中心をなした。

塔は三国時代の寺院建築ばかりでなく、当代建築の様相を見せる貴重な遺産である。

寺院の塔は、時代の流れと共に盛んに建てられた。

高句麗の定陵寺と定林寺の塔、百済の弥勒寺の塔、後期新羅の多宝塔と釈迦塔、高麗時代の敬天寺の大理石塔、朝鮮封建王朝時代の円覚寺の塔などは、朝鮮のすぐれた塔を代表する傑作であり、日本人たちもこれに感嘆している。

朝鮮の古蹟調査に深くかかわった関野貞は『朝鮮の建築と芸術』で、朝鮮には石材がかなり豊富で花崗岩、片麻岩、石灰岩、砂岩、安山岩などすぐれた石材が多く出るために、早くから石塔、碑石、卒塔婆、石灯籠、石造仏像などが作られたとして、朝鮮石塔の美術工芸的価値に絶賛を惜しまなかった。

彼は、壬辰祖国戦争時、加藤清正が略奪に失敗した円覚寺の大理石多重塔について、全体的に雄大で均衡が正しく、美的に極致に達し、朝鮮封建王朝時代におけるこのような種類の最優秀の標本であるばかりでなく、同時代の明のものと比べてみても遜色がなく、むしろそれをしのいでいるとして、朝鮮の塔の高い芸術性に感嘆している。

※　円覚寺の大理石多重塔（一四六七年。高さ約一二メートル）は塔全体の造形的構成もすぐれているが、特に表面の装飾彫刻がよくできている。この塔は構成と装飾手法が一四世紀に建てられた高麗時代の敬天寺の大理石塔と同じ形式のあずまや式十重石塔である。この塔は、木造建物の様相を真似た柱、組物、平瓦、瓦当、欄干などが精巧に刻まれており、さらに各壁面には装飾文が隙間なく施されている。この塔は規模の大きいモニュメンタルな建築物ではあるが、工芸品のよ

うに極めて繊細で多彩な感じを与える。

関野だけでなく他の日本人学者も朝鮮の石塔に驚嘆を禁じえないでいる。

高麗や朝鮮封建王朝時代の寺院建築について造詣が深い学者杉山は、『朝鮮の石塔』で日本のものより古く、とりわけ量も多く質的にも優秀である朝鮮の石塔は東亜建築のなかでも最も抜きん出ているとたたえている。

李王職博物館長であった末松熊彦も『朝鮮及び満州』誌第六九号で、日本の石彫刻品をもって朝鮮のものと比較する時それらはほとんど比較にならない拙劣なものだと語っている。

このような驚嘆の的であった石造美術品が侵略者たちによってあまた略奪され、あるいは無残に破壊されたのである。

日本人が白昼脅迫と詐欺など、あらゆる卑劣かつ悪辣な方法ですぐれた石塔を略奪・破壊し、そのなかの遺物を盗み去ったことについては、わずかながら幾つかの資料がある。

最初の石塔略奪事件として知られたのは、日本の朝鮮占領初期である一九〇六年一二月、朝鮮にやって来た宮内大臣田中光顕が、開城敬天寺の寺址に残る高麗時代の最もすぐれた石塔の一つである大理石十重石塔を略奪したことである。

田中はその地位を笠に着て、銃剣を後ろ盾にした詐欺的方法をもって白昼公然と石塔を奪い、ぬけ

ぬけと高宗から記念として下贈された物だと公言した。

彼の言が全くの偽りであることは、『大韓毎日申報』（一九〇七年三月七日）の論説に、高宗が「歴史的に貴重な石塔を分与する意向がないとして拒絶した、と言明したことは彼の計略を満天下にさらけ出すもの」であるとした指摘や、総督府古蹟調査課の責任者であった小田省吾が、「田中伯爵がこれを内地に運んで物議を醸した。そのために包装も解かぬまま現在の場所（田中邸の庭園）に保管されていると聞いている。前総督時に数次返還の論議があったが、遅延し今回に至った。田中伯爵は何らの手続きも経ずにそれを運び出したが、いかなる口実をもってしても彼の所有物ではあり得ない」と指摘している。田中は石塔の略奪にあたり、当地の官吏や住民の抗議を尻目に、一三〇～二〇〇名の武装人員を使って石塔を解体して包装した後、数十台の牛車で運び出し、日本へ積み出したのである。

その後田中の前例にならって権力者・有力者たちは、競って石塔の略奪をはじめた。

慶州の石窟庵にあった美麗な大理石五重石塔を、一九〇九年、第二代統監曽禰荒助が略奪しており、一九一〇年代中頃、仁川府会議員河野某は、忠清南道保寧（ポリョン）郡大川（テチョン）面藍谷（ナムゴク）里の寺址にある石塔を略奪している。彼はその際、朝鮮人を丸め込んでこの石塔を「買収」したのである。

この事件についての総督府古蹟調査課の文書には、石塔を売却したものが、それは昔から自家の所有物だったと主張しているが、それは話にもならないことで、朝鮮の風俗には個人の家に塔を立てることはなかった、たとえ家を建てた場所が昔の寺址で、石塔や石仏などがあったとしても、朝鮮人はそれ

を自分の所有だと考えることは絶対になかった、ところがそれを売却するのは全く近来に生じた弊習であり、彼らは自分のものでない物を売るということを百も承知しながらも、あえてそんなことをする者たちである、今度の事件も河野がじかにそれを買わず、表面上他の朝鮮人に一旦石塔を売らせた後改めて自分の所有にしたが、売却人にそんな権利がなかったことは言うまでもない、と記されている。この文書は、河野の狡猾な売買行為の本質を衝いている。

にもかかわらず、この保寧郡の寺址の五重石塔は河野の所有となり、その後行方が知れなくなってしまった。

朝鮮の文化財略奪で悪名を馳せた大倉なる者も多くの石塔を略奪したが、その中には平壌にあった八角五重石塔が大倉集古館の庭園に立てられている。

このようにして奪い去られた石塔は一、二にとどまらないが、以上の例は、現在まで公開されたごく限られた資料にすぎない。

ともかく一九三〇年代、中山商会なる大阪の骨董品店で数十基の朝鮮石塔が競売品として展示されたということは、いかに多くの石塔が侵略者たちによって略奪されたかを雄弁に語っている。

侵略者たちはあまたの石塔を奪ったばかりでなく、石塔内の舎利副葬遺物、つまり金、銀、金銅の仏像、宝塔や舎利瓶などを盗み出すために、ダイナマイトで塔を爆破し、或いは叩き壊した。例えば、一九三〇年代中頃、雷雨の激しい夜更け、開城市にある高麗時代の玄化寺の七重石塔をダイナマイトで

爆破し、舎利の副葬遺物を盗み出している。このようにして破壊した石塔は数え切れないほど多い。

略奪者たちは石塔と共に石灯籠、卒塔婆、碑石などの石造美術品も無数に略奪・破壊しているが、略奪経緯が記されている物には、仏国寺の多宝塔の石獅子と舎利塔、中興（チュンフン）山城の双獅子石灯籠、菩提寺址の卒塔婆などがある。仏国寺の舎利塔は、一九〇二年に「韓国建築調査報告」が出された後の一九〇四年に盗み出されて、東京の某料亭の庭園に立てられた。仏国寺の多宝塔の上側基壇の四隅に据え付けられていた石獅子も、保存状態が特に悪い一つを残して三つが一九〇七年頃、日本へ持ち去られた。

ほかにも王や名僧、愛国名将の業績を記述した多くの碑石も略奪、或いは破壊されている。

侵略者たちは朝鮮占領初期に朝鮮全国の碑石を調査し、『朝鮮金石総覧』に編集して、朝鮮史の歪曲と植民地統治に利用する一方、すぐれた筆致の碑石はその拓本を取り日本へ持ち去って売却している。

略奪した碑石の代表は「北関大捷碑」である。

「北関大捷碑」は、壬辰祖国戦争で咸鏡道地方の義兵が、加藤清正の軍勢を大敗させた業績をたたえた戦勝記念碑である。

日露戦争の際、日本軍旅団長池田陸軍少将は、咸鏡北道臨溟（リムミョン）駅（金策（キムチェク））でこの碑石を発見し、第二師団長三好陸軍中将は帰国する際戦利品として東京へ持ち返り靖国神社の片隅に立てた。

この碑石を奪い去った魂胆は「両国の親睦を永遠に保つ上において、かかる記念碑を永存するがご

ときは、両国間の感情を害すべき因たるに過ぎざるにつき、出来るならばこの碑を撤去することを望む」として、朝鮮人民の民族的矜持と反日感情を抹殺することにあった。

こうして、「北関大捷碑」は日本軍国主義の象徴靖国神社の片隅に捨て置かれていたのであるが、近年朝鮮に取り戻され、臨溟里に再び立て直された。

日本帝国主義者の石造美術品の略奪は、手段・方法が悪辣で狡猾この上ない野蛮な犯罪行為であった。

朝鮮鐘の略奪

日本帝国主義は、仏教文化財の一つである朝鮮鐘にも魔手を伸ばしてあまたの鐘を略奪し、大陸侵略戦争を本格的に進めていた頃は、軍需物資の充足に当ててほとんどなくしてしまった。後期新羅時代から急速に発達しはじめた金属鋳造術は美しいすぐれた鐘を多く生んだ。

この時代の代表的な梵鐘は慶尚北道慶州の奉徳寺の鐘で、「聖徳(ソンドク)大王神鐘」と呼ばれた。新羅第三五代景徳(キョンドク)王が亡父聖徳王の霊魂を慰霊するために鋳造を命じ、その子の恵恭(ヘゴン)王の時に完成し奉徳寺に奉納されたこの鐘は、鋳造にまつわる人身御供の伝説にちなんで「エミレの鐘」とも呼ばれた。鐘の全般的形態が洗練されているうえに表面の見事な装飾彫刻ともあいまって芸術的品格にすぐれ、ひいて

は鐘の音が美しく、朝鮮鐘の優秀性を代表している。高さ三・三三メートル、口径二・四七メートル、周七・一二メートル、口部の厚さ二六センチ強、重さ一二万斤（七二トン）である。
多くの日本人が大きな興味をもって見学し、鐘の雄大なことと美しい音に嘆声を放ったものであるが、鐘があまりにも有名な国宝級遺物であるため、幸い略奪を免れた。
しかし、これ以外の多くの梵鐘が侵略者たちによって奪い去られている。
朝鮮の鐘は作られた朝鮮よりかえって日本に多いという日本人たちの言がそれを確証している。
関野貞は『朝鮮美術史』で、新羅時代の梵鐘が現在朝鮮にあるのはわずか二個に過ぎず、高麗時代の梵鐘については、早くから日本に伝わったものが極めて多いために、高麗時代の銅鐘様式を遺憾なく研究することができる、と述べているが、この指摘からも各時代の朝鮮鐘が日本に少なからず奪い去られたことが分かろうというものである。
総督府古蹟調査課の嘱託藤田亮作もその著『高麗文化』で、朝鮮鐘の名の下、日本において国宝となったものはすべて高麗時代の梵鐘で、朝鮮内に残っているものは少ないとしている。
東京美術社の『改増東洋美術全史』には、後期新羅時代から高麗時代に至る間に鋳造された朝鮮鐘は、「現在六三個で、そのうち日本には四〇個がある」と記述されている。
日本国内に所蔵されている数多くの鐘は、日本人学者たちが指摘しているようにかなりのものが壬辰祖国戦争の際に略奪されたものであるが、大多数の鐘は日本帝国主義侵略者の手で略奪されたので

ある。

福岡県の水城院に吊るされた「水城院の鐘」という名の朝鮮鐘も「某総督が日本に持って来て水城院に寄贈」した物だという。

大倉集古館主も高麗と朝鮮封建王朝時代の鐘三つを不法に入手している。

彼は一九二九年に、黄海道殷栗(ウンリュル)郡石橋(ソクキョ)里にあった高麗鐘を、一九三六年には平安南道孟山(メンサン)郡東(トン)面(当時)で発見された朝鮮封建王朝時代の鐘を、一九四二年には京畿道水原(スウォン)郡梅松(メソン)面 院坪(ウォンピョン) 里(当時)にあった朝鮮封建王朝時代の鐘を占有した。

現在ＭＯＡ博物館所蔵の小鐘も、検事長を務めていた岡本某が略奪したものである。このように略奪した朝鮮鐘をもって、一九三五年一一月、大阪のある百貨店は「朝鮮工芸展覧会」なるものを開き、陳列競売まで行った。

侵略者たちは梵鐘の略奪でも手段・方法を選ばなかった。

一九〇六年一一月、京都・東本願寺の別院をソウル南山の北側麓に建て、ここへ上元寺の銅鐘を移すべくこの鐘を略奪したのはその一例である。

東本願寺別院は、日本の侵略の思想的拠点として建てられたものであった。

彼らは別院の鐘楼に吊るす朝鮮鐘を物色したが、その斡旋をしたのは、一八八五年朝鮮に渡り、ソウルで洋服店を開いていた山口太平衛であった。彼が紹介した鐘は、京畿道楊平(ヤンピョン)郡竜門(リョンムン)山の上元寺の

鐘で、高さ一・五メートル、口径約一メートル、重量が四〇〇貫（一・五トン）もの大きな鐘であった。

山口が別院の依頼で、一九〇八年、現地から鐘を運び込んだ当時、上元寺は日本軍の討伐で全焼し、鐘だけが鐘楼に残っていたのであるが、山口は廉価で鐘を買い取り、本物は日本へこっそり送ってしまった。こうして上元寺の本物の鐘は行方不明になった。

日本帝国主義は大陸侵略政策を本格的に進めていた時期、不足する軍需物資を充足すべく、「金属回収令」をもって、民家の真鍮製匙や箸のたぐいまで残らず奪い、銅鐘、仏像、鉄仏なども徴発した。彼らは、江華島伝灯寺の銅鐘と仏器を強制的に供出させ、ソウル鐘路にあった普信閣の鐘も回収して溶解し兵器廠に送ろうとしたが、これは朝鮮人民の強い抗議にあって失敗した。このようにして消失した銅鐘は一、二にとどまらない。

以上のように、朝鮮鐘の略奪者たちは朝鮮侵略の元凶をはじめ御用学者、姦商らであった。

5　朝鮮民俗文化遺産の抹殺

国家・民族の悠久な歴史のなかで創造され、豊かな発展を遂げた民俗文化財は、民族文化遺産中極めて重要な位置を占める。

多くの国で古建築物、絵画、彫刻、工芸品、古書籍などの有形文化財はもとより、演劇、音楽、工芸などの無形文化財、民俗風習や民俗生活用具なども民族文化財として民俗文化遺産の保護対策が取られている。

例えば、日本は、一九五〇年五月三一日、法律第二一四号で「文化財保護法」を制定し、第二条の文化財類型に衣食住、生業、信仰、年中行事などの風俗慣習、民芸、芸能及びそれに使われる衣服、家具、家屋その他の物品で……生活の推移を理解するうえで無くてはならないものを「民俗文化財」と規定しており、一九七〇年のユネスコ協約でも、民俗学的資料を重要文化財の一つとして規定している。

ところが、朝鮮を占領し朝鮮民族の魂を抹殺する企図のもと日本帝国主義は、朝鮮民族が数千年にわたって創造したすぐれた美風良俗を抹殺し、無数の民俗文化財を略奪したのである。

美風良俗の抹殺をはかった調査

日本帝国主義は半世紀近くもの間、朝鮮人民の民族文化と風習を抹殺し、日本色・日本式を植え付けて朝鮮人を日本人に変える民族同化政策を実施した。その重要な一環として押し進めたのが、朝鮮人民の民族的美風良俗の抹殺政策であった。

彼らは風習の異なる民族を統治するには、まずその風俗を知るべきだとして、美風良俗の調査に着手した。

朝鮮占領直前の一九〇四年、彼らは朝鮮封建王朝に圧力をかけて「法典調査局」なるものを作り、占領後は「取調局」「旧慣制度調査委員会」その他の調査機関を体系的に作り、朝鮮全地方の風俗制度を調査した。

占領初期における風俗調査は主に、不動産関連の風俗・慣習の調査であった。

これに真っ先に手をつけた目的は、不動産の基本をなす土地と山林を掌握し、やがてそれらを強奪することにあった。

これと並んで、不動産の所有関係を通じて発現される朝鮮人民の隣同士の和睦・団結を厚くする美風の抹殺がもくろまれた。初代朝鮮統監伊藤博文は、一九〇五年、朝鮮で「弊政改革の基礎は……先

ず不動産法の制定を必要とせしを以てその実態調査を開始する」と命じている。
伊藤は親日分子に働きかけて、一九〇六年七月、「不動産法調査会」なるものを作り、梅謙次郎を顧問に任じた。こうして朝鮮における風俗及び慣習制度の調査が開始されたのであった。
「不動産法調査会」なるものを組織して朝鮮の主な地方を中心に不動産の実態調査を進め、その所有関係と関連した朝鮮人の全般的風俗・慣習を把握した侵略者たちは、一九〇六年末、「土地家屋証明規則」と「土地家屋証明規則施行細則」など、朝鮮人の不動産を略奪するための「法的裏付け」を策定した。
こうした実態調査は、不動産の所有権を保護し近代化をはかるためのものではなく、朝鮮人の共有地をはじめとする全不動産を合法的に略奪するための策動であった。
植民地統治の初期、民族「同化」の準備段階として、風俗などの実態を調査し、そのうえで植民地統治の妨げになる美風良俗の抹殺と植民地統治に利用できると思われる慣習の助長及び日本色・日本式の扶植を進めるための準備として調査機関を総督府内に設けた。
つまり朝鮮占領直後の一九一〇年九月三〇日、天皇の勅令をもって朝鮮総督府取調局が、一九一二年四月には朝鮮総督府官制を改正して取調局を廃し、総督を補助する参事官室が朝鮮人の風俗調査を担当するようにした。
こうして第一段階の調査が終わると、調査範囲をさらに広げる措置が取られた。

このことは占領初期の調査項目を見ればよくわかる。

調査項目の内容は1土地制度、2親戚制度、3面及び洞制度、4宗教及び寺院制度、5書堂及び郷校制度、6両班制度、7四色党派の起源と沿革、8四礼（冠婚葬祭の四儀式）制度、9常民の生活状態、10救貧制度、11地方制度である。

侵略者たちは、以上の調査項目に準じて全国的な調査を進め、一九一〇年代前半期には四八か所の調査対象地を選び、先ず、ソウルなどの各道都ならびに二四地方を重点的に調査し、その資料を順次警察、憲兵など総督府管下の関係統治機関に配布した。

彼らはこの調査資料に基づいて当面の施政方針を立て、植民地支配の強化に役立てた。

当時彼らが制定した代表的な法令を見ると、一九一一年六月「山林令」、一九一一年八月「朝鮮教育令」、一九一二年三月「朝鮮民事令」、一九一二年八月「土地調査令」などであるが、それらの制定では朝鮮人の風俗調査資料が大いに参考にされた。

侵略者たちは一九一〇年代後半期に至り、風俗制度の調査をいっそう狡猾に拡大した。

そのことは、風俗の調査が中枢院の管轄下に移されたことからも明白である。一九一五年五月、風俗調査業務が各道の参事官から、親日走狗をもって構成された諮問機関である中枢院に移管されたのであるが、一九一〇年代後半期に入って風俗の調査が拡大されたのは、その資料を侵略的目的により積極的に利用するためであった。

一九一五年七月、朝鮮総督寺内正毅の指示によって組織された中枢院の「調査方針」は、「1私法に関する慣習の調査を完結し之が編纂を為すこと。2広く旧来の制度を調査すること。3行政上及一般の参考となるべき風俗習慣を調査編成すること」であった。

この「調査方針」で注目されるのは、侵略者たちが民事と関連した法令の制定に第一義的な意義を付与したことと、植民地統治に必要な風俗を調査し、その整理編纂に力を入れたことである。これは、彼らの植民地統治体制を確立し、朝鮮人民の民族性と反日意識を去勢する計策の早急な樹立をめざしたものであった。

彼らは調査の範囲を拡大する一方、それらのなかから植民地統治に必要なものと不必要なものを取捨選択すべく、一九一八年九月二六日、中枢院内に「旧慣審査委員会」なるものを設けた。

「旧慣審査委員会」の基本的な内容は、「1法令ニ於テ効力ヲ認メ又ハ法令ニ依リ当然適用アルベキ慣習。2法令ノ制定及改正ノ基本又ハ参考トナルベキ制度慣習」などであった。

調査された資料はこの「旧慣審査案」に従って取捨選択され、朝鮮統治に利用されることになった。

朝鮮人民の民族挙げての三・一蜂起（一九一九年）によって甚大な打撃を受けた日本帝国主義は、二千万民衆の民族性を一朝にしてなくすことはできない、「数千年来ノ文明ト特殊ノ風俗習慣ヲ有スルモノニ対シ一朝ニシテ之ヲ打破」せんとして朝鮮人の民族精神を刺激し、自らの国家を建てようとする不満の要因を提供したとして、それまでの武断統治を狡猾な「文化統治」に変えると共に、朝鮮人の風

俗を尊重するという「旧慣尊重」と風俗の「よりよい改善」をはかるという「民風改善」の欺瞞的スローガンをかかげて調査をいっそう巧妙悪辣に拡大し、朝鮮人の美風良俗の抹殺に狂奔した。

第三代斉藤総督は中枢院の顧問たちに向かって、可能な限り朝鮮の文化と旧慣を尊重すべきだとの甘言を弄して、一九二一年四月、新調査計画を立てた。

この時の調査方針では、「内鮮一体」と「同祖同根」と関連した調査と共に、朝鮮の制度慣習と部落の調査に重点が置かれた。

一九二〇年代の調査には民事、商事、制度、風俗の四分野が含まれ、その基本は「制度調査」と「風俗調査」とされ、一九三三年から一九三八年まで毎年「調査書」が刊行されることになった。

中枢院は一九二一年から二五章七五項目の風俗調査内容を確定して本格的な調査に取り組み、一九二三年末まで一七章からなる朝鮮風俗概要を編纂することにし、第一次の資料蒐集が完了した一九二五年から編纂に取りかかった。

風俗の調査ではその付属事業として「朝鮮社会事情の調査」と「部落の調査」なるものも兼ねて行われた。

彼らは中枢院の調査作業に加えて、総督官房が主管する調査作業も進めた。一九二二年に設けられた総督官房調査課は、中枢院が行っていた朝鮮社会事情の調査と、朝鮮人の生活状態と意識状況などに関する調査を行った。

朝鮮の社会文化と関連した朝鮮総督府の調査書には、一九二四年刊行の『朝鮮の市場』『朝鮮の独立思想及び運動』、一九二五年刊行の『朝鮮人の商業』『内鮮問題に対する朝鮮人の声』、一九二六年刊行の『朝鮮の群衆』『朝鮮の契』『朝鮮の窯業』などである。

彼らは朝鮮人の民族意識を抹殺するために、『朝鮮人の思想と性格』という二〇冊もの総督府調査資料を一九二七年に刊行し、つづけて『朝鮮の風水』『朝鮮の占卜と予言』などの民間信仰資料の調査も行った。

一九二〇年代に本格的におし進めた「風俗調査」の研究は一九三〇年まで続き、それらは朝鮮民族意識の抹殺に利用された。

朝鮮占領前に始まり、朝鮮の解放時まで続けられた風俗及び制度の調査は、朝鮮民族の美風良俗を抹殺し、ひいては民族文化の伝統を断ち切って朝鮮民族を永遠に奴隷化するための策動であった。

朝鮮人民の美風良俗に対する弾圧

朝鮮占領初期から朝鮮民族の民族的風習をとことん抹消して朝鮮民族を日本民族に同化させようとはかった日本帝国主義は、朝鮮人民の美風良俗を簡単には抹消できないと考えて、ありとあらゆる方法を考案した。

ここでは何よりも各種の植民地的悪法の乱発を通して美風良俗に弾圧が加えられた。

彼らは、一九〇七年七月の旧韓国政府名義の「保護法」が引き続き効力を有するとしたうえで、それを当時法律二号として発布された「保安法」と並行させた。これらの「法」は、朝鮮人民の政治的集会と結社の自由を剥奪することにとどまらず、伝統的な民族的集会や結社をも完全に一掃することを狙ったものであった。例えば「学校契」（子女教育を支えるための講）や「矢契」（弓手たちの講）など朝鮮人民の愛国心がこもる風習に弾圧が加えられた。

また「集会結社禁止法」によって朝鮮人民の伝統的な共同労働の一形態である「トゥレ」「ファンドゥ」などの労力互助組織も弾圧された。

このように、朝鮮の伝統的な「契（講）」のような共同生活風習の抹殺に第一の力が傾けられたのであるが、朝鮮総督府の政務総監湯浅倉平は道知事たちを集めて、「民風を改善」し「国民教化」に力を入れるよう強調し、「朝鮮ニハ古来共同ノ力ニ依ッテ経済的活動ヲ行ウコトヲ目的トスル契制度及共同ノ力ニ依ッテ各自ノ道義ヲ進メ風教ヲ改善スルコトヲ目的トスル郷約ノ遺習ガアリマス。此等ハ将来ニ於ケル産業組合発達ノ素地ヲ為スモノデ、今後指導宜シキヲ得ルニ於テハ朝鮮ニ於ケル産業組合ノ活動ハ大ニ期待スベキモノガアルト信ズルノデアリマス」と訓示しているが、その底意が奈辺にあったかは改めて言及するまでもないであろう。

この訓示に基づき侵略者たちは朝鮮の美風である契の風習を抹殺すべく契を改良し、その準則を植

民地統治の必要に即して改悪した。

このことは、江原道原州郡建登(コンドゥン)面翠屏(チュイビョン)里に一九二〇年日本帝国主義の手で組織されていた改良団体の運営について、「従来本部落に於ては田植、除草、収穫の際は一日三食以外に二回の間食を為す風習あり、農民経済上少なからざる影響を有するが為か廃止を約定実行し、其の節約に依る所得を見込み毎日糧米より控除し之を貯蓄納税資金に充当しつつあり」と指摘されていた事実を通してもうなずけるであろう。

これは税金の収奪を一つの目的としながらも骨の折れる農作業をみんなが一家のように食事を共にし、力を合わせ楽しい気持ちで進める契の美風を抹消することに主眼が置かれていたのである。

彼らはまた「契取締り規則」の制定をもって一切の契に対する監督を強化し、契に反日的傾向が認められると、警察は「不穏な契」であるとして強制的に解散している。

一九二四年一二月、忠清北道忠州郡忠州面（当時）では、各種の契が国家政治にとって有害であるとして「喪布契」のみを残し、他の契はすべて廃止し、黄海道鳳山(ポンサン)郡醴泉(レチョン)面（当時）と平安南道大同郡斧山(プサン)面（当時）でも、一九二八年四月、各種の契を整理するとして残らず強制解散している。

侵略者たちの弾圧で、この時期、朝鮮の共同生活風習は急激に衰退した。

当時、人民の中には子女教育を目的に組織されていた「興学契」や「書堂契」などの学校契が弾圧を受けて解散させられ、人々が力を合わせて子女教育に努めた伝統的な美風は漸次すたれていった。ま

た春と秋の農閑期に盛んに行われていた「矢契」が弾圧されて、心身と武術の鍛錬を通して国防に備えていた人たちの伝統的な風習も次第に消滅していった。

一九一〇年一二月一五日、寺内総督は、「制令一〇号」をもって「犯罪即決令」を公布し、一九一一年一月一日からの施行を命じた。ここでは、行政法規違反罪に関しては警察署長または憲兵分遣隊長がこれを即決できると規定されている。

「犯罪即決令」の具体的な施行規則である全八七条項の「警察法処罰規則」（一九一二年三月二五日制定）には、夜みだりに踊ったり歌を歌う者、其の他の行為を行う者、電線の近傍で凧を上げて電信を妨害する者に対しては裁判の手続きを経ることなく直接刑罰を加えることができるとされている。このように朝鮮人民が最も好む歌や踊り、農楽舞などの伝統的な歌舞も即決処罰の対象とされ、ひいては子供たちの凧揚げまで違法として弾圧されたのである。

侵略者たちは「色服の奨励」をうんぬんして、朝鮮人民の民族的服装風習の一つである白衣の着用風習をなくしてしまおうとした。

白衣は朝鮮人の民族的服装風習の一つであり、このことから朝鮮民族は「白衣同胞」とも称していた。

日本帝国主義は、「白衣の着用」は非経済的だから色物の服を着るべきだとして、親日団体に「色服奨励運動」なるものを繰り広げさせて白衣の着用風習を弾圧し、憲兵や警官などは道行く朝鮮人の白

衣に墨を塗るような乱暴を働いた。
『東亜日報』紙は、「海南の市日に黒い雨」という見出しで、「去る二二日（一九三一年二月）、海南邑の市場には、突然黒液が降り注ぎ、市に集まっていた数千の群衆が右往左往する大騒動が起こるという出来事があった。……それは海南面の色服を奨励する職員と小使いたちが総出動して各自水鉄砲をもって故意に黒液をまき散らしたのである。時はあたかも年初の市日で、折角晴れ着に着替えて市を巡り年始回りを兼ねてやって来た人たちが思いもよらぬ墨の雨に見舞われ、唖然として帰宅したという」という記事を載せて侵略者を断罪した。
ファッショ団体「国民精神総動員中央連盟」内の「生活様式専門委員会」という日本人団体は、布の節約をうんぬんして冠婚葬祭用の衣服をすべてなくすことを決定し、朝鮮服の校服制度を廃止するとして朝鮮人女生徒の朝鮮服着用を禁じた上で制定した服を着るよう強要し、彼女たちが民族的履物を履くことさえ許さなかった。
朝鮮人の服装風習を弾圧する日本化策動は、一九四〇年代初めに絶頂に達し、戦時体制にふさわしく生活様式を「改善」すべきだとして、下駄を履け、草履を履けと迫り、ついには男子はカーキ色のいわゆる「国民服」と戦闘帽にゲートルを巻き、女子は「もんぺ」を着ろと強要した。
彼らは、これにとどまらず、食生活風習の日本化にも力を入れた。
侵略者たちは朝鮮の米を大々的に奪って日本へ持ち出したが、一九三〇年代前半期の場合を例にと

ると、毎年米穀生産量の五〇パーセント以上が日本へ略奪されており、中日戦争と太平洋戦争当時には米穀の略奪が絶頂に達し、一九三九年には「供出制」なるものをもって米穀、肉、野菜など各種の食品をほとんど奪い去った。

過酷な収奪によって朝鮮人の食生活風習は著しく破壊され、雑穀のひき割りの粥や草の根、樹皮などで飢えを充たすほかない有様となった。

日本帝国主義侵略者は、朝鮮人の食生活風習をなくして日本風、洋風に改めるよう、例えば弁当箱に梅干を入れたいわゆる「日の丸弁当」を強要し、食事に際しては箸を取る前に「祝詞（のりと）」を唱える迷信的な食生活風習を強要しもした。これはご飯を食べることができるのは「天照大神」の恩恵だと思い込ませようとする発想であった。

侵略者たちは、朝鮮人の伝統的な食生活風習の抹殺をはかって、民家の台所や納屋にまで侵入して食事用具を奪い去った結果、一九三七年には、平壌付近の民家には油瓶一つまともな物が残されていなかった。

日本帝国主義は「同祖同根」「内鮮一体」という荒唐な論理をもって朝鮮語の抹殺に狂奔した。

朝鮮人を従順な奴隷に変えるべく「皇民化」「同人化」を唱えて日本人と朝鮮人の両者が一体となって同化し、一つの家族となって融合する必要があり、真の同化はこのような民族同士が同一の言語によって結びつき、同一の風俗慣習を持つことで同じ思想・感情を抱く時にはじめてなされるとして、朝

鮮占領の全期間、民族性抹殺をもくろむ殺伐とした空気をかもし出した。

彼らはまず朝鮮語の徹底した抹殺をはかって強力なシステムを形成し、朝鮮総督府、道庁、郡庁、面事務所、警察署、駐在所、派出所など、行政・警察機関それに憲兵隊までこれに総動員した。総督統治の最初の段階で「官公署と裁判所及び其他で使用するすべての公用語を日本語とする」と公表し、日本語は朝鮮人が義務的に使うべき「国語」であると宣布した。朝鮮総督府は、一九一二年一一月から各道の知事が「国語講習状況報告」を総督府に提出する制度をうち立て、一九三七年三月、すべての官公庁において一切の公文書を日本語で作成するよう各道知事に命じた。さらに一九三八年から日本語講習所を大々的に設けるという総督府の決定に従って、その実行がおし進められた結果、三八年末には日本語講習所の数が三六六〇余に達した。

こうした朝鮮語抹殺策動は、さまざまの悪法をもって徹底的におし進められた。

一九〇七年の「新聞紙法」、一九〇九年の「出版法」によって朝鮮文字で刊行され、愛国心を賞揚してきた多くの新聞が発行を極力抑えられ、一九一〇年には、「出版規則」の制定によって、朝鮮人民の民族性と民族語の抹殺をはかる暴圧は一段と強化された。

朝鮮民族語抹殺の重要な方途は日本語の普及と使用の奨励にあるとされ、学校における民族語抹殺策動が執拗に進められた。

一九〇五年四月一一日、日本公使林権之助が外相小村寿太郎に提起した「韓国教育改良案」には、

日韓議定書が両国の関係を規定した時から、韓側は当然の結果として日本帝国の保護国としての運命を有することになり、帝国政府がこの方針を変更しない限り、学校教育改良の方針も元来これに基づいている、と規定されている。

その後四回にわたって「朝鮮教育令」の改悪が行われ民族語抹殺政策は悪辣におし進められた。一九一一年八月に発表された第一次「朝鮮教育令」には、普通教育は普通の知識技能を教授し、特に国民たる性格を培養し、国語を普及することを目的とする、とされているが、これは日本帝国主義の破廉恥性をはっきりと見せている。一九二二年二月に改悪された第二次「朝鮮教育令」の「中学校規定」には「朝鮮語を随意課目にすることを許」すという文句が入れられているが、これは随意の名で朝鮮語課目を完全に無くしてしまおうと企図したものであった。実際この規定によって中学校以上の学生、生徒は日本語教育だけを受けることになり、朝鮮語教育は外国語教育並みのものになってしまった。その後一九三八年三月の第三次「朝鮮教育令」の「小学校規定」には、先の中学校規定と同様に、朝鮮語は随意課目にすることができると規定され、小学校の児童まで全面的な日本語教育の対象にされた。

日本帝国主義は恥知らずにも「朝鮮教育令」をもって学校における朝鮮語の完全な抹殺を実行し、朝鮮人のすべてを「皇国臣民」に仕上げ、「内鮮一体」を積極的に推進しようと図った。

日本の朝鮮併合後、教科書はすべて日本語で編纂され、強力な保障対策も具体的に取られたが、その一環として日本語教育の推進に莫大な投資がなされた。

学校内では、朝鮮語を話す子供たちに厳罰をもって対した。朝鮮語を一言でも話すと、激しい気合をかけられ、罰金、退学などに処され、ひいては殴打のみならず法の制裁を受けさえした。例えば一九二八年五月、朝鮮語授業の実施を要求して同盟休校を行った咸興高等普通学校の生徒一〇〇余名が警察に連行され、そのうち一五名が裁判に付されている。

日本帝国主義の朝鮮語抹殺策動は、朝鮮人の姓名を抹殺することにつながった。

人間の姓名問題は民族性及び民族語と切り離しては論じられず、その抹殺は民族語の抹殺ひいては民族の抹殺につながるのである。

他の民族と同様朝鮮民族は歴史的に固有な姓名を持っている。血統によって親戚関係を表わす朝鮮人の姓には、民族の歴史的な伝統、一家の家風としての精神的特性がこもっており、名には父母の意向と期待、高尚な語彙的意味と感情が反映されている。したがって朝鮮人民は、自分の姓名を固有な民族性と誇らしい伝統がこもる貴重な精神的遺産とみなし、朝鮮語の美しい音声と豊富な語彙的意味、整然とした文法的手法に基づいて名を付ける民族的伝統を守ってきた。

ところが日本帝国主義は、家門の姓と名作りの絶対的な伝統を違えることのなかった朝鮮民族に、姓も名も日本式に改めよと強要したのである。彼らは、一九三七年四月、「司法法規改正調査委員会」なるものを組織して「創氏改名」に関する問題を謀議し、一九三九年六月の中枢院会議で「創氏改名」の速やかなる推進対策を討議した。この会議では日本の大陸侵略において「重大な使命を帯びた朝鮮」

が、「内鮮一体」となるためには「創氏制度の急速な実現」が重要であり、したがって「氏届出署」を増設して「氏制度実施」の宣伝を大々的に行うことであると強調され、一九三九年一一月一〇日に出された「改正朝鮮民事令」の「総督府訓令」では朝鮮の戸主（法的代理人がいる場合は法的代理人）は、本令の施行後六か月以内に新たに氏を定め、それを府尹（府の長官）或いは邑・面長に提出することを要するという前代未聞の強盗的要求を提起した。

日本帝国主義は、犯罪的な「創氏改名運動」を正当化するための法的基礎を築いて、これに応じない人たちを弾圧する体系を立て、一九三九年から「創氏改名」にいっそうの拍車をかけた。「創氏改名」に関する「法令」の発布後、彼らは暴圧をもって全朝鮮人に日本式姓名に変えるよう強要し、これに応じない者は「非国民」「不穏な人間」として迫害し、「徴用」と「報国隊」の第一の選抜対象とした。

彼らは、「創氏改名」に関する「改正朝鮮民事令」で、定められた期限内に「創氏改名」をしなければ役所が勝手に改めることができるようにし、実際に、数多くの朝鮮人の姓と名が本人の知らぬ間に日本式に変えられてしまった。彼らは朝鮮式の姓名を維持している人は、まるで相手にせず、子供の出生届すら受け付けなかった。

一九三九年一二月には、「創氏変更細則」なるものが発表され、そこには姓氏を再度改めようとする者に本籍地ないし居住地の裁判所に申請書を提出して許可を受けた場合にのみ認めると規定されているが、当時の状況で姓氏を再度改めること、つまり元の姓氏に戻すには裁判所へ申請することなど

ハードルが高すぎて、到底不可能であったし、実際日本式の姓名を再び朝鮮式に変えることのできた例は皆無であった。

日本帝国主義の「創氏改名」の強要は、朝鮮人民にとって耐え難い精神的拷問であり、極悪な犯罪であった。

侵略者たちはまた朝鮮人民の伝統的な民俗祝祭日風習と民俗遊戯を弾圧した。

朝鮮人民は昔から元旦や中秋のような祝日にはきれいに着飾って夜遅くまで農楽などを楽しんできたが、この伝統的な風習がいろいろの口実のもとに弾圧されたのである。

侵略者たちは朝鮮封建政府に、一八九六年から陽暦を実施するよう「勧告」し、同年の陽暦元旦には朝鮮駐在外国公使たちの新年の挨拶を受けるよう迫るなど、伝統的な陰暦元旦の行事をなくしてしまおうとした。これに失敗した彼らは朝鮮併合後、陽暦を導入して陰暦元旦を祝う風を廃止してしまった。

そのうえで朝鮮人の年始回りの美風を「弊風」とし、これも「改善」するとして「共同年始回り」という奇妙な様式を押し付けた。

例えば、忠清南道論山(ロンサン)郡光石(クァンソク)面葛山(カルサン)里の「新興会」や全羅南道康津(カンジン)郡城田(ソンジョン)面桃林(トリム)里の「振興会」の規約には、「毎年正月に各家庭を訪問する弊風をなくして、みな一軒の家に集まりお互いに新年の挨拶をすること」とされている。

彼らはまた、「警察法処罰規則」を制定して朝鮮人民の親睦団結に利する伝統的な民族遊戯に弾圧を加え、崇日思想の浸透が可能だと思われる民族遊戯だけを条件付きで奨励した。

例えば一九二二年六月、晋州（チンジュ）で四万余名の人たちが集まり、綱引きに興じているのを、警官が総出動して蹴散らしてしまった。また民族伝統の遊びである石合戦を「危険な遊び」だとして禁止し、「弓撃ち」「カンガンスウォルレ」（壬辰祖国戦争の際朝鮮南海辺の女性たちが反侵略の気勢を挙げて踊った集団舞踊）など、反日的な要素を持ち、或いは民族的団結の要素があると見た民族遊戯は容赦なく弾圧した。

彼らは朝鮮の統治に利用できると考える遊戯も、当局の承認のもとで行い、それも親日分子や改良主義団体の主催で、式場に日章旗を掲げて崇日思想を宣伝する儀式を行った後で実施するようにした。

一方、日本の「武士道」を鼓吹するとして剣道や日本相撲など日本式スポーツを奨励した。

日本帝国主義は、朝鮮人民の美風良俗を抹殺するために、すぐれた民俗遺産の破壊・略奪にも血眼になり、朝鮮占領初期から警察、憲兵隊などを投入して民間人所有の民俗遺物を大々的に略奪した。

一九一五年に催された「施政五周年共進会」に際して、彼らは価値ある文化遺物の出品者には「十分な報償」を行うとして、警官を各家庭に侵入させ祖先伝来の民俗遺物をことごとく持ち去り、「共進会」の終了後はそれらを「研究資料に利用」するとして一切返還しなかった。この時に略奪された文化財は四万二〇〇〇余点に達しており、そこには朝鮮人民の生活風習とかかわるすぐれた遺物が無数に

あった。

彼らは女性の装身具や食事用具、日用品なども手当たり次第に略奪した。

一九三七年八月、反動的な「愛国金採会」なるものが作られ、「金指輪を献納せずにはめているものは指を切り落とせ」などの暴言を吐き、朝鮮女性の金・銀指輪やかんざしなどを取り上げて大陸侵略戦争資金に充当した。

それでも足りずに、一九四一年八月三〇日には、「金属回収令」をもって各家庭の真鍮製食器などを残らず奪い去った。

このことについて総督府の当局者のなかには、「真鍮が不足しているとして朝鮮人の食器である真鍮製の碗、匙、箸、鉢などを残らず奪い去った」と自認する者までいた。

朝鮮には古来、真鍮製品製造業が発達し、真鍮製の洗面器、お盆、碗などが大量に生産され、民家ではこうした器物が古くから愛用されていた。ところが日本帝国主義は戦争の需要を充たすため、警官や親日分子を使って「国防献納」の名のもと、朝鮮人の食事用具その他の日用品を見境なく略取したのであった。

＊　＊　＊

人類の五〇〇〇年の歴史上、社会が搾取階級と被搾取階級に分かたれた時から現在に至るまで、地球上には一万四五〇〇余の戦争があったとされている。

殺戮と略奪は戦争における一つの習わしである。特に植民地の獲得をめざしたヨーロッパ資本主義諸国は征服戦争であまたの文化財を略奪している。それゆえに戦争の歴史はある意味では文化財略奪の歴史であったとも言える。

しかし近代においては、戦時の略奪は非道徳的、非文明的な行為とみなされ、戦時においても敵国の文化財を保護し、戦後には略奪した文化財の返還がさまざまな形態で行われるようになった。

ところで、この文化財という語の概念が国によって一連の違いを持つことは否めないものの、普通一般には、歴史的、科学的、芸術的に価値があり、宗教的ないし世俗的な理由から、国家が特に指定した動産または不動産をさして使われている。文化財には有形のものだけでなく無形の資産も含まれている。つまり、口伝音楽のような伝統芸術をはじめ、習慣、生活様式に至る民族や人種集団の本質的な特徴を表現するすべてのものがこれに属している。

しかしながら、先にも触れたように文化財の指定の基準と方法は、時代と様式、政治的、民族的、地理的など、さまざまの要因によって互いに異なって解釈されている。

文化財の範囲と種類に対する世界的な規定としては、一九七〇年のユネスコ協約における区分がある。

この協約の第四条には「本条約参加国は、本条約の目的に即して各国の文化遺産には、下に列挙する範囲の財物が含まれると認める」とし、五種類の文化財類型を示している。そこには次のように規定されている。

①　当該国家の公民である個人或いは集団によって創造された文化財。該当国家にとって重要な意義を持ち、この国の領域で長年定住した外国公民或いは公民権のない人によって創造された文化財。

②　本国の領土で発見された文化財。

③　当該財物を生んだ国の権威ある政府が承認した考古学、民俗学及び自然科学探査隊によって獲得された文化財。

④　自由交易の結果獲得した文化財。

⑤　贈呈品として受け取った文化財或いは財物を生んだ国の権威ある政府の承認のもとで合法的に購入された文化財。

文化財に対するユネスコ協約の規定は、最も幅の広い規定だと言える。

これと共に世界の国々においても、自国文化遺産の保護と保存に関する国内法の規定で、文化財について各自がそれぞれ分類規定を行っている。

ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカ、フランスなどの欧米諸国では、法律上部分的にのみ文化財の保護を扱っており、文化財という用語も狭い意味で使用されている。

例えば、ドイツのバイエルン州では、文化的記念物を「記念物保護法」によって保存しているが、ここでは建築記念物、地面記念物、移動記念物などの区分を持つ「文化記念物」という用語が使われている。そして、天然記念物は、自然の景観などと共に「自然保護法」の一部として保護されるために、関連部署も、文化的記念物は文化部が、天然記念物は国土開発環境問題部署がそれぞれ別途に担当している。

イタリアでは有形文化財、史跡、埋蔵文化財を狭い意味で文化財と呼び、名勝及び天然記念物は環境財と呼んで、法的措置もそれぞれ区分して規定している。

日本では文化財を五つの類型、即ち有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的な建造物に分類している。

このように文化財に対する世界的な規定と、個々の国のそれには使用及び意味の上で一連の相違があるが、いずれの国であれ文化財の保護を重視していることには変わりがなく、それを法的に保護している。

現在、世界的に文化財の保護と保存は極めて重要な事業の一つとなっており、これと並んで戦時に略奪した文化財の返還も盛んに行われている。

文化財返還の世界的な動きは二つの側面に大別できるが、一つは略奪文化財返還のための法的・制度的措置を講ずる動きであり、今一つは、略奪された文化財の返還を受けるための実際的な行動措置である。

略奪文化財返還の法的・制度的措置は、先ず一七世紀に行われた諸戦争の戦後処理条約で取られ、二〇世紀半ばに至っては世界的な問題に拡大されて行われるようになったと言える。

一七世紀に行われた戦争の戦後処理条約では一部の法条項に、略奪された公文書、芸術品などをもとの所有地に返還すると言及されている。

ヨーロッパ三〇年戦争後ウェストファレン条約とポーランド・スウェーデン間の一六六〇年オリバ条約、イギリス・オランダ間の一六六二年ホワイトホール条約では、一部の項目に、戦闘中に流失した公文書、芸術品などを元の所有地に返還する問題が言及されている。

一八世紀以後、ナポレオンの侵略戦争では文化財の略奪が一段と大がかりになされたが、それに対する糾弾と共に、略奪された文化財は原所有国に返還すべきだとする動きが国際的に拡大しはじめた。こうして一八七四年のブリュッセル決議、一八八九年及び一九〇七年のハーグ条約などに、文化財を保護すべきだとする内容が断片的に反映された。

しかし、これらの時期の条約に反映された文化財関連の内容は、「敵国財産の押収を禁止」するという枠内で副次的に取り扱われる程度であった。

戦争中の文化財の破壊及び略奪と略奪文化財の返還問題が重要な議題の一つとして法的文書に反映されはじめたのは、第一次世界大戦終了以降からであった。

第一次世界大戦後における一九一九年のヴェルサイユ条約、サン・ジェルマン条約、ポーランドとロシア、ウクライナの間で締結されたリガ条約では、新たに独立した国々と宗主国の間での略奪文化財返還に関する実際的内容が反映されはじめた。

これがさらに進展して、一九三五年にはアメリカ同盟によって、文化財の保護を専門的に取り扱った歴史的価値のある、動産の保護に関する条約と、芸術及び科学機関と歴史的記念物の保護に関する条約が作成され、一九三九年には「国際博物館事務局」のイニシアチブによって、民族の芸術的、歴史的所蔵品の保護を目的とする国際条約などが作成された。

特に第二次世界大戦さなかの一九四三年一月五日、連合国代表がロンドンに集まり、敵の統治地域における財産の強制没収に関した宣言が採択されたが、そこでは占領地域での文化財の「国際的な原状回復原則」が強く主張されている。

これに基づいて、一九四四年、ロンドンで開かれた連合国の科学相会議では、文化財の保護及び返還をはかるための委員会が設けられ、ここで研究された内容は、第二次世界大戦後の文化財と関連した

最初の国際的法規であるハーグ条約（一九五四年）作成の基礎となった。

第二次世界大戦後、戦争による破壊・略奪の教訓から、戦時における文化財の保護問題は国際的な問題として提起され、これと関連した法規が国際的範囲で公式に採択されることになった。それがほかならぬ、一九五四年、オランダのハーグで採択された武力紛争時における文化財の保護に関する条約である。

本条約には、いかなる国や民族に属する文化財であれ、その損害は全人類文化遺産の損害を意味する（前文第二項）と規定し、「文化財の保存は世界のすべての人にとって極めて重要であり、国際的保護を受けることが重要であるという事実を深思熟考」（第三項）すべきだとして、世界的範囲の文化財保護の必要性を強調している。

またこの条約には、武力紛争時に文化財を尊重し、それらを破壊ないし毀損の危機にさらしてはならず（第四条第一項）、文化財の窃取、略奪、横領及び野蛮行為を禁ずるべきである（第四条第三項）などと規定されている。そして別途に採択された第一議定書には、武力紛争時に占領地域から文化財がひそかに搬出された場合、紛争の終了後、文化財を戦争賠償として押収するのでなく、占領地であった領域の当国に返還すべきであると強く主張している。

この条約の主要な特徴の一つは、武力紛争時の占領地から搬出された文化財の返還は、無条件的であると強調しているばかりでなく、文化財の返還訴訟請求には時効の適用がないということを明らか

にしたことである。
第二次世界大戦後、殖民地諸国から略奪した文化財の返還問題が広く提起され、一九六〇年代から協議され一九六四年九月一九日に採択された「文化財の不法輸出入及び所有権譲渡の禁止と防止手段に関する勧告」に従い、一九七〇年一一月一四日、パリで開かれたユネスコ総会第一六回会議では、「文化財の不法輸出入及び所有権の譲渡禁止と防止手段に関する協約」が採択された。
この協約は文化財の定義から不法な搬出入及び返還と、その解決をはかるための国家機関の設立など、文化財問題の解決をかなり総合的に含めたものとして、発展途上国の民族文化遺産を保護することにその主要目的を置いている。
このほかにも文化財の保護と返還を規定した世界的範囲を持つ法には、一九七二年に採択された「世界遺産条約」と一九九五年に採択されたユニドロワ条約を挙げることができる。
文化財の保護と返還を目的にした国際的範囲における法的諸措置が講究される一方、実際の返還のための制度的措置も広く講じられた。
特に一九七〇年代に至り、国連総会などで文化財関連の決議案は重要問題の一つとして討議された。
一九七三年の第二八回国連総会では、文化財に関する二つの決議が相ついで採択された。
会議では「文化価値の保存といっそうの発展」という決議案が第三一四八号として採択され、同時

に文化財返還のための国連総会決議案「美術品収奪の犠牲になった諸国への返還」が決議第三一八七号として採択された。

その後国連は、一九七五年から一九八一年まで毎年、そして一九八三年から一九九一年までには二年に一度文化財の返還に関する決議を繰り返し採択した。

これらの決議に基づき、一九七六年のヴェネツィア専門家会議では、文化財返還の具体的方法が検討された。この過程で、発展途上諸国にとってとりわけ重要な文化財は返還し、文化財と関連した啓蒙認識及び情報の交換、専門家の養成と関連した一連の問題についての合意がなされた。

ユネスコはこれに基づいて、一九七六年の第一九回総会をナイロビで開催し、これと関連した決議をもって法的地位の認められた「政府間機構」を選択する一方、国際博物館会議に助言を要請することにした。こうして国際博物館会議は、文化財の返還問題に関する臨時委員会を設け、略奪文化財に関する資料を収集し、返還のための法的・技術的問題の研究を行うことになった。

ユネスコは一九七八年、ダカールで再び専門家会議を開き、政府間委員会の設立を進めることと共に、ヴェネツィア会議と国際博物館臨時委員会の意見を検討し、文化財返還の原則的かつ実際的な問題を含む決議を採択し、その年の六月六日、貴重な文化遺産を創作者に返還・回復すべきだとするアピールを発表した。

こうした過程を経てユネスコ総会は、一九七八年末の第二〇回総会で、文化財の原所有国への返還

及び不法入手した場合のその回復を促すことにして、二〇の委員国を選出した。一九八一年の第二回会議以後、委員会は各国が提供する返還要求案の審議に入り、国際的友好の一環として返還された実例を報告したが、これは文化財の返還要請を受けた国に対する道徳的返還の圧力となった。

ユネスコは一九八〇年代と一九九〇年代にも、植民地下において略奪した文化財の返還を求める努力を続けたが、その一環として、一九八二年、「植民地政策、軍事紛争、外国の占拠などによる……文化遺産の損傷・破壊は容認し難く……不法に取得した作品の原所有国への回復は、民族間文化交流の基本原則の一つ」という「文化政策に関するメキシコ宣言」を採択した。

このように世界的範囲で文化財の保護と略奪文化財の返還のための法的・制度的措置が広範囲に取られている。

次に、この法的・制度的措置と共に略奪文化財の返還を受けるための活動も積極的に繰り広げられている。

過去、文化財の返還と関連した法的・制度的装置の設定と、その実現をはかる国際的な動きのなかで、かなり多くの文化財の返還が少なからぬ国の間で行われた。

歴史的に見ると、一八一五年、ウィーン会議の決定に従ってナポレオンの侵略戦争で略奪された文化財が原所有国に返還され、第一次世界大戦後一九一九年のヴェルサイユ条約とサン・ジェルマン条

約、一九二二年のリガ条約などによって、第一次世界大戦時に略奪された文化財が返還された。さらに第二次世界大戦終結後、略奪移動されていた文化財が少なからず返還された。

特に、一九七〇年に「文化財の不法輸出入及び所有権の譲渡禁止協約」が発表されてから、多くの国が植民地時代に略奪した文化財を少なからず原所有国に返還した。

一九七七年、オーストラリア博物館は、パプア・ニューギニア美術館との交渉を通して一七点の文化財を返還し、その後もソロモン諸島及びバヌアツなど太平洋上の諸島国に多くの文化財を返還した。ベルギーも、以前の植民地民主コンゴの文化財の返還要求を受け入れて、一九七〇年、キンシャサ国立博物館の設立及び技術的支援に関する協定を民主コンゴ政府と結んで、これを積極的に実行する一方、一九七七年から一九七九年まで五回にわたり八九二品目の文化財を返還した。

同じくオランダも、一九六八年インドネシアと文化協定を締結してインドネシアの重要文化財返還要求を受け入れ、一九七五年ジャカルタにおける第一回専門家会議で、共同勧告案を作成し、発表したが、ここでは第一段階として歴史的、文化的に重要性を持つ人物と直接関わりのある国家所有対象品の移転、またはインドネシアにおける重要な歴史的出来事と関連のある対象品の移転、第二段階には国家所有でなくても上のような重要性を持つ品目については、オランダ政府が現在私的に所有している人たちと直接交渉できるよう便宜をはかること、第三段階には戦時にインドネシアで紛失し、オランダで発見された文化的価値の大きい品目については、オランダ政府が所有者と接触してインドネシアに返

還するようにする協定の締結を準備することにした。こうして、一九七七年の第二回専門家会議では、オランダ人プリンツ・ディポ・ネゴが所有していたインドネシアの文化財が返還され、一九七八年にはプラヤノパパリニータ彫刻像が公式に返還された。

フランス国立博物館もまた、アジア諸国の博物館との文化財の交流を通じて、文化財返還問題を解決した。

エクアドルは一九七四年、イタリアへの搬出が確認された一万二〇〇〇点にのぼる自国の考古学的遺物を、政府間の調整を通して返還を受けることになった。

エチオピアもまた、イギリスの植民地時代に略奪された文化財及び第二次世界大戦時、イタリアに搬出された文化財の返還を要求し、少なからぬ文化財が返還された。

トルコは、一九〇六年、ドイツの言語学者ビンクラが持ち去った古代ヒタイット帝国の実在を証明する自国の粘土版文書七五〇〇枚を、一九八七年にドイツから返還された。

このように略奪文化財の返還に関する世界的な制度的装置の設置と努力が進むなかで、各国に対する文化財の返還要求がなされ、それによる返還が少なからず実現している。

これは、人類文明に対する誠意ある姿勢と立場に基づくもので、今日、世界的な趨勢となっている。

ところが日本は、敗戦後七〇年近くになる今日まで、朝鮮占領時代に朝鮮人民に及ぼした不幸と苦痛に対する心からの謝罪と賠償はおろか、過去の清算をあくまでも回避する非道徳的、非良心的な行動

に走っている。

近年、東京国立博物館で「朝鮮時代の美術」というテーマで展示会が開かれたが、展示会は開催と同時に物議を醸した。展示品はすべて朝鮮から奪った文化財だったからである。とりわけ人々を驚かしたのは、朝鮮封建王室の遺物であった。

例えば、一九世紀の朝鮮の物品という案内文を付けた、龍鳳凰文入りの鎧と兜が展示されていたが、それは高宗皇帝が着用していたものである。そこには、明成（ミョンソン）皇后を惨殺した殺人犯が宮殿内から持ち出した食膳もあった。この木製漆塗りの食膳にもいかがわしい説明文が付いていた。博物館側は展示品の出所について大倉集古館主の息子から寄贈されたものだと言っている。

朝鮮占領時代大倉は不法な手口で朝鮮から莫大な文化財を不法に掻き集めた骨董品ブローカーであった。彼の死後その子が文化財一〇四〇点を博物館に寄贈し、これが、東京国立博物館展示会のきっかけとなったのである。この展示会をさして盗難品展示会だと揶揄する声がメディアなどで上がったのは故なきことではない。問題は、展示会を主管した博物館側も日本政府も共にその内幕を知っていたにもかかわらずこのような展示会が開かれたことにある。

現在日本には、朝鮮から略奪した膨大な量の歴史遺物が公開或いは非公開で所蔵されている。

東京国立博物館だけでも陶磁器をはじめ朝鮮の文化遺物四万余点を所蔵しており、また根津博物館には、根津某なる企業家が略取した朝鮮の文化遺物が数千点所蔵されている。

地方都市大阪の私立東洋陶磁美術館にも、およそ八〇〇点の朝鮮陶磁器が所蔵されているほどであるから、全国各地に埋もれている文化財まであわせると、その数はおびただしいというほか表現のしようがないが、日本人自身がこのことを認めているのである。例えば、一九九〇年代初め、大阪私立東洋陶磁美術館で開かれた高麗磁器展示会の際、初公開の青磁象嵌牡丹唐草文梅瓶（一二世紀）について語った一専門家は、日本に所蔵されている高麗磁器にはまだ知られていないものが多いと指摘している。

ところが日本では、朝鮮から奪い去った貴重な文化遺産を「国宝」だの、「家宝」だのとして一切手放そうとせず、朝鮮民族の歴史と文化伝統に大きな疵をつけている。

道徳的見地からしても盗品は当然主人に返すべきである。現在日本にある朝鮮の文化財が、どのようにして玄海灘を渡ったかは改めて指摘するまでもなかろうが、朝鮮を占領した日本帝国主義は、あまたの人的及び物的資源を強奪したばかりでなく、国宝的価値のある歴史遺産と文化財の破壊・略奪に狂奔し、陶磁器や絵画、金属工芸品、考古学的資料、民俗遺物に至る多様な文化財を大量に奪い去ったが、その数は数十万点に達する。

日本で開かれているさまざまの朝鮮文化財展示会に出品された作品のうち、所蔵機関や所蔵者名を明示しない場合が少なくないのは、その過去の歴史にかかわっているからである。

日本はこれを恥とし、重い責任を負わなければならない。

朝鮮民族抹殺策動の重要な一環として行われた野蛮な文化財破壊・略奪蛮行は、「陸戦法規と慣例に関する規則」第四五条、第四六条、第四七条、第五六条に全面的に背き、一九三五年及び一九五四年の文化財保護に関するハーグ協約及びワシントン協約、ニュルンベルク国際軍事裁判所条例第6条にも徹底的に背く赦すまじき国際犯罪である。

略奪した貴重な歴史文化遺産は時代が代わっても子孫に返却するのが今日の世界的趨勢である。民族文化遺産はその民族の歴史と文明度を示す貴重な物質的及び精神的財宝であり、代々伝えていくべき国宝である。

現在、不法に奪い去った文化財を返還するのは、過去を反省し、民族間の和解と団結を実現する鋭い政治的問題、世界の平和と安全をはかる重要な国際的問題として世界的に提起されている。

朝鮮文化財の破壊・略奪に対する心からの謝罪と徹底した返還は、日本が朝鮮人民に及ぼした犯行の罪ほろぼしをする上で重要な内容をなす。これはしてもしなくてもよいという問題ではなく、日本が避けては通れない法的・道徳的責任である。

日本は一日も早く前世紀に朝鮮で行った前代未聞の反人倫的犯罪に対し、誠意をもって謝罪し、略奪した文化財を即時返還すると共に、破壊した文化財の賠償をきちんと行わなければならない。

日本の朝鮮文化財略奪史

著者: 孔明星
編集: 崔成峻
訳者: 韓 哲　申用日
出版: 朝鮮民主主義人民共和国
　　　　外国文出版社
発行: チュチェ103(2014)年 7月

ㄱ-483565

E-mail: flph@star-co.net.kp
http://www.naenara.com.kp

ISBN 978-9946-0-1206-3
9 789946 012063 >

朝鮮・平壌

チュチェ103(2014)年